

衆議院 内閣委員会 議 録 第 八 号

昭和六十年三月二十八日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中島源太郎君

理事 石川 要三君 理事 戸塚 進也君

理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君

理事 小川 仁一君 理事 元信 堯君

理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君

池田 行彦君 石原健太郎君

菊池福治郎君 堀内 光雄君

月原 茂皓君 堀内 堅次郎君

山本 幸雄君 山本 政弘君

山下八洲夫君 日笠 勝之君

鈴切 康雄君 柴田 睦夫君

田中 慶秋君 三浦 久君

出席國務大臣

外務大臣 安倍晋太郎君

出席政府委員

外務大臣官房長 北村 汎君

外務大臣官房領事移住部長 谷田 正躬君

外務省アジア局長 後藤 利雄君

外務省北米局長 栗山 尚一君

外務省欧亜局長 西山 健彦君

外務省経済局長 国広 道彦君

外務省経済協力局長 藤田 公郎君

外務省条約局長 小和田 恒君

外務省国際連合局長 山田 中正君

委員外の出席者

防衛庁長官官房防衛審議官 藤井 一夫君

防衛施設庁建設部建設企画課長 黒目 元雄君

外務大臣官房審議官 瀬木 博基君

文部省初等中等教育局教科書検定課長 小笠寺直巳君

文部省教育助成局長 牛尾 郁夫君

海外女子教育室長 森山喜久雄君

厚生省援護局長 務第一課長 石川 健一君

内閣委員会調査室長

委員の異動

三月二十八日

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

嶋崎 譲君 山下八洲夫君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○安倍内閣大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置関係であります。今回新たに設置しようとするのは、総領事館一館で、中国の瀋陽に設置するものであります。

これは、実際に事務所を開設するものであります。瀋陽は中国東北部の中心地で政治的、経済的に重要な地域であるばかりでなく、我が国と歴史的に深い関係にある地域であります。

改正の第二は、同総領事館に勤務する在外職員に在勤基本手当の基準額を定めるものであります。

改正の第三は、子女教育手当に関するものであります。現行制度のもとでは、年少子女一人につき月額一万八千円の定額支給のほか、特定の在外公館に勤務する職員に対してのみ、一定の範囲の教育費につき一万八千円を限度として加算が認められております。今回の改正は、現地における外国人学校の授業料等が高額であり、多額の教育費負担を余儀なくされている在外職員が少なくないもので、それに伴う負担の軽減を図るため、加算対象職員の範囲を拡大し、かつ、在外職員の年少子女が特別な事情により当該職員の在勤地及び本邦以外の地において就学している場合にも加算が認められるようにするとともに、その加算限度額を三万六千円に引き上げようとするものであります。

最後の改正点は、昨年八月の上ヴォルタ国の国名変更に伴い、同国にある日本国大使館の名称を

在ブルキナ・ファソ日本国大使館と変更するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 ただいま安倍外務大臣から提案理由の御説明のございました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法律改正の内容にも後段もちろん触れてお尋ねいたしたいと思いますが、せっかくの機会でありまして、安倍外交の展開というよりも、広く言えば、これからの日本外交の推進の基本姿勢といったような問題についても若干御質問を申し上げます。

安倍外務大臣は、御案内のとおり、中曽根内閣が成立をいたしました昭和五十七年十一月二十七日以降、内閣の中枢である外務大臣として、今日まで二年数カ月東奔西走、我が国の平和外交の展開に努力してこられたわけでございます。私は、国会同期の人間として、その労を多とするものであります。

言うまでもなく、ことしは戦争が終りましてから四十年、しかも国際情勢から見ましてこの節目の年に、日本としては、あるいは国際的にも、平和と軍縮の一年にしなければならぬという大きな命題があるかと思うのでございます。この

際、安倍外務大臣は、これからの日本外交の推進について、大臣自身は「積極的かつ創造的な外交の展開」という言葉を使っておられるようですが、安倍外交のこれからの展開についての所信をまずお伺いをしたいと思います。

○安倍外務大臣 角屋委員からのお話のように、今、日本は戦後四十年たつて、まさに大きな節目の年に際会しておると思ひますし、また外交も、そういう意味で、四十年を振り返つて、今後の新しい世界平和への貢献をしていかなければならない重大な年を迎えたと思つておられます。

そういう状況の中にあつて、今、国際情勢をどういうふうに通断しているかということでございますが、依然として厳しい状況にあるということをお我々は認識いたしておられます。同時に、そういう中であつて、我が国の国力にふさわしい国際的責任を果たして世界平和と繁栄に積極的に貢献をしていく、こういう立場から「創造的」ということを私、言つておられますが、まさに創造的な外交を展開していくと考えてございます。

具体的には、自由民主主義諸国との連帯と協調の強化。第二点としては、アジア・太平洋諸国との友好協力関係の増進。まさに、日本がアジアの一国として、その責務は大きいと思ひます。また東西間の対話、これはまさに今、米ソの軍縮交渉、軍備管理交渉が再開をされるという時点に立つておるわけでありまして、そういう意味でもその対話が進むことを念願して、日本はそのための外交努力というものを惜しんではならない、こういうふうに通断しております。

そういう中であつて、地域的にも紛争が起こつておりますが、今非常に大きな注目を集めておりますイラン・イラク紛争、あるいはまたカンボジア問題等のこうした地域紛争の平和的な早期解決に向けての努力を、これまでも続けてまいりましたが、今後とも続けていかなきゃならない、そういう中で日本の役割というものは非常に大きいと思ひます。日本でなければできない平和努力というものもあるわけでございますから、そうした平和

努力を行つていく。そして、まさにことしこそ平和と軍縮へ向かつて大きく踏み出さなければならぬ、そういう年にしたいものだ、こういうふうに通断しております。

さらにまた、今、日米の経済摩擦に象徴されるように、世界の中で保護主義がじわじわと台頭してきておるわけでございますが、まさにそうした困難を克服して自由貿易体制というものを維持していく、堅持をしていく、これは世界の平和と安定、経済の繁栄のためには欠くことのできない基本的な体制であると思ひまして、こうした自由貿易体制の維持強化、さらにまた世界経済の発展に向けて貢献をしなければならぬと思ひます。

同時にまた、第五番目に、私が強く主張しておるわけでございますが、今アフリカ等は大きな飢饉に苦しんでおるわけでございます。南北問題も、累積債務の問題等いろいろと深刻な問題等が起こつておるわけでございます。日本としましては、去年以来特に飢饉に苦しむアフリカに對しては、官民挙げて協力、支援を強化いたしておるんですが、こうしたアフリカを初めとする開発途上国への援助、協力等につきましても積極的に取り組んでいくということがこれからの外交の大きな課題である、こういうふうに通断しております。

こうした世界情勢の変化の中で、日本は具体的に日本の進むべき道を探索しながら、世界平和への貢献、世界経済の安定と繁栄のために、日本でなければできない自主的な積極的な外交を展開してまいりたいというのが私の決意でございます。

○角屋委員 今の安倍外務大臣の所信、これは従来からも、大臣自身の外交姿勢として、日米の友好を基軸としながら西側の一員としての立場に立ち、またアジア外交を重視しながら、同時に、今もお話のように東西間の緊張を緩和するといったような立場も踏まえて、しかも現実起こつてくる日米経済摩擦の打開問題、あるいは飢饉に苦しむアフリカの問題、現地に大臣自身がみずから行かれたわけでございますが、あるいは今相

当激化を伝えられておりますイラン・イラク戦争といったような問題に對して、日本として当面どういう手を打とうとするのか。また数日前、東独におきましてソ連兵による米軍将校の射殺事件が起こつて、これが米ソのこれから本格的に始まるのかどうかといったような問題があつたり、あるいは中国の魚雷艇の艦内でいわれる反逆殺人事件が起る、韓国にこの船が行つて、そして韓国、韓国の外交ルートを通じて平和裏にこれが返還をされることといったような報道もあるわけですが、これらの問題について、これからの外交展開上、どういうふうに通断をしておられるのかという点について若干御説明をお願いしたいと思います。

○安倍外務大臣 今イラン・イラク戦争が激化をいたしておるわけでありまして、我々も非常に心配をいたしておられます。この状況がますます悪化し、そして激しくなれば、思わざる事態に突入するおそれがあるわけでありまして、何としてもこのイラン・イラク戦争の拡大防止に努力をしなければならない、同時に最終的には平和的解決に持つていかなければならないと思つております。

日本としましては、一昨年来、このイラン・イラク戦争につきましまして、日本がイラン、イラク両国とも友好関係があるという利点を生かして、何とかこのイラン・イラク戦争の拡大防止のために貢献できないかということで、一応いろいろの道を探つてまいりました。私自身もイラン、イラクを訪問いたしましてその道を求めたわけでございますが、何といひましてもイラン・イラク戦争の背景は非常に根深く、歴史的な問題もあるわけですから、なかなか容易なものではございません。しかし、日本としましては、イラン、イラクとの外交関係を強化する中で辛抱強く戦争拡大防止のための努力をいたしてまいりまして、日本の提案等も既に昨年の国連総会で私からも発表いたしました、これを両国が受諾するようにも努めてまいつたわけでございますが、なかなか大きな成果を上

げるに至つておりません。今日に至つておるわけでありまして。

そういう中で爆撃や攻撃が続いて、テヘランの在留邦人等の引き揚げ問題等も起こつてきたわけでございますが、しかし、私としましては、イラン、イラク両国と日本との間で、外交パイプも太くなつてまいりましたから、何としてもこの際一つの役割を果たして貢献をしていかなければならぬというふうに通断をしておる、その後も引き続き関係を強化しまして努力を重ねております。

イラン、イラク両国とも戦争はお互いにやつておりますが、やはり日本に對する期待は相当大きいように思ひます。最近では、イランの特使が日本にやつてまいりましてイランの立場を説明するとともに、戦争の解決に向かつての日本の努力を要請をいたしてまいりました。また来週の初めにはイラクの外務大臣が、一日だけありますが、わざわざ日本を訪問いたしまして、日本とイラクの関係だけでなく、イラン・イラク戦争全体についても日本と話し合うということでございます。したがつて私としては、こういう機会をとらえまして日本の真意を説明をいたしまして、さらにひとつ努力を大きく進めてまいりまして、これは日本だけでできることでもないわけですから、国連との協力あるいはまた関係国の協力も求めながら、戦争の不拡大あるいはまた最終的な平和解決に向かつてこれからのひとつ全力を傾けたいと思つております。

それから、中国の魚雷艇が韓国領海に入つていろいろとそこで問題が起こつたわけでございますが、この事件につきましても、日本は中国と韓国との間のいわば意思の伝達等につきましてもいろいろと協力をしてまいりました。最終的には中国と韓国との間の直接交渉によつて問題が解決をいたしまして、既に、韓国内にありまして中国の魚雷艇、そしてその乗組員は中国に出発したと聞いておるわけでございますが、この事件も大きな問題に至らずして解決をいたしたことを喜んでおるわけでございます。

また、ボツダムにおいてアメリカ軍将校がソ連兵士によって射殺されたという事件が起こりました。これはアメリカ国内におきましても大きな反響を呼んでおられるわけでございます。またこの問題は片がついておられないわけでございます。しかし、せっかく米ソの間で核軍縮交渉がようやく再開をしたということで、世界は非常に大きな注目をいたしておりますし、期待もいたしております。流れがそうした軍縮の方向へ大きく進んでおるといふ国際情勢の中ですから、こうした事件によりましてこの流れが変わらないように、何とか米ソの交渉等もこれから進んでいくように、我々としてもこの事件がそういう立場から解決されるということを期待をいたしておるわけであります。

○角屋委員 今安倍外務大臣から最後に触れられました点とも関連をいたしますが、質問の第二点といたしましては、御承知のジュネーブで三月十二日から始まっております米ソ包括軍縮交渉、これが現実には話し合いがなされておりました、私どもの承知しておるところでは、戦略核の問題あるいは中距離核の問題、宇宙兵器の問題、こういった問題での個別交渉、あるいはそれらを包括する全体会議といったようなことでこれから話し合いが進んでいくという情勢にありまして、ことしを平和と軍縮の年にするという意味では、米ソの従来の敵しい対立関係からいわゆるデタントの方向へ一歩進むということ、国際的にも大きな期待が持たれておるわけでございます。

カンベルマン米国首席代表が、大統領の指示もあつたと思ひますけれども、最近一時帰国をいたしました、レーガン大統領にこれまでの状況を報告するとともに、次期戦略ミサイルMXの予算凍結解除についても、下院に対する働きかけ等もしたということが報道でも出ておりますが、それはそれといたしまして、ソ連のカルポフ代表との間で、この包括軍縮交渉が実りある方向に進むことを私どもとしても強く期待をしておるわけでございます。現段階においては、来月二十三日ごろま

で第一ラウンドの話し合いが行われるというふうにも報道されておるわけでございますが、こういった米ソ包括軍縮交渉の始まっている矢先に、今次国会でも大変大きな問題の論議になりました、新年早々のレーガン・中曽根日米の首脳会談、これは安倍外務大臣も同行して一緒に議論されたわけでございますけれども、そこで出されたわゆる戦略防衛構想、SDIの問題について、中曽根さんはこれに理解を示した、今後の研究開発等の問題については日本側にも連絡を願いたいといったようなことで、SDIの構想に対して深い理解を示したということが言われております。

言うまでもなく、日本は平和憲法体制の中にあるわけでありまして、同時に、世界唯一の被爆国として、核廃絶というものの悲願に向かって国際外交を展開しなければならぬ重要な役割をやはり持っていると思うのであります。数日來、このSDIの問題について、アメリカのワインバーガー国防長官が、日本を初めNATO諸国等に対して、いわゆるSDIに對する協力要請ということをしておるといふふうにも伝えられております。こういったSDIに對する協力要請というものが、正式に日本の方にも書簡としてなされてきておるのかどうか、もしなされてきておるとすれば、どういった中身で要請をされておるとすれば、こういった米ソ包括軍縮交渉の展望といったような問題、同時に、アメリカのワインバーガー国防長官からSDIに對する協力要請が来るとおるとか、また、そういった問題が来るとおるとすれば当然これに對するいわゆる内閣としてどう対応するのといった問題が重大な問題でありますけれども、率直に言つて、これらの問題については日本としては慎重な対応が必要である、基本的には我々としてはそういうものに加わっていくということに反対でありまして、慎重な対応が必要であるというふうに思ひますが、これらの問題について御答弁願ひたいと思ひます。

○安倍外務大臣 まずジュネーブの交渉であります。三月十二日から開始されました交渉は、当初週二回のペースで会合が行われましたが、今週からはグループごとの会合がそれぞれ週一回のペースで行われることになっておりまして、また、今次交渉ラウンドは四月二十三日に終了の予定、こういったふうにも承知をしております。

交渉の見通し等につきましてもまだ確たることは申し上げられないわけでありまして、具体的な問題につきましては米ソ間で主張が大きく異なっておりまして、今後交渉が相当長期にわたることは不可避の状況と思われまします。

いずれにしましても、我が国としては、右交渉においてたちまちにして合意に達する可能性があるといたした幻想を抱くべきでなく、辛抱強く冷静に見守っていく必要があると考えます。

我が国としましては、交渉の進展のため、今後とも西側の結束を図りつつ、米国の交渉努力を積極的に支持していく所存であります。

夜遅く、ワインバーガー国防長官から私に對しまして、アメリカ在ワシントン大使館を通じて書簡が届いたわけでございます。

その書簡の内容につきましては、ワインバーガー国防長官がNATOの理事会において発表いたしましたように、日本に對して協力を求める内容となつておられるわけでございます。この内容そのものについては政府委員からも答弁をいたささせていただきますが、まだ受け取ったばかりでございます。内容を十分慎重に検討いたしまして、それに対する政府の態度を決めたい、こういったふうにも考えております。

○栗山政府委員 ただいま大臣から御答弁のありましたワインバーガー国防長官から外務大臣あての書簡の内容について、補足的に御説明申し上げます。

書簡の日付は二十七日付ということでございまして、内容につきましては、ポイントだけを申し上げます。今後、アメリカとしては、SDIの研究に貢献し得る各種の技術の分野において同盟国と一緒に研究を行っていく用意がある。したがって、いましてそういう考え方に立つて、同盟国の方々で関心のある技術の分野、そういうことでアメリカと協力をし研究をやっていく関心のある分野について、どういった分野に関心があるかということ、それをアメリカに知らせたいということ、それから、そういう同盟国の判断に資するために、今後、専門家に對して、アメリカとしてはいろいろなブリーフィングを行う用意があるということ。それから、その関心の表明については、一応六十日以内にアメリカに對してそういう関心の表明をやつていただきたい。主な点はそういう内容でございます。

○角屋委員 後段の、ワインバーガー国防長官の方からSDIに對する、今政府委員から説明のありましたいわゆる協力要請というもののに對して、日本政府としてどう対応するかという問題はやはり極めて重大な問題であります。後ほど日ソ関係についても質問をいたしたいと考えております。

が、いわゆるSDI構想について、日本はもとよりヨーロッパのNATO諸国等に対して協力を要請するという点で、日本がこれに積極的に関与していかねば、いわゆるアメリカの防衛戦略に、アジアにおいての日本、あるいはヨーロッパにおけるイギリス、西独、フランス等を初めとするNATO諸国といったものが一体化の中で、ソ連との対立姿勢をより一層明確にしていくということに相なつてまいらなければならない。ジュネーブで始まつていく包括的軍縮交渉のこれから展開に大きな期待を持つ我々としては、SDI研究そのものを米ソの包括的軍縮交渉を通じてストップさせるということが我々の基本的な考え方でありまふけれども、日本側の態度というのはそういう意味で極めて慎重であらねばならぬ、また全面的にということであつては断じてならないというふうに考えます。これらの問題に対する対応は今後どうしていくのかということについて、もう一度外務大臣から御答弁を願ひたい。

○安倍内閣大臣 SDI構想につきましては、日米の首脳会談において日本の立場は明確に中曽根総理から述べております。これは、アメリカの言ひますような構想の内容であるとするならば日本はこれを理解する、こういうことではございません。しかし、何といひましてもこのSDIは大変長期的な研究開発を要するものでありまして、まだまだ研究が始まつた段階でございますから、この間に全貌について今云々するという状況ではないわけでございます。これからSDIの研究が進むにつれて日本はアメリカから情報を得たいということにつきまして、アメリカの了承も得ております。同時に、場合によつては協議もしなければならぬ、そういうことで協議についても合意を見ておるわけでございます。非常に先の長い問題であるわけでございますが、このSDI構想がアメリカによつて発表された、こういうことは、ある意味においてはジュネーブの米ソの交渉を再開するに当たつて一つのばねになつたということも言えないわけではないのか、私はこういう

ふうに見ておるわけでございます。ソ連もこの構想に對してはは大変重大な関心を持つておるとは御案内のとおりでございます。このSDIがジュネーブの会議の中でこれからどういふふうに取り扱われていくかということ、米ソ間の問題として我々も注目をいたしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、日本との関係におきましては理解ということ、今いわばその他の問題については保留をしておるという形でございますので、これからどうするかといったことについては、十分政府の中で相談をいたしまして、何としても日本の基本的な考え方というものがあつてございまして、この基本的な立場というものを踏まえながらこの対応をまいりたい、こういうふうにしてまいります。

○角屋委員 本委員会においても安倍外務大臣の出席を求めて外交、防衛問題についての議論をいたす機会が予定されておりました、そういうときには、我が党の上原さん初めそれぞれ、こういった基本問題についてはさらに議論をしていただくことに相なつておるのでございます。いづれにしても、このSDI構想そのものについて我が国としてどういふふうに対応するかといった問題は、宇宙については一九六七年の宇宙空間平和条約があり、また一九八三年十二月の第三十八回国連総会で採択された宇宙における軍備管理競争防止に関する決議、これは日本が賛成をしアメリカは反対したわけでありまふけれども、そういう国連決議もあり、日本にもこういった宇宙の平和利用という問題における国会決議もあるわけでありまふから、そういうものを踏まえまして誤りのない対応をしていただきたいということを厳しく注文しておきます。

次に、日ソ関係について触れたいと思うのであります。私は、たまたま数年来日ソ友好議員連盟の事務局長という役柄を仰せつかつております関係上、ソ連を訪問する、あるいはソ連からおいでになる

お客さんが政府の方々なり衆参両院議長に表敬訪問されるときには御案内という役目も持つておるわけでありまふが、去年、大韓航空機撃墜事件以降、日ソ関係がアフガン問題も含めて大変厳しい状況の中、私は佐藤文生さんと一緒に春にモスクワを訪問して、懸案の日ソの国会代表団を日本に迎える問題を含めて、ソ連の首脳部といひろ話し合いをいたしました。さらに八月には、日ソ友好議員連盟の会長に御就任をされた櫻内さんと一緒にソ連を訪れて、そして、私としては初めてでありますけれども、ソ連の幹部の皆様以外に、グロムイコ外務大臣と約二時間、日ソ間の問題についていろいろ議論をいたしたわけでありまして、櫻内さんから、北方領土問題を解決して日ソの平和条約を締結する、これが真の日ソ友好の基本的なスタートになるという立場から、日本側の主張をされたことは当然のことでございます。さらに十月には日ソ円卓会議があり、そういうところで、これから日ソの問題を考える場合の一つの判断の素材として、日ソの経済協力問題あるいはまた日ソの文化協定締結の問題といったようなものを含めた共同コミュニケが、民間ベースではございましてけれども取り決められたわけでございます。

で、御案内のとおり、中曽根総理と安倍外務大臣は本年早々日米の首脳会談を持たれ、さらにソ連との関係では、チェルネンコ書記長が御逝去されたのに伴ひます中曽根総理、安倍外務大臣が一緒になつて吊問外交でソ連を訪れる、そして新しく書記長になられたゴルバチョフさんと日ソの首脳会談が持たれた、そこで、かねてからの懸案でありますグロムイコ外務大臣の訪日といった問題も大きくクローズアップされておるわけでありまふ。

これから米ソの包括的軍縮交渉が進められてまいりますけれども、何といひましても日本の立場としては、アメリカに深く傾斜するということを戒めながら、ソ連との関係についても、グロムイコ訪日の問題を含めて日ソ関係の改善を図るというこ

とが安倍外交の重要な柱であらうかと思うのでありまして、これらの問題について安倍外務大臣としてどう推進されようとするのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○安倍内閣大臣 日ソの問題につきましては、日本の基本的な立場は、角屋委員もよく御承知のとおり、領土問題を解決して平和条約を結ぶということでございます。これまでそういう基本的な姿勢のもとで対応してまいつたわけでございます。そういう状況の中で、日ソ間はいろいろと変転を続けてまいりました。一昨年の大韓航空機事件、大韓航空機が撃墜されるという事件等もありまして日ソ間は急激に冷えた時代もあつたわけでございますが、日本としては、そういう領土問題という基本問題はありますが、同時にまた、日ソというのは隣国同士でございます、歴史的にもいろいろのつながりを持つておるわけでございます。体制は違ひますけれども、しかし日ソ間の対話あるいはまた友好関係は維持してまいりたい、そういう中で領土問題を解決して、平和条約を結びたいというのが我が国の考えでございます。したがつて何とか関係の改善を図つていかなければならない、それが将来の日ソの懸案を解決し、真の友好関係を結ぶ上にも大事なことである、私としましては、いろいろ不幸な事態はあつたわけでございますが、日ソ間の友好関係を進めるための対話の努力はしようということで、今日まで努力を重ねてまいりました。

政府間におきましては、中東問題あるいは国連問題についての協議であるとか、前山村農林大臣の訪ソであるとか、貿易問題についての政府間の交渉、相互間の協議の再開であるとか、さらにまたソ連からの要人の来日を求める、こういう努力を重ねてまいりました。クナエフ政治局員も去年日本を訪問されたことは、御案内のとおりであります。民間あるいは議会のベースにおきましても最近相当交流が活発になつてまいりました。議員連盟間における交流であるとか経済界における交流、日ソ経済委員会の開催といったものも

対話が積み重ねられてまいりました。その点では私自身としても大変喜んでおるわけでございませう。そして、今回吊問、チエルネンコ前書記長の逝去に伴います中曾根総理と私のモスクワ訪問におきまして首脳会談も実現する、こういう運びになったわけでございます。

私たちとしては、そうした対話を積み重ねる中で、日ソ関係を大きく前進させるには、グロムイコ外相の訪日をお願いしなければならぬ。これは日ソの間ではいづれの日ソの定期外相会議というのがあつたわけでございませう。しかしその定期外相会議が動くことによつて両国の関係というのは大きく前進していくわけですから、定期外相会議というものを定着させなければならぬ。しかしそれには、何といひまして今度グロムイコ外相に日本に来てもらわなければならぬ、その番がやつてきたんだ、こういうことで強く求めておりました。これに對しましてグロムイコ外相も前向きに對応したいということで、今日までいろいろその点について話を詰めておつたわけでございませうが、今回の首脳会談におきまして、ソ連の最高の責任者であるゴルバチョフ書記長みづからが、グロムイコ外相の訪日を肯定的に對応するということを発言したわけでございませう。これはまさにグロムイコ訪日の大きな前進を意味するものではないか、こういうふうに思つております。

私も早速、日ソ間の事務レベルでこの訪日問題を詰めるように指示をいたしたわけでございませうが、私としては、グロムイコ外相の訪日を迎へまして、二国間の問題あるいは国際情勢等について基本的な十分論議を重ねまして、そして日ソ関係の改善のための大きな一つのスタートといひますか、そういうものに持つていきたいものである、こういうふうに思つておるわけであります。

○角屋委員 チエルネンコ書記長の逝去に伴いますゴルバチョフ新書記長の登場ということは、日本はもとよりであります、西側の諸国において

も、いわゆるこれからの東西対立の緩和、あるいは米ソにこれから展開されてまいります包括的な軍縮交渉といったようなものの展望について期待が持たれておる。それは、二階堂さんが中国を訪問されて、きょうの報道でも出ておりますように、中ソ間は必ずしもい条件に長い間なかったわけでもございませうけれども、ゴルバチョフ新書記長の登場を歓迎しながら、もちろん中国としては、かねてから中ソの国境における軍事的な問題、あるいはベトナムのカンボジアへの進取問題、アフガンの進取問題等々についてのソ連側の改善の姿勢というものが前提条件になりますけれども、これから中ソ間においても従来より関係改善がなされていくという予測も持たれるわけでありませう。

そういった中で、吊問外交ではございませうが、米ソの間で首脳会談が持たれる、そしてこれから、今も安倍外務大臣御答弁のように、グロムイコ外務大臣の懸案の訪日日程を秋までに実現させるといふことは大きな意味を持つておると思ひます。

グロムイコ外務大臣は、御案内のとおり一九〇九年生まれ、七十五歳という年齢と承知しております。新しく登場いたしましたゴルバチョフさんは五十四歳という若さで書記長として登場する。世代交代的な感を國際的にも深くするわけでもございませうけれども、グロムイコ外務大臣自身は、かつてはアメリカの大使をやつた、あるいはイギリスの大使をやつた、國連大使をやつた、外務次官から外務大臣へのコースということで、長年にわたつて、戦中戦後を通じて外交關係の中核にあつてやつてきた、國際的にも異例な不倒の記録を持つた外務大臣といふことが言えようかと思ひます。日本への訪問は昭和四十一年、昭和四十七年、昭和五十一年、この三回にわたつてグロムイコ外務大臣が訪日されたことと私自身承知をしております。今回訪日をされることになればまさに九年ぶりの訪日ということにも相なろうかと思ひわけございませうが、この訪日と關連をいたしまして日

ソの事務レベル協議というのが五月に予定されておるわけでありませうが、恐らくそこでは、經濟協力の問題あるいは文化協定締結の問題といふようなことを日本側としても検討しながら、日ソ間で事務レベルのいづれ環境づくりといった配慮もなされていくかと思ひます。

私は、文化協定そのものについては、日本自身外國との關係でも約二十數カ國との間で文化協定を結んでおるわけでありませうし、日ソ間においても協議を通じて文化協定の締結といふことを強く望みたいと思ひます。長期經濟協力協定といふことになりませうと外務省はむしろ否定的な立場をとつておるやに聞いておりますけれども、しかし、日ソ間における經濟交流といふものは、當然隣國として進めなければならぬし、日本の經濟界自身にも、やはりそういう面での強い要望等も背景としてあるわけでありませう。

この際、五月の日ソ事務レベル會議を通じて經濟協力問題、特に文化協定の締結あるいは租稅關係の協定の締結等取りまとめながら、その上に立つて秋のグロムイコ外務大臣の訪日というプログラムにあるかどうか、この点について重ねて御答弁をお願いいたします。

○安倍國務大臣 日ソ關係、まだまだこれからやはり長い道のり、しっかりと腰を据えてやつていかなければならぬと思ひます。そういう中であつて、当面グロムイコ外相の訪日を求めるというのが私どもの姿勢でございませうが、五月の末にはカピツア次官が今おっしゃるやうに日本を訪問することになっております。この次官訪問におきまして、日ソ間の広範な問題にわたつて協議が行われるわけでもございませうが、私も、今おっしゃるやうに、この次官會議といふものを通じてグロムイコ外相の訪日の件についてひとつ詰めることができることを期待をいたしております。

その間にいろいろ問題が協議されるでしょう。今の文化協定の問題も、これは中曾根総理とゴルバチョフ書記長との會談の中で、日本としてもこ

れに取り組んでいく考えだということを明確に申し上げましたので、この点も話し合う必要があると思ひます。同時に租稅協定についても、いよいよ交渉を開始するといふことについても日本も異存はありませんから、この点も話し合われる可能性も十分あると思ひますし、あるいはまた經濟協力の問題につきましても、民間あるいは政府それぞれのレベルの經濟交流についても話し合われるわけでもございませうが、ただ、長期協定につきましても、これは首脳會談におきまして中曾根首相から、經濟協力を進めるといふことは結構だし、この点についてはこれから大事な問題でもあらう、日本としてはこれに對して異存はないけれども、しかし、長期的な協定をつくることにはどういふては日本はこれに賛成することではできないといふことを率直に申し入れてあるわけでございませう。したがつて、經濟協力關係そのものを否定するわけではありませうし、これはやはり隣國の關係でありませうし、貿易、經濟、これから進めていかなければならぬと思ひますが、長期的な協定を結ぶといふことについては、これは私どももその考えがないといふことをソ連側に強く申し入れておりますから、ソ連もその辺については日本の立場は十分御承知をいたしておるものと考へております。

この次官會議は我々としても非常に大事な會議であるといふやうに考へまして、この會議において、これからの日ソ關係が新しく展開していくための一つのスタート点になることを念願をしております。そして、これがグロムイコ外相の訪日につながることもまた同時に願つておるわけであります。

○角屋委員 この機会に、これは当然近くなされると思ひますけれども、パブロフ大使がやめられて、新しくアブラシモフ駐日ソ連大使が日本においての認証手続を終わつてないわけでありませう。恐らくこれは天皇陛下の日程の御都合等も考へながら日程を詰めておる、今月末までには実現

するのではないかと、いうふうにも観測をいたしておるわけですが、我々日ソ議連のような立場で新しく就任されたアブラシモフ大使と懇談をしたと言いましても、やはり外交辞令として正式に日本大使としてきちつと決まるということでないとい程が組みにくいということもございまして、この辺のところは今大体どういふことになつておるのかということについても、次の御答弁の機会にお答えを願いたいと思います。

日ソ関係については、グロムイコ訪日を含めて、これから安倍さんとしても本格的に東西対立の緩和、デタントの空気の醸成といった立場から積極的に取り組んでもらいたいと思いますし、私も、こういった国益に基づいて必要な点については超党派的に協力する姿勢ももちろん持つていかなければならぬ。これは朝鮮民主主義人民共和国に我が党の石橋委員長が行つて、懸案でありました民間漁業協定の中断問題というものについて話し合ひをつけて、そしてこれが再開されることになる。安倍外務大臣からも石橋委員長に謝意を表されたようでありまして、そういう外交問題は、基本的に与野党で、場合によつては意見の食い違ひを来すという問題は民主国家の常として当然ありますけれども、しかし同時に、我が国の国益から見て必要な外交の展開については、政府は政府の外交権限に基づいて、我々は議員外交、民間外交を通じて場合によつてはそれをバックアップするということも当然あつていいと私は思うのであります。

この際、難航しております日ソ漁業交渉の問題について、もう少しお尋ねをいたしたいと思います。去年、私は、櫻内さんと一緒に行ったときに、山村前農林大臣が訪ソされる前でありましたから、ソ連のクドリヤフツエフ漁業次官と約二時間にわたつて、日ソの協定の改定問題あるいは日ソ漁業交渉に関する基本問題ということについて、いろいろ日本側の立場をお話し合ひをし、懇談を重ねたことがございます。同時に、辞任されまし

たバブロフ大使に対しても、櫻内会長とともに約二時間、日ソ漁業交渉の問題について日本側の立場を説明したりいたしました。

第一ラウンドは一応解決したわけであります。サケ・マスを含む第二ラウンドの交渉というのは、やはり相当難航しておるといふふうに観測をいたしております。これは、国連海洋法の第十六条、遡河性資源の問題のソ連側の解釈と日本側の解釈という問題がやはり対立点の一つだと思つておりますが、日ソの当面の漁業交渉がどういふふうに進んでいるのか、これはサケ・マスの漁期を迎える前に話し合ひをきちつと決めて、関係漁業者に影響を与えないように最大限の努力をしなければならぬ問題であります。

やはり私は、日ソの漁業交渉という問題は、漁業者だけの問題でなしに、いわゆる北洋の関係あるいは太平洋、日本海のソ連、日本にかかわる海が平和の海として存在するためには、日ソ間の漁業が平和と裏に操業が継続されていくということも非常に重要なファクターでありますし、日ソのあつて意味における平和のきずなということも言えようかと思つておりますが、日ソ漁業交渉の当面の経過と問題、これからの展望ということについて御答弁を願いたい。

○西山政府委員 お答え申し上げます。日ソ漁業協力協定につきましては、昨年の五月に第一回協議を行ひまして以来、ことしの二月に第五回の協議を行つて、双方でもつて意見交換をすつと続けてまいりました。

御指摘のとおり非常に難しい点を含んでおりまして、そういう過去の経緯を踏まえた上で、この三月二十一日から、現在モスクワにおいて第六回の協議を継続中でございます。我が代表団は、現在、新協定の早期締結に向けて全力投球で努力をしております。

主要な問題は、既に先生が御指摘になりましたとおり、我が国漁船によるサケ・マス漁獲の取り扱いでございます。国連海洋法条約中の遡河性資源の取り扱いに関する条項の規定より、これ

を念頭に置きまして、具体的に、このような考え方を新協定の中にどのような形で規定するべきであるか。これは両国間の漁業の態様を今後長きにわたつて決めていく問題でございますので、非常に慎重に双方ともに対応しなければならぬ。そういうことで、双方間に主張が対立しているのは事実でございます。

このほかにも、これに関連いたしまして、日本漁船が漁獲を行うときの条件をどのようにするべきであるか、あるいは取り締まりについてどのように規定すれば先ほど申し上げましたような立場と調和がとれるか等々という細かい問題もございまして、そういうわけで、現在鋭意交渉中でございますので、それ以上の細部に触れることはこの際はお許し願いたいと存じます。

ただ、その見通しをいたしましては、ここ数日相当の進展が見られていふふうには私もは考へております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、日ソの漁業交渉問題については、私も党の水産関係に長年タッチした関係もありまして、これがスムーズに妥結され、サケ・マスの漁期の開始に重大な支障の起こらぬようにしたいものだ、こういうふうな思つておられて、外交ベースにおける最善の努力をぜひお願いしておきたいと思つております。

次に、経済協力問題について若干お尋ねをいたします。政府開発援助の問題、ODAの問題も含めて経済協力問題というのは、軍事で国際的な役割を果たさないという日本の基本的立場から見て、やはり世界の自由主義国第二位の経済力を持つに至つたというふうな数字上出ているわけでありまして、そういう面から、南北問題の根底にあるところの相互依存と人道的配慮といったような基本的理念に立脚をして、開発途上国の経済社会開発、民生の安定、福祉の向上を支援するという意味における経済協力というのは、我が国として積極的に進めてまいらなければならぬ。そしてこれは、直接そういう問題の議論をする衆参の一つの重要

な委員会でありまして、外務委員会においても、昭和五十三年四月五日「対外経済協力に関する件」、昭和五十六年三月三十日「経済協力に関する件」を委員会決議として、こういった経済協力問題について、いわゆる超党派的な立場からの経済協力についての基本的注文というのをなされていくことも、大臣御承知のとおりだと思います。

私は、今日、日本の経済協力がアメリカの防衛戦略的な強い圧力といふものがある、そういうものでゆがめられていふのは断じて相ならぬという基本的な認識を持つておるわけでありまして、きょうはそういう点に深く触れて議論するとはあきませんけれども、これは、これまで日本政府としても、昭和五十三年から五十五年までの中期計画でODAの三カ年倍増計画というのを進めてまいりましたし、引き続き新中期計画として、五十六年から本年までODA五カ年倍増計画というのを国際的にも公約され、九八％本年をもつて新中期計画達成ということにも相なつておりますが、問題は、これから新々中期計画をどうするかというところがやはり今重要な国際的関心事であると思つております。

それで柱は、ODAの量的拡大のみならず、国際的にも非常に水準としておくれた面もございまして、こういう面の質的な改善、いわゆる贈与比率アップの問題であるとかいったような点等も含めて質的改善も新々中期計画の中へ織り込んで、国際的に打ち出さなければならぬという時期に来ておるかと思つております。

この点では、十一月、十二日にOECDの閣僚理事会がパリで開かれることになつておりまして、安倍外務大臣がそれに御出席になるわけでありまして、世に伝えられておるところでは、このOECDの閣僚理事会の際に、安倍大臣の演説の中で、経済協力に対する新々中期計画を対外的に打ち出すというふうな注目をされておるわけでありまして、これは五月のボン・サミットも控えておりますし、貿易摩擦に対する先進諸国における批判等もある中でありますから、日本の姿勢を示す重

要な機会かと思ひますけれども、こういった新々中期計画の基本的構想というものも含めて御答弁を願ひたい、こう思ひます。

○安倍国務大臣 ODAは我が国の平和外交を推進する上における最も大きな柱の一つである、こういうふうな思ひでおります。日本として、このODAの充実にはこれまで努力をしまひました。今お話がありました三年倍増計画も一応達成し、さらにまた昭和六十年で終わる倍増計画も予算の上では九八%の達成率を見たわけでございます。しかし、これからの日本が国際的な役割を果たしていく上においては、さらにこの開発途上国に対する援助を増大をし、強化をしていくということは最も必要なことであらう、私たちが全くそういうふうな思ひでおります。

そういう中で、一応の中期計画が終わつたらこれから新しい計画をどうするかというのがまさに国際的にも注目をされておりますし、また日本としてもこれは避けては通れない課題であらうと思つております。OECDの閣僚理事会におきましても、この問題につきまして私自身も日本の政府を代表して方向を打ち出していかねければならぬ、日本の基本的な姿勢を打ち出していかねばならぬと考へておるわけでございまして、今このこれからの新しい計画をどういふうな内容に持つていくかということにつきましても、現在関係各省とも詰めておるわけでございまして、非常に厳しい日本の財政状況の中で日本がどれだけの国際的な責任を果たし得るかというおのずから限界もあるわけでございしますが、そのぎりぎりのところまで日本は努力をする姿勢を世界に対して示したい、こういうふうな思ひでおります。

具体的にまだまだ詰めの段階でございまして、いずれにしてもこのODAの強化、増大に努力していくという基本方針は持つておりますが、具体的にどういふふうにするかということについては、もっと詰めた上で、少なくともOECDの閣僚理事会までには見通しをつけておきたい、こういうふうな思ひでおります。

○角屋委員 DAC諸国の政府開発援助を、一九八三年について資料をいただいております、それを見ましても、先ほどもちよつと抽象的に触れたように、量的な面ではアメリカ、フランスに次いで日本は第三位のポジションを占めておる。フランスは自分の海外領土その他の関係の援助も含まれておりますから、そういうものを除きますと、日本は量的な面ではアメリカに次いでナンパ一ツの地位を占めておる。しかし、対GNP比ということになると、いわゆるOECDの下部機構である開発援助委員会、DAC、十七カ国で〇・三三というところで第十二位、同じく国民一人当たりの負担額という点から見ると三・一五ドルで第十二位、贈与比率という点から見ると五・二で第十六位、グラントエレメントについて見ますと七九・五でこれも第十六位、いわば量的な面ではアメリカに次いで第二位ということでございますけれども、これはまあ、フランスの中間を海外領土その他の点を削除すれば第二位ということになりますけれども、質的な面、贈与比率あるいはグラントエレメントというところになると、残念ながら最下位から一つ上という状態に置かれておるわけでありますから、当然、質的な面の改善ということもやつてまいらなければならぬと思ひます。恐らく安倍外務大臣は、きょうの機会にはやはり対外的にも必ずしも適当な機会ではなくて、十一、十二日のOECDの閣僚理事会において日本の新しい新々中期計画を打ち出すということで、御説明については今詰めておる段階である、OECDの会議までに詰めたというものはそういうお気持ちであらうかというふうな受けとめております。

これ以上深く触れませんが、いずれにしても三カ年倍増計画、五カ年倍増計画でまいりましたから、新々中期計画もそのオンライン上であり、積極的な政府開発援助を日本として対外的に打ち出すということが強く望まれると思ひます。日本の財政状況その他もあり、しかも経済援助そのもの

については、時間がありませんので深く触れませんが、外務省自身もいわゆる経済協力については「経済協力評価報告書」というのをそれぞれ最近出しておられまして、私も全部目を通したわけであります。まあ、こういう経済協力の評価という面では、こういう報告書の中で、「外務省が派遣した調査団による評価の概要」、これはいわばお手盛りであります。「在外公館が実施した評価の概要」、これもお手盛りの評価と言えようかと思ひますが、ただ「外務省が民間団体等に委託して実施した評価の概要」、これは私は日経の方に委託をされて、「アフリカ諸国に対する経済協力」という中身についても目を通させていた

だきました。大変さつぱらんに問題点というのを出しております、評価のやり方、これについては私がお手盛りと言つたのはちよつと言ひ過ぎかも知れませんが、もう一つのやり方は、経済協力実施機関が実施した評価、これも海外経済協力基金とかあるいは国際協力事業団が実施するわけですから、まあ対外的に我々から見ればお手盛りということもさつぱらんに言へば言えようかと思ひますが、しかしお手盛りというふうにさつぱらんに言うにしても、外務省自身、在外公館自身、あるいは経済協力実施機関が評価を実施するということは大変重要なことでありまして、それらを実施しながら問題点を総括し、国民の共感の中で経済協力を進めていくということがやはり当然必要かと思ひのであります。これら経済協力の評価も含めて、国会の決議では経済協力評価の改善等にも触れられておるわけであります。さらに簡潔に御答弁を願ひたいと思ひます。

○安倍国務大臣 経済協力の御答弁をする前に、この前答弁が落ちておりましたアブラシモフ大使の信任状の奉呈は、あした行われることになっております。

それから経済協力につきましては、我々も、この経済協力の資金は非常に貴重な国民の血税でございますから、これが大事に効果的に使われな

ればならぬということで、外務省自身としましても非常にまじめに、一生懸命にそのフォローアップ等の努力をして、それが今の報告文書等にもなつておるわけでございまして、これは引き続き外務省の責任においてやらなければなりませんけれども、しかし同時に、この経済協力のあり方等についてもいろいろとまだ問題はあるんじゃないかというふうな私は思つてございまして、これはあらゆる角度から、客観的に協力が本当に相手の国に喜ばれる、国民に喜ばれるような形で行われておるかということ、やはりいろいろな角度から調べる必要がある。それには、外務省だけじゃなくても、いわゆる第三者の客観的な目というものが、必要じゃないかというふうな私も考えまして、今回、私の諮問機関といひますか懇談会というところで、学識経験者の皆さんに集まつてもらつて、経済協力全般について率直な意見を聞かしていただきまして、これからまた改善をすべき点があったら積極的にこれに取り組んで改善をしていこうという考へで、この懇談会をスタートする考へでございまして。

フリカの飢饉の状態にあるところに医療その他いろいろな点で協力していこう、あるいはまた難民救済問題その他、いわゆるそういう点で日本の非政府、民間の団体が積極的に経済協力に取り組むということとは高く評価をしなければならぬかと思ひます。

国際的に見てまいりますと、やはりこういうNGO活動というものは、政府の開発援助の中から一部資金を割り振りながら、ともどもに経済協力の実を上げる、いわば政府の開発援助というものは、やもすると相手国の権力者擁護、権力者支援、いわゆる下部まで浸透しないということになる嫌いが一面にはあるわけでございまして、けれども、NGOの活動というのはやはり大衆レベル、草の根レベルにおける、真に相手国の現地が望んでおる、そういう面の経済協力をやろうという点では大切な活動だと思ふのであります。ところが、この我が国の発展途上国に向けての援助に政府はこれから民間活力を導入するという考え方を強く持つておられるようでありまして、けれども、どういう考え方で対応しようとするのか。もちろん、この問題については民間は自主的にやっておられるわけですから、こういう百八十八のNGOを全国的な連絡組織づくりにしようといったような官主導型に反発する動きも伝えられておるわけでありまして、そういう、本来持つておられます持味というものを殺したのでは意味をなさないということも含めながら、どういふふうに対応されるか、お答えをいただきたい。

○藤田(公)政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、我が国におきましても、経済協力に携わっておられるNGO団体が約二百、活動しておられます。ただ、数百年の歴史を持つております欧米諸国に比べますと、まだ、資金的な規模におきましても政府の支援という面におきましても、我が国ははるかに及ばないというのが現状かと思ひます。

現在、NGOの進めておられる援助活動を積極的に支援していこうということで政府で考えてお

りますのは、三つ挙げられると思ひます。

一つは、補助金という形でございまして、これは先ほども委員御指摘のとおり、NGOの団体の自主性を尊重しながら、政府の補助金を受けつつ活動することを是とされる団体というものを対象にして行つております。規模から申しますと、ODA総額の約一〇％程度が向けられております。

第二番目は、NGOの活動と政府の援助の有機的な連携ということでございまして、六十年度予算におきましては、例として申し上げますと、シルバードラゴン・アジアが中国に派遣される専門家の経費の一部を政府予算で補助するということが、バングラデシュでOISC Aという団体が計画しておられる婦人労働のためのセンターの建物だけを政府予算で建設する、先生はNGOの方から派遣されるというようなことが例示として挙げられるかと思ひます。

第三点は、日本のNGOの諸団体の連絡体制というものを進められるに際して、NGOの自主性を阻害しない限りにおきまして政府としてお助けするということで、NGOの名簿の作成費の一部を補助するというような形で、NGOの相互連携関係の強化に多少なりともお役に立ちたい。

こういう三つの方向でNGOの活動にできるだけお力添えをし、草の根レベルでの協力を活発化していきたい、こう考えております。

○角屋委員 法案の改正の中身についても、若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

今回、国名の変更に伴う大使館の名称変更ということが改正案の一点としてございまして、そして、新たに在瀋陽日本総領事館を新設するということが法律改正の問題がございまして、同時に、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算限度額を百分の百から百分の二百に改めるという改正の中身がございまして、これらに対する所要経費として、約六千六百万円ということ、子女教育手当の改定分として約三千百万円、在瀋陽日本総領事館新設分として、人件費、物件費を含めて三千五百万円というふう言われてお

るわけでありまして。

中国の瀋陽に総領事館をつくるという問題は、実は私自身、昭和五十六年四月九日の本委員会におきまして、当時伊東外務大臣の時代に、中国の残留孤児問題を取り上げて、しかも中国残留孤児の相当多くは旧満州、今の東北に存在をしておる、私もかつて学校へ上がつてから満州に行つた経験の立場から見ても、中国残留孤児の問題は決して人ごとでない、おいでになつて親に会えるということについては涙を、会えなかつた人々については深い悲しみを覚えるといったような実感を持つ一人でありまして、そういう立場から、やはり満州、瀋陽あたりに早い機会に日本総領事館を持つ必要があるということを当時強く伊東外務大臣に要請をいたしまして、伊東外務大臣も、行革厳しいなかだけれども、中国でもし総領事館を設けるとすれば、先生おっしゃるよう

に瀋陽あたりに早い機会に設けたいということをおっしゃつておられたわけでありまして、今回瀋陽に日本総領事館が新設されるという点では、私としても大変うれしいことに感じておるわけでありまして。

そこで、在外公館問題というものを考えてまいりますと、実態、兼館も含めて在外公館の今日の事態がどうなつておるかといったような問題について、簡単にまず御説明を願いたいと思ひます。

○北村(汎)政府委員 ただいま委員の方から、既に四年前に瀋陽の総領事館の必要性について御指摘があつたということ伺ひまして、私どもも、今回瀋陽の総領事館が開設されるに至りましたことを適切なことだと思つております。

在外公館の数は、現在実態で六百六十八ございまして、未公開になつておるものが二、三ございまして、けれども、六百六十八ということでございます。ただ、その在外公館の半分以上が非常に勤務条件の厳しいところにあるという状況でございまして、今回の予算、六十年度の予算におきましても、そういう勤務条件の改善というところに重点を置いて努力をしまつたわけでございまして。

○角屋委員 これはかつて本委員会でも同僚議員等も含めて取り上げた問題でございまして、現在、我が国においては、国家財政の状況あるいは行革推進という内閣の立場ということももちろん念頭に置かなければなりませんけれども、いわゆる我が国外交の実施体制というものが先進諸国に比べて極めて低位にあるということは、かねてから指摘されておるわけであります。

我が国の外交予算一つをとつてみましても、先進国のサミット参加国と比較をすれば、米国は日本の四・四倍、ドイツ連邦共和国は二・二倍、イギリスは一・八倍というふうなことも相なりましようし、人員の面からいいますと、我が国の外務省の定員は主要国の中では最も少なくて米国の四分の一、イギリスの五分の二、フランスの二分の一程度にすぎないということも数字上明らかであります。

そういう点で、日本としてはせめてイタリア並みにまで近づきたいということで、かねてから五千人体制ということが言われてまいりました。今も御答弁の中にもありましたように、在外公館は館員が七名以下という小規模公館と言われるものが相当数あるわけでありまして、これは去年の場合でいえば七名以下の小規模公館が六十九公館、公館全体の四一・〇％、本年度は少く改善されましても五十六公館、三三・〇％、これが館員七名以下であるという現状にも相なつておるわけで、外務省の場合には、行革推進の中でありますけれども、やはり人員を整備していかなくやならぬということ、本年の場合も八十八名の実質的な増員が認められております。しかし、五千人体制ということ、を前提に考えてまいりますれば、今のような七、八十名の増員というだけでは十数年を要する。単に外務省の職員が、人がふえればいいというのではなくて、問題は中身ということももちろん基本的な重要でございまして、人手がななくては、重要な本質、在外公館を通じての我が国外交の展開ができないということもまた逆に厳然たる事実でありまして、そういう点で、この在外

公館の小規模公館の解消等も含めて、外務省としても政府全体としても共通認識の上で対応しなければならぬと思うわけでありますが、それらの点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○安倍内閣 外務省の外交実施体制につきましては、いろいろと御関心を持たれ、また御支援をいただいておりますことに對しまして心から感謝をいたしております。また、当委員会は、特に在外公館の勤務状況等につきまして御配慮いただきまして、小委員会まで設けてこの問題について御検討していただいていることに對しまして深く敬意を払うわけでございます。

国際社会における日本の役割がますます重要になっておる中で、日本の外交の体制というものはさらにこれにこたえるための充足を図っていくなければならぬわけでございますが、残念ながら今の財政状況の中で定員の方も思うようにふえない、あるいはまた予算の方もふえないということ、大変厳しい中で、しかし同時に、外務省一丸となって努力を重ねておるわけでございます。

そういう中でも、ほかの省に比べますれば人員は少しずつふえておまして、六十年度予算では八十八名という定員の増加も認めをいただいたような次第でございますが、私たちがしましては、何とか名実ともに日本が国際社会の中で堂々と外交活動を展開していくためには、少なくとも五千人、インドはもう五千人になっておりますから、インド並みになりたいというのが念願でございますが、今の状況でございますと、五十九年度が三千七百九十五人でありまして、ふやしていただきますと三千八百八十三名でございますから、まだまだほど遠いわけでございますが、しかし財政状況等もありますし、そういうことは十分踏まえながらこれからひとつ御理解を得ながら全力を尽くしてまいりたいと思っております。

同時にまた、こうした定員、予算の増強とともに大事なものは、やはり先ほどからいろいろと御指摘いただきましたような、勤務状況の非常に悪いところで働いておる外務公務員の処遇の問題であ

りますし、あるいは在外公館の体制の問題でございます。

私も昨年アフリカを回しまして、特にアフリカ等における日本の在外公館は大変な苦勞をいたしておりました。発電装置等もないところが多いし、停電ばかり続くというふうな状況、あるいはまた治安の非常に悪いところで働いておる在外公館の館員、通信施設も非常に貧弱なところであらなければならぬ、そういう状況等を見ますと、何とかしてやはり、経済大国あるいは国際社会の中で大きく認められておる日本にもつとふさわしい体制をつくっていかねばならぬということ、責任者として大変強く感じ次第でございます。これは外務省として全力を挙げて、また私もその先頭に立って努力を続けていく次第であります。が、何と云いましてもやはり国会の皆さんの御理解と御支援がなければならぬわけでございまして、その点については当委員会の御支援に對して非常に感謝するとともに、今後ともひとつ最大の努力を傾けてまいりたいと思っております。

○角屋委員 一点お伺いしたい点は、五月にボン・サミットが行われるわけでありますが、今日男女雇用平等法の議論がなされ、あるいは婦人差別撤廃条約の批准の問題が相上り上つておるわけでありまして、サミット参加国の女性大使というものの現状をお知らせ願ったのでありますが、これを見ますと、現在アメリカは女性大使三、イギリスは女性大使二、フランスは女性大使三、ドイツは女性大使四、サミットの諸国ではイタリー、日本のゼロというのと違って、数は多くありませんけれども、女性大使が登用され活動しておるわけでありまして、かつて緒方さん、高橋さん等も有能な大使として活動されましたが、現状はゼロになっておるわけでありまして、意識的にということではありませぬけれども、やはり有能な女性大使の登用ということも、大臣としてもフェミニストとして積極的に考えになっていんじやないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○安倍内閣 女性大使の登用につきまして

は、外務省としてもこれまで努力を続けてまいりました。先ほどお話しのように立派な緒方大使あるいは高橋大使等に活動していただいたわけでございますが、今のところはちよつと途絶えております。しかし、最近キャリアの女性外交官がだんだんと力をつけてまいりまして、もうそろそろ大使に起用ができるという段階になりましたので、近く起用したいと考えております。また同時に、国際婦人年という意義ある年でもありますから、ひとり外務省という点にとどまらず、広く女性の人材を活用して、また適材適所といひますか適任者があれば女性大使に用いたい、こういうことで今いろいろと努力をしておるわけでございまして、今は途絶えておりますが、これから少しづつふやすように努力し、またその可能性は十分あるのじやないかというふうに判断をいたしております。

○角屋委員 瀋陽に総領事館が設置されるというところと関連をいたしたいと思ひます。私も若干中国残留孤児問題について触れたいと思ひます。これは後ほど我が党の小川先生からも触れられると聞いておりますので、時間の関係もありまして私は数点お伺いしておきたいと思ひます。

一月十五日の成人の日、NHKで「青年の主張」というのが恒例によつて毎年なされるわけでありますが、皆さん方御承知のように、ことしは中国残留孤児として帰られた姚慧彬さんが、九州関係からの代表として、日本語を随分努力されたと思ひますが、堂々と青年の主張を述べられて優秀賞を得たというのほまことにうれしいことだと思ふのであります。日ごろ、会話をしている疑問が起ると自宅へ帰つて一生懸命疑問を解くように勉強もしたり、そういうことで並々ならぬ努力をされて、ああいふ全国から選ばれた成人代表の中で最優秀賞を得たというのは、名実ともに私は最優秀賞を得たというふうにあれを見ながら思つたわけです。日本語も非常にお上手になつておられましたが、中国におられた関係で私も中国語は若干知っておりますけれども、非常に流暢な中

国語を後段の部分でやられて、なかなか傾聴できる青年の主張をされた。こういう明るいニュースというのは大変うれしいことであります。

しかし、中国にいままだおる残留孤児の早い機会の肉親との対面、そして希望する者については日本に來ていただくという体制を、これまでおいでになつた者に対する体制の強化と同時に推進してまいらなければならぬ。

御案内のとおり、新年度は四百人の帰国者を受け入れるというふうな形で、それぞれ百三十、百三十、百四十、これぐらゐの形で、第一次は九月ごろに、第二次は十一月から十二月ごろに、第三次は二月ごろを想定して、受け入れていくという態勢にあると承知をいたしております。この場合に、やはりかねてから日中双方で確認されておりますように、「中国残留日本人孤児問題の解決に関する日中間の協議について」ということで、厚生省援護局から、昭和五十九年三月十七日の文書もいたしておられますけれども、その文書の中で、特に日本側として配慮しなければならぬことは、日本国に永住した孤児が、中国に残る養父母に對して負担すべき扶養費というものについて、日本政府が二分の一を補助をし、そしてまた、募金活動を通じて十億目標を集めた、ことしの一月で大体十億近い金額が集まつておりますけれども、それらを両方合わせながら、中国に残る養父母等に對して感謝の気持ちを込めた措置はやはり当然なされなければならぬ。日中の関係では、この養父母の金額というのは詰めておる段階だと思ひますけれども、こういった中国に残る養父母に對する措置問題、あるいは身元はつきりわかりませぬけれども永住希望をしておる孤児に對しては、これを日本側として受け入れるということ、は第四項でも双方で確認しておるわけであります。そういう問題と、さらに新年度の改善として、従来の帰還の臨時手当を増額するということ、帰国後の当座の生活資金としての帰還手当の支給を改善する、あるいは中国残留孤児援護基金の中から、新年度から就学資金の貸し付けをやる

う、これは四月から高等学校、各種学校、そういうものに入学者者について月一万円、就学資金を貸し付けを新たに実施しようといったようなことも前進面として出てまいつておるわけであります。月一万円が中国残留孤児の御家庭の場合に十分かということになれば、これはやはりもう少し引き上げが必要であらうというふうに考えますけれども、そういった中国残留孤児のこれからの受け入れのプログラム、あるいは定着化対策としてとつておる新たな対策等も含めて、簡潔に厚生省の方から御答弁を願いたいと思います。

○森山説明員　先生おつしやいました中国に残される養父母の扶養費でございますけれども、これは昨年の三月の口上書で、日本側が孤児に援助をするということが決まっておりますわけでございます。それで、その額を一体どういうふうにするかというところで、実は二月に向こうと協議をしたわけでございますけれども、我が方が考えていた額と若干の差がありまして、この問題については、とにかく残された養父母が安定した生活を続けられるということを眼目に両国政府で考えていこうということ、一応話は成立しなかつたわけでございますけれども、これも早急に詰めていきたいというふうに考えております。

それから、身元未判明の方の帰国の問題でござ
いますけれども、これも中国側と話し合いがつき
まして、そういう方については、日本に帰りたい
場合は日本側は受け入れるということで、これは
訪日をして親捜しをした人を優先するということ
で、中国側もそう言っておりますので、こういう
該当の方に案内文を差し上げ、それから帰国の手
続はこういうふうにしなさいといったような文書
を全員に送るという段取りになっております。

それから、就学資金の問題でございますが、これは財団法人の中国残留孤児援護基金が今回初めてやったわけでございますけれども、先生御指摘のように一万円じゃ少ないじゃないかというお話もございますけれども、これも資金面をいろいろ考えながら今後また充実をしていきたいというふ

うに考えております。

それから、残留孤児の定着化対策につきましては、まずお帰りになつたときには所沢に建てましたセンターに入所をさせまして、四カ月間教育をするという措置をやっておるわけでございます。それから、いろいろな定着についての問題がございしますが、これは各省間いろいろ仕事が分かれてゐるわけでございますけれども、厚生省が幹事役になりまして連絡会議をやり、今後もその充実に一層努めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○角屋委員　中国残留孤児の問題については後ほど小川委員からも御質問がございますので、時間の関係上この程度にいたしますが、ぜひ、四十年あるいは四十数年他国にあって、養父母等の温かい庇護のもとに、日本に帰りたいといつて帰つてこられる残留孤児の問題については、受け入れ態勢というものについてさらに強化をしていくということが必要であると思いますし、また進学の問題についても、この間東京都の公立高校の二次試験に希望した残留孤児が全部通つたということではつといたしたわけでございますが、やはり日本語等を含めて日本における者と同じような競争をしたんではとても太刀打ちができない、安定をして

って対応していただきたいというふうに考えております。

それで教育の關係で、子女教育手当の加算制度の改正がなされることになりました。実態から見ても大変結構だということになりました。今までのいわば適用範囲というものを拡大していく、あるいは子女教育の手当について、従来加算が百分の百であったものを百分の二百という範囲内でそれぞれ適用していくという措置をとられることは、教育の重要性あるいは海外に派遣をされた在外公館の職員、これは在外公館の職員ばかりではなしに、政府關係の機関で海外に行かれておる方あるいは民間の商社その他で海外に行かれておる方全体を含めまして、やはり外国に行っておる場合の子女の教育問題というのは大変重大な、親として苦悩の問題だということに思うわけであります。そういう問題に対して、いささかでも改善できる措置を講ずるということとはやはり当然のことだと思っております。

そういう面で、文部省からおいでになっておると思いますが、日本人学校あるいは補習教育の学校の現状と、これからさらに強化をしていく問題について簡単に御説明を願います。

○牛尾説明員 文部省におきましては、海外子女

交に徹して、これから最善の努力をいたしたいと思っております。

○角屋委員 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十三分休憩

千後一寺五十五分間義

○中島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。市川雄一君。
○市川委員 最初に、外務大臣にSDIのことで伺いたいと思います。

午前中の質疑で、ワインバーガー米国防長官から書簡が届いた、昨夜遅く届いて受け取ったばかりで内容については今後慎重に対処したい、こういうことでございました。その書簡の内容なんですけれども、我々は新聞で拝見しているだけでございまして、新聞報道によりまして、「ワインバー

ガー米国防長官は二十六日「米国の提唱する戦略防衛構想に対し、日本を含む西側同盟諸国に対し積極的な参加と技術的協力を呼びかけるとともに、期限付きで参加の意思の有無を回答するよう求めた書簡を発表した。」さらにその中身としては、「SDIの研究開発プログラムに対する参加意思の有無と、参加した場合、その国が最も得意と考える分野について、六十日以内に米国防長官に対し具体的に回答するよう求めている。」という報道ですが、間違いありませんか。

○栗山政府委員 けさ大臣の方から御説明がありまして、私からさらに若干その内容につきまして補足して御説明を申し上げますが、基本的に新聞で伝えられました、ルクセンブルグで開催されておりましたNATOの国防相会議、具体的にはニュークリア・プランニング・グループの会合ということでしたが、その会合でアメリカ側が会議参加国の国防大臣に対して発出した書簡が我が方に接していたというところでございまして、内容については、けさほども御答弁申し上げましたが、大体今市川委員がおっしゃいましたように、SDIに貢献し得る技術について同盟国と共同して研究を進めていく用意がアメリカとしてはある、したがって同盟国の方において関心があるという技術の分野については、どういふ分野に関心があるかということについての表明をアメリカに対して六十日以内にしてほしい、それから、そういう同盟国の判断に資するためにアメリカとしては専門家等に対して十分なブリーフィングを行う用意がある、概要そのような内容の書簡でございまして。

○市川委員 ことしの一月の日米首脳会談でのやりとりは、中曽根総理が再三国会で御答弁されております。言っている骨子は、軍縮を目指したものである、防衛的である、非核兵器である、しかもSDIについてはまだ内容全体については承知してない、ただ研究すること、そのこと自体には理解を示しました、こういうことが国会での答弁

の骨格だったと思うのです。そういうふうに承知しておりますが、どうですか、外務大臣。

○安倍国務大臣 全くおっしゃる通りに、日米首脳会談での大統領、さらにシニョール國務長官の説明は非常に概括的なものでありまして、研究が始まったばかりである、しかし、この構想はあくまでも非核であるし、同時にまたあくまでも防衛的なものである、同時にこの構想によつて弾道ミサイルを無力化できる、したがつてこの構想が実施されれば結局核廃絶というものにつながっていくものである、こういう説明がアメリカの首脳部から行われたわけでございまして、これ以上のものではございませんでした。これに対して中曽根総理から、これは非常に長期的なものである、したがつてその内容については今後また情報をいたしたい、同時にまた場合によつては協議をするという点もあり得る、そういうことを一つの留保的な立場といたしまして理解を表明した、こういうことです。

○市川委員 外務大臣、今回のワインバーガー国防長官から来た書簡は、研究開発に参加する意思があるかないかということと求めているわけですね。しかも、参加するとしたら日本が得意とする分野はどこになるのか答えてもらいたい。これはちよつと、首脳会談での合意というのかやりとりというのか、これと違うものじゃありませんか。そういうふうに私は見ているのですが、その点まづどうですか。

○安倍国務大臣 アメリカ政府が日本の政府の立場をどういふふうに判断しているか、それはアメリカ政府の問題でありまして、日本は研究に対する理解ということをはっきり言っておりますが、しかしアメリカ政府としては、日本とアメリカとの同盟的な関係というものを踏まえて、この問題についてヨーロッパ諸国に協力したと同様の趣旨で日本政府に協力を求めた、こういうことであろうと理解しております。

○市川委員 ですから、首脳会談では戦略防衛構想についての説明があった、その研究には理解

を示したというふうに理解しているわけです。今回の場合はもう一步、研究と一緒に参加しませんかということ、しかも得意の分野はどこですか、御希望の分野はどこですか、これは明らかに首脳会談のときよりももう一步具体的な形で来たものだといふふうに思うのです。そういう御認識ではないのですか、受けとめ方は。

○安倍国務大臣 アメリカは、そういう日本の理解というものを踏まえて、さらに研究に対する参加を求めてきたのじゃないか、こういうふうにするかというわけでありまして、これに対してどうするかというのはいくらでも日本の問題であらう、こういうふうには思いません。

○市川委員 そこで伺いたいのですが、大臣は、昨日の参議院の予算委員会でも、この問題について、日本の立場は「研究に理解」以上のものでも以下のもでもない、こうはつきり断言しておられるわけですね。また総理は、予算委員会ではたゞび、いわゆる軍縮を目指したものである、防衛的である、非核兵器である、それ以上のことはわからない、このおっしゃっているわけですね。「研究に理解を示した」だけで、わからない、支持をするとかしないとかいうことじゃなくて、「研究に理解を示した」という御答弁だった。この総理と外務大臣の御答弁から出てくる答えは、これはわからない、内容がわからない、研究に理解を示しただけで、支持するとかしないとかという問題ではない。こうなつてきますと、当然論理的な結論としては、わからないものに、研究開発をいたします、こういう分野でやりますというところは、日本は研究としては出てこないんじゃないのか、こういうふうにも思ふと思うのですけれども、何かそれと違うことを今外務大臣はお考えなんですか、どうなんですか。

○安倍国務大臣 日本は研究に理解を示した、しかし、全体はまだ日本として十分わかつていない問題ではない。ですから、これから漸次研究が進む段階の中で、アメリカ側からその情報の提供を受けたい、さらに場合によつては協議もしなければ

ならない、こういうことを言っておるわけですから、とにかく研究段階においてはこうして理解を示したけれども、これからどうなっていくかというところは、その都度都度に応じて情報も得なければならぬし、あるいはまた、場合によつてはアメリカの説明も受けなければならぬというものでありますから、この協力というものは、最終的にSDIというものの全貌が明らかになった段階でどうするかということまでつながつておるわけではないと私は理解しております、これはその時点において、日本政府として、日本の持つところの基本的立場というものを踏まえて自主的に判断すべき問題であらう、こういうふうに思っています。

○市川委員 私は、SDIについては非常にいろいろな疑問を持っているわけです。きょうはそちの方は後に回しますけれども、というところは、六十日以内に、日本としてはある程度アメリカのSDIの構想を向こうから聞かなければなりません。総理大臣は、よく全体を承知していない、わからないとかおっしゃっている。わからないで判断はできないわけですから、向こうは六十日という期限を切っているわけですから、そうなる、まず日本は、六十日以内にこの研究開発に参加するかしないかを答える方針ですか、それとも六十日以内という期限は守らないというおつもりなのか、六十日以内に何か答えをするというお考えですか、どうですか。

○安倍国務大臣 まだ受け取った段階、昨夜受け取ったばかりでありまして、私も書簡そのものを見ていないわけですが、しかし、これに対して返事を求めているわけですから、回答しないというわけにはいきませんけれども、しかし、六十日というのは、アメリカとして一つのめどを示したわけであつて、何も最後通牒的に突きつけられたものではないと私は理解しております、そうその六十日にこだわるのか、こだわらぬのかという問題ではないと思ひます。しかし回答はしなければならぬ。しかし、その前に、今おっしゃる通りに、

SDIというものに対して日本としても日本なりに勉強をするということは必要であろう。アメリカ側も専門家をよこしているという説明もしたいというふうなことを言っておるようであります。そういう点も含めてこれからどういうふうに対応するかを政府内部でひとつ詰めてみたい、こういうふうに思います。

○市川委員 NATOの国防相の会議ではSDIを支持するという決議をしたようですけれども、西独の外務大臣ですか、これはSDIに非常に強い疑念を表明した。あるいはデンマークでは国会でSDI反対の決議をした。オーストラリアではやはり首相がSDIに非常に疑念を表明している。そうすると、仮にこれは、六十日以内にやるかやらないかは別として、一応外務大臣は回答するとおっしゃったわけですね。SDIの研究開発に日本が参加するということは、SDI構想を支持するということとイコールですね。その前提にSDI構想を支持しますというものがなければ、研究開発に参加するということとはちよつとおかしいわけですから、そういうことも含めて日本は、これから政府は態度をお決めになるわけですね。今は研究に理解、SDI構想そのものに対して支持するとかしないとかいうことはまだ日本政府は言っていないわけですね。今度はこれに対して支持しますと、研究開発に参加しますと、イエスの場合は、こういうことになると思うのですが、そういうことも御検討の上で御返事することになるわけですね。

○安倍国務大臣 今の段階においては、日米首脳会談で非常に概括的な、全く総論的な話しか出ていないわけですから、それ以上のことは日本としては何も知っていないわけですから、ですから、研究段階の理解というところに日本の態度をどうとめておるわけですが、しかしこれに対して協力する、あるいは支持するということがなれば、それはやはりSDIそのものについて十分日本も知識を得なければ、日本は日本の憲法とか基本的立場というのがありますから、そういうSDI構想そのものの全貌について日本がもつと知らなければ、日本の態度というものは決められないものである、こういうふうに思います。

○市川委員 それから、アメリカの今回のやり方というのですか手続というのですか、新聞を最初にした印象を申し上げますと、研究開発に参加する意思ありやなしや、六十日以内に期限を切つて回答せよ、しかも最も自分の得意とする分野を自分で考えて決める。何か非常に一方的で強圧的で友好国に対するやり方とは思えない、こういう印象を非常に強く受けたのですけれども、外務大臣のお受けになった印象はどうですか。

○安倍国務大臣 アメリカがああいう書簡を出す、研究に参加を求めるということについては、漠然としてではありますけれども、ヨーロッパ諸国等には行われるだろうというふうな感じは持つておたわけですが、日本の場合、一緒にこうして来る、あるいはまた六十日という期限に何もそうこだわるといふことではないのでしようけれども、そんなことについては、返答を求められれば回答するのが特に友好国日米関係からいえば当然のことですから、六十日というのは一体どういうところに焦点があるのかなという点について私もちよつと首をかしげている点もあるわけですね。しかし、六十日ぎりぎりということに何も日本もこだわらぬ問題ではないのじゃないか。いずれにしても問題は、SDIそのものの実態というものがどういふものかということについての日本の認識をどうするかということだろうと思います。

○市川委員 昨夜届いたばかりなので、今お聞きしても恐らくおっしゃらないと思います。今後検討なさるといふことですが、日本としてはどんな原則というか基準というか、そういう立場でこの問題を検討されるのか。それから、大体どんな手続で最終的な態度をお決めになるのか。この二点をお聞かせいただければありがたいと思います。

○安倍国務大臣 これは、日本の現在の基本的な立場あるいは基本的な政策というのがありますから、そういうものを踏まえて日本として決める

ければならぬ、こういうふうな思うわけでございます。しかし、少なくともアメリカ大統領の言っておられるような防衛兵器である、あるいは非核兵器であるという点については我々としても理解を示して、そしてこれが日本の理想とするところの核兵器の廃絶につながるということになれば、それなりの評価というものを与えなければならぬということでは実は研究段階で理解を示したわけでございます。これからの進み方あるいは内容が明らかになるにつれて、それはやはり日本の今とつておる基本的な立場あるいは政策というものを踏まえて日本として判断をすべきことであらう、こういうふうに思います。

○市川委員 ボン・サミットの政治声明の中で、扱うか扱わないかとか、ボン・サミットのテーマにするかしないかとか、そういうことがやがては当然焦点になってくると思うのですが、その辺のお考えはどうですか。

○安倍国務大臣 ボン・サミットの議題については、今個人代表が行っているいろいろ相談をしております。本来的にはサミットは経済を中心と扱っておりますが、最近では政治問題もしばしば登場しておりますし、この問題がどうなるか、まだ個人代表の打ち合わせ等で、最終的に決まっておりますわけじゃないのですから、軽々に言えないわけですね。まあしかし、首脳間の話というのはいろいろと政治の問題でも大きな話が時々起こると飛び出す可能性もあるわけですから、全くこの問題が出てこないというのを言い切ることもちよつと危険であるかと思ひますし、また必ず出てきますよというのを言うのもちよつと自信はないわけですね。

○市川委員 わかりました。それではSDIについては、中身はいろいろな問題を含んでいるわけですが、これは改めてお伺いをさせていただきますか、それから、防衛費のGNP一%枠問題で外務大臣にお伺いしたいのですが、外務大臣は、昨年の十一月九日の衆議院外務委員会におきまして非常

にいいことをおっしゃっていますね。軍事費のGNP一%以内に抑えるという日本の姿勢は、アジアの国民をして日本が軍事大国にならない決意をしている一つの象徴、あかしであると述べ、さらに「こうした軍事大国にならないというこの道がまさに日本のパージニングパワーといひますか、むしろそういう形の力として日本の平和外交を強く進める推進力になる」といふことを、私はロサンゼルス演説でも強調したわけでございます。その気持ちは今も変わりません。昨年の十一月九日衆議院外務委員会での安倍外務大臣の御答弁でございます。今年の国会での議論を聞いておりますと、外務大臣がこういうお考えをお持ちになっていることは非常に意を強くするわけでございます。ニューリーダーのお一人としてやがては日本の総理にということをお考えになっておられる外務大臣ですから、そう軽々に御自分の発言をお変えになるとは思ひませんが、今私が読み上げたこの議事録に載っております外務大臣のGNP一%に対するお考え、現在も変わらませんかどうですか。

○安倍国務大臣 これは、政府の統一見解として一%は守りたいということをおっしゃる国会でも中曽根総理も言っておりますから、私も閣僚の一人としてそういう立場で努力をしていきたい、こういうふうに思ひつています。

○市川委員 守りたいということよりも、言葉じりをとらえるような議論はしたくないのですけれども、軍事費のGNP一%以内に抑えるという日本の姿勢は、アジアの国民をして日本が軍事大国にならない決意を示している一つの象徴、あかしである、ちよつと申し上げておるわけですね。ということは、一%をもし超えた場合はあかしがなくなる、象徴がなくなる、パージニングパワーがなくなる、こういう意味になるわけですね。これは何か言葉じりをとらえるみたいな言い方で大変恐縮なんですけれども、しかし、おっしゃっている趣旨というものを考えるとそういうふうな受け取れるわけですね。ことしの夏の人勸等で大体GNP一

%という問題がはつきりしてくると思ひますが、大臣はそのとき、今の内閣にあつて、やはりGNP-1%はアジア諸国に対する日本の平和主義のあかしである、断固守れ、守るべきだ、こういう強い姿勢で内閣の中で御意見を述べたに成るお立場なのかどうか、その辺の大臣の御決意を伺わせていただきますと思ひます。

○安倍内閣外務大臣 私もアジア、特にASEAN諸国等を見てみまして、やはりああいう国々には、日本が軍事大国になるんじゃないかというふうなそういう危惧というものが確かにまだ存在していると思ひます。これは根強く存在していると思ひます。これに対して日本は、憲法において平和国家として日本の道をはつきり打ち出したわけでございますから、日本としてはあくまでも、アジアの中で共存していくという立場からは、二度と過去の過ちを繰り返してはいけないうわけですし、そのためには防衛力というものは最小限に抑えなければならぬ、やはりぎりぎりのところに抑えていくということが、日本が平和外交を展開する上において大きなバネングパワーになるという気持ちで非常に強く持つておりまして、したがって、私がこれまで答弁した精神はまさにそこにあるわけで、日本の防衛というものが最小限、そしてそれはぎりぎりのところでなければならぬと思ひ、そういう意味で三木内閣でも1%というものを言つてきていたわけですから、そういう1%ということがまたアジアの国民に対してある意味においては安心感を与えている、こういうふうにも私も正直に言つて思ひます。

○市川委員 今の決意を、中曾根内閣の中で反映させる御努力をなさいますか。

○安倍内閣外務大臣 これからいろいろと議論も出てくると思ひますが、今の私自身の精神といひます

か、そういう精神で十分議論をいたしてまいりたいと思ひます。

○市川委員 以上の問題はわかりました。

次に、問題を変えまして、一九七三年十一月七日にアメリカで成立しました米国の連邦議会と大統領の戦争権限に関する上下両院共同決議、いわゆる戦争権限法というものと日米安保条約第五条との関連について伺ひたいと思ひます。

この問題は、参議院の方で三回くらい、衆議院でも一、二回議論されております。その議事録は全部手元にございまして、拝見いたしました。私も、御承知のように日米安保条約の持つ一定の抑止的役割というものを認めざるを得ないという立場に立つております。安保条約即時廃棄とか、そういうことを言つていた立場ではありませんが、ただ、きょうの議論は、そういう何かイデオロギー的な立場というよりも、条約とアメリカの上下両院が憲法の権限に基づいてつくつた権限法との整合性というものを伺ひたいわけですから、そういう立場でぜひまた御答弁をいただきたいと思ひます。

今までの政府の外務大臣、大平総理大臣、園田外務大臣、安倍外務大臣あるいはきょうお見えの栗山さんと北村さんとかあるいは浅尾さんとかという方がずっと過去に答弁されてきたわけですね。ずっと読みましたけれども、どうもずっと落ちないわけですね。何かこう希望的な観測、推測で、避けている感じがしてならないわけですから、改めて伺ひたいと思ひます。この戦争権限法によつて日米安保条約の骨格とも言うべき第五条の運用、実施に当たつて何ら影響を受ける、こういうお立場なのかどうか、その辺をまずひとつ基本的にお聞かせいただきたいと思ひます。

○安倍内閣外務大臣 まず私から全体的に申し上げますが、戦争権限法は御承知のように米国の国内法であります。日本政府として、その内容に立ち入つて有権的な解釈を行うことのできないことは御承知のとおりであります。いずれにしましても、

日本側として最も重要なことは、安保条約は米国内閣が締結したということのみならず米国会によつても承認されたものであり、言いかえれば、米国は、行政府のみならず議院を含めて、日本に対する武力攻撃が発生した場合安保条約第五条の行動をとることを宣言してある、こういうこととあります。すなわち、安保条約第五条の規定する米国の対日防衛義務は議院を含めた米国の国家としての対日義務を設定したものでありまして、この義務を承認した同じ議院が、他方においてこの義務の履行を妨げるとき措置をとるようなことは本来考えられないということとあります。

また、国家としては国内法のいかんにかかわらず条約の義務を履行すべきであることは一般国際法上確立した考え方でありまして、我が国としては、日米国家間の関係としてはあくまでも安保条約第五条を念頭に置いて本件に対処する考えであります。

戦争権限法が御承知のように昭和四十八年に成立したわけですが、その後の累次の日米首脳会談におきまして、米国の大統領が日本側に対し安保条約第五条の米国の義務を遵守する旨誓約し続けているわけでありまして、我が方としても右に述べた観点から理解をいたしておる次第であります。

今申し上げました日米首脳会談の約束事については累次の首脳会談等で明らかにされておりますが、例えば三木総理大臣が訪米に際しての日米共同新聞発表を見ますと、この中で大統領は、総理大臣に対し、核兵力であれ通常兵力であれ、日本への武力攻撃があつた場合、米国は日本を防衛するという相互協力及び安全保障条約に基づく誓約を引き続き守る旨確言した、こういうことも確認されておるようなわけであります。

○市川委員 これは一つ一つ反論できるのですけれども、時間がかかるのです。

まず、最初におつしやられた、行政府のみならず議院を含めて国家としての義務である、議院が

承認したという理由で。行政府が締結して、しかも議院で批准を受けた、行政府と議院を合わせた国家としての義務である。その同じ議院がこの義務の履行を妨げるとは考えられない。最初の御答弁はこういう趣旨ですね。これは考えられないという推測、予想ですね。推測、予想を聞いているわけじゃないのですか。関連性を私は聞いているわけですか。というのが第一点。

それからもう一つは、これは園田外務大臣も言つておりますが、議院が承認したと言つけれども、議院が安保条約を承認した前提、前提というが承認したのですけれども、その安保条約第五条にはまさに「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」、こういう明文があるわけですね。日本国の施政の下にある領域におけるいづれか一方に対する武力攻撃があつた場合に、無条件で行動するとは言つてないのですか、この安保条約第五条は、「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」という前提がついていて、したがって、アメリカの議院は、戦争宣言するという戦争宣言権という、アメリカ憲法で保障された議会の権限に基づいてこの権限法をつくつたわけですから、したがって、その憲法の規定と手続に従つておやりになることですから、これは議院も承認しているから云々という立論は成り立たないんじゃないか、こういうふうな一つは思ひます。

それからもう一つは、今のことと関連しますけれども、国内法いかににかかわらず一般国際法上の確立した考え方である、こうおつしやつていますが、何も私は、戦争権限法によつて安保条約第五条が持つ米国の対日防衛義務が消滅したというふうには言つてないわけですね。消滅したわけじゃない、義務の履行の仕方に変化が起きるんじゃないか、義務の履行の仕方に変化が起きるわけですね。対日義務は残つてはいるわけですから、安保条約の条文を変えたわけじゃないのですから。条文を変えようと言つてはいるわけじゃない。ですから、国際法上の条約義務というものがこの権限法で消滅したとは私も見てないし、アメリカも見てないわけですか

ら、その御答弁はちよつと成り立たないんじやないかというふうに思うわけです。

それからもう一点は、大統領が日本に対して安保条約第五条を含めた米国の義務の遵守を誓約し続けている、こうおっしゃるわけです。しかし、これはまさに、大統領の三軍の指揮権と議会の戦争宣言権の問題から起きている、議会の憲法に基づいて大統領の指揮権をある意味では束縛する法律をつくったわけですから、幾ら大統領が誓約をしても、議会がやっていることですからいかんともしがたいことで、大統領が誓約しているということでは答えにはならないのではないのか、こういうふうに考えるわけです。その点どうですか。

○栗山政府委員 安保条約第五条に、「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」「行動することを宣言する」ということが書いてあるということでは、委員御指摘のとおりでございます。それで、従来からいろいろの機会に、この第五条の「憲法上の」「手続に従つて」「云々」ということの意味につきまして政府の方から御答弁申し上げている次第でございますが、アメリカ憲法の関連規定としては、一方におきまして議会の戦争宣言を行う権限、憲法第一条の八節に定められております。そういう議会の権能、それから他方におきまして、同じく憲法二条に定められております三軍の最高指揮官、いわゆる統帥権という言葉を説明しておりますが、三軍の最高指揮官としての大統領の権限、こういうものを念頭に置いた規定であるということに従来から御説明申し上げておるわけでございます。

そこで、第五条の規定に立ち返つて考えてみた場合に、これは、我が国に対して武力攻撃があった場合にアメリカがどういうふうに対処するかということ、すなわち、一言で申し上げればアメリカの対日防衛義務についてこれを条約で定めた規定でございますので、当然のことながら、日本に対する武力攻撃を効果的に排除するためにアメリカが軍事行動をとるということを念頭に置いた

規定でございます。そういう我が国に対する武力攻撃というものを効果的に排除するためにアメリカが必要なる軍事行動をとる義務があるということとをこの第五条で定めておるわけでございます。

そこで、従来から累次政府が申し上げておることは、そういうアメリカの対日防衛義務というものは条約、国際法上の神聖な義務であるので、そういう義務をアメリカがいざという場合に忠実に履行するであろうということ、これは国際法上のアメリカの義務でございます。別に一般的な期待感を政府として持つておるという説明ではございまして、条約上の厳格な義務というものが存在するので、そういう義務の履行というものについてアメリカがそれを怠るということとはあり得ない、戦争権限法のいかんにかかわらずそういうことはあり得ないということに累次政府が御答弁申し上げておるということでございます。

○市川委員 戦争権限法のいかんにかかわらず変化がないというのは、アメリカ政府と打ち合わせた、議会の了解を得た御見解ですか、外務省の見解ですか、いかがですか。

○栗山政府委員 委員御承知のように、戦争権限法の中には、第八条に、この法律がアメリカの既存の条約の中身を変更するものではないという趣旨の規定もございまして、累次申し上げておりますように、この戦争権限法は、いろいろな過程でアメリカの行政府と立法院の間でいろいろなりとやりがかりがありまして、最終的には、行政府の大統領の拒否権というものを議会がひっくり返しましてできたという立法経緯がございまして、そういう過程でいろいろ行政府と立法院の間に難しい法律論が行われてきた上がつた法律でございますので、第三国である私どもが、その内容の技術的な法律解釈につきまして云々できる立場にない、有権的な解釈をできる立場にないということは累次申し上げておるとおりでございますけれども、少なくとも、先ほど申し上げましたような、戦争権限法の中にもその条約の中身を変更するものではないという規定もございまして、それから、先ほど申し

上げましたことの繰り返しになりますが、これはアメリカの立法院も承認をした条約の神聖な義務でございますので、いざという場合にそういう義務の履行をアメリカが怠るというようなことは、そもそも国際法上あるいは条約上の問題としてあり得ないであろうということを申し上げておるわけでございます。

これは別にアメリカの議会と打ち合わせておるとかということではございませんが、事柄の性質上、当然そうあるべきであるということをお願い申し上げておる次第でございます。

○市川委員 「そうあるべきである」と言うのですけれども、向こうは、憲法の手続に従つてつくった法律なんですよ、戦争権限法というのは。今八条の(d)項(1)のことをおっしゃつておりましたけれども、八条の(a)項では、御承知のように「敵対行為又は敵対行為にまきこまれることが情勢から見て明白な事態に合衆国軍隊を投入する権限は、次の各号から推定されるべきでない」として、その各号の(2)の部分で、「この共同決議の制定以前若しくは以後に批准されるすべての条約」というふうなやつておるわけですね。これは安保条約入りますよね。入りますか。八条の(a)項の(2)に安保条約が含まれていると私は思いますが、どうお考えですか。

○栗山政府委員 これは法律の規定から読む限りにおいて、これまでに批准された条約ということを書いてございまして、アメリカの議会が批准をいたしました防衛条約は全部含まれておるであろうというふうに我々も理解しております。

○市川委員 そうすると安保条約も含まれておるわけですね、八条の(a)項の(2)には、おっしゃられるように確かに(d)項では、「この共同決議のいかなる規定も、(1)連邦議会若しくは大統領の憲法上の権限又は現行の条約の規定を変更することを意図するものではない」というような条文のあることも事実です。しかし、考えてみまして、この八条の(a)項というのは、「推定されるべきでない」とはつきりしているのです。条約を根拠に

して、大統領が、合衆国の軍隊を投入する権限を推定してはいけません。しては「ならない」とはつきり断定的なんですね。それに加えて八条の(d)項の方は、これは「連邦議会若しくは大統領の憲法上の権限又は現行の条約の規定を変更することを意図するものではない」、「三者を並列に書いて、変更するものではない。これは言つても言わなくても同じようなことなんですね、三つの権限を認めているわけですから。連邦議会の戦争宣言権、大統領の条約締結権もしくは三軍の指揮権というものを同時に認めているわけなんです。それから「現行の条約の規定を変更することを意図するものではない」、「私も安保条約の条文の規定が変更されたとは思つてないのです。変更されたというふうには言つておるわけじゃない。戦争権限法が成立しても、依然としてアメリカは日本に対する対日防衛義務を持つておるというふうに理解しておるのです。ただ、その対日防衛義務の履行の仕方に変化が起きてくるのではないか。

もうちよつと申し上げますと、戦争権限法のできる前は、言つてみれば期限がなかったと思うのです。しかし、この戦争権限法の成立によつて、大統領と議会の判断が一致しなかつた場合は六十日、あるいは撤退を目標とした場合はさらに三十日で九十日以内に合衆国の軍隊は撤退しなければならぬ、あるいは上下両院が同意決議を行つた場合はさらにそれが短縮されて撤退しなければならぬ、こういうふうになつておるわけですね。ですから、条約上の対日防衛義務は消滅はしていません。消滅はしてないけれども、議会と大統領の判断が不一致になつた場合は、大統領の合衆国軍隊の使用について期限が切られるという形で変化が起きてくる。これは論理的にこうなると私は理解をしておるのですが、間違つておられますか。この理解が間違つておるのか間違つてないか、間違つていたらどういふ点が間違つておるのか、これだけ簡潔にお答えいただきたいと思つておる。

○栗山政府委員 冒頭申し上げましたことをもう一度繰り返させていただきますが、この法律はな

なかなか複雑な法律でございまして、私も、私事を申し上げて大変恐縮でございしますが、この法律ができました直後から数年間在米大使館に勤務しておりました、その間いろいろな機会に、この立法に参画した立法院の人あるいは行政府の人から、この法律の制定経緯、解釈等についていろいろ専門的な見地から意見を聞いたことがございます。そういうものを総合いたしましたも非常に複雑な法律でございまして、法律条項を、当然こうなるものであると、有権解釈を政府としてこういう場で申し上げることは非常に適当でないであろうということを感じてございします。

従来から政府はそういうことで御答弁申し上げておるわけでございますが、一般的にこの法律の規定を見ますと、先ほど委員御指摘のように、一応原則的には、確かに、大統領の海外における兵力の使用につきまして六十日あるいは最大限九十日ということ、使用期間についての期限が付けられておるといことはそのとおりであろうと思ひます。しかしながら、例えば現実には安保条約の五条という事態が発生いたしましたときに、この法律をどういうふうに通してそれが運用されるであろうかということにつきましては、すぐれてそのときの立法院の判断というものがございします。これはどういふふうになるかということはこの場で申し上げることは適当ではないだろうと私は考える次第でございします。

しかし、原点に戻って考えますと、いづれにしてもアメリカの議会も含めて安保条約というものにアメリカが縛られるということで、そういう意思表示のもとにできておる条約でございしますから、結果的に、アメリカが安保条約五条のもとで定められておるような対日防衛義務を十分に履行しないというような結果になることは、アメリカの行政府も議会もやらないであろう、またそれは国際法上当然そういうことが言えるということに従来から申し上げておる次第でございします。

○市川委員 先ほどから、どうなるかという見通しは聞いてないのですか。この法律と安保条約第

五条を論理的に詰めていくところなるのじゃないですかと質問しているわけでして、現実にはこうなるだろうというその予測は私は聞いてないのです。まず論理的関連性を伺っているわけですから、一つ申し上げますと、今せっかくの北米局長の御答弁でけれども、しかし、アメリカの行政府は実際問題大分困っていますよ、この戦争権限法。それなのに日本の政府が、こうなるだろう、あなるだろう、大丈夫だろう、そんな考えでいいのですか。アメリカの行政府は大分困っているのじゃないですかということをお願いしたい。

さらに、まず論理的関連性ということで、これは権限法では御承知のように、もう釈迦に説法かもしれないけれども、第二条で、「共同決議の目的は、」というのではつきり目的がうたわれておるわけですね。「目的は、」連邦議会と大統領の両者の共同判断が適用されることを確保することである。」共同判断だ。いわゆる戦争宣言なき戦争に、勝手に大統領の権限でアメリカの国民が巻き込まれたのではいけません。したがって、憲法では戦争宣言権というものが議会にあるのだから、その議会の承認なくして、大統領が三軍の指揮権で軍隊を投入してはならない、アメリカの国民を戦禍に巻き込むようなことがあってはならないという趣旨。その場合は大統領と議会が共同の判断ができるようにしよう、そういう共同の判断を確保する目的でこの権限法ができた、こういうふうにはつきりうたつてあるわけですね。

かもし二条の(ロ)項では、「大統領が総指揮官として、敵対行為又は敵対行為にまぎこまれることが急迫し、それが状況から見て明白な事態へ合衆国軍隊を投入する憲法上の権限は、」と、大統領の憲法上の権限を三つに分けておるわけですね。(1)戦争宣言 (2)特定の制定法による授權、又は、(3)合衆国、その准州、属領若しくは合衆国軍隊に対する攻撃により生じた国家緊急事態に従つてのみ行使される。」と、「のみ」といっておるわけですね、オンリー。大統領の憲法上の指揮権というものを三つに分類して、前者の(1)と(2)は議会の承認を与

えた場合ですからこれは問題にならない。(3)番目は議会の承認を与えない場合ですから、この(3)番目のケースについて、さらにそういう議会の承認なくして大統領が軍隊を投入した場合は、四十八時間以内に議会に報告しなければならぬ。しかも四十八時間以内に報告して、六十日以内に軍隊を撤退しなければならぬ。撤退の安全を確保するためということが立証された場合はさらに三十日間プラスしてよろしい。少なくとも九十日間撤退しなければならぬ。しかし、議会のさらに大統領と意見が不一致で、両院で両院同意決議をした場合は、大統領の合意の署名がなくても、これは軍隊を期日を短縮して撤退しなければならぬ。こういう法律です。

そういう法律でございしますから、安保条約第五条はまさに第二条の(ロ)項で言う(3)番目に該当するわけですね。日本に武力攻撃があった、まだ議会は戦争宣言をしていない、特定の制定法による授權もしていない、ということは大統領の総指揮官としての権限で軍隊を動かしている。これは(3)番目のケースです。この(3)番目のケースの場合は、四十八時間以内に議会に報告して、六十日、最大限九十日で撤退をしなければならぬ。さらに、議会在大統領と別の判断を持てば、同意決議を行えば即時撤退しなければならぬ。こういうことに論理的にはなつておるのではありませんか、どうですか。まず論理的関連性。

○栗山政府委員 大変恐縮でございしますが、委員の御質問に正面からお答えするということは非常に難しいのだらうと思ひます。百歩譲りまして、まずこの法律の解釈につきましては、例えば今委員が御指摘の、大統領が軍隊を投入できるのは本当に二条に掲げられておる三つの事態の場合に限定されるかどうかということですから必ずしも明確でございしません。従来私どもが承知しております行政府の一貫した意向は、この二条の(ロ)項で掲げられた三つのケース以外に、大統領が憲法上の権限に基づいて軍隊を海外において使用することが認められる場合があり得る、したがひまして、こ

の二条の(ロ)項は、包括的に大統領の海外における兵力使用を定めたものでは必ずしもないということとが行政府の見解である、というようなことを従来聞いております。これは一つの例でございします。

それから、先ほど委員御指摘の、六十日以内であっても、議会が決議をした場合には大統領は兵を引かなければならないという規定につきましても、行政府はこれに拘束されないということ、この法律ができた当初から行政府が言つておることとでございします。

さらにはまた、あるいは委員御承知かと思ひますが、一昨年全く別件で最高裁の判決がございまして、行政府に一たん議会が授權をした権限を後から立法院、すなわち議会在拒否権を行使して否定するということのようなことは憲法違反であるという最高裁の判決が出ました。この最高裁の判決によつて、先ほど委員が御指摘になりました、六十日以内における議会の決議による撤兵ということは違憲になつたというのがアメリカの法律家の大體の一致した意見のようでございします。

先ほどの委員の御質問にそのままお答えすることにはならないわけでありまして、ことほどきょうに、この法律の解釈につきましては種々複雑なところがありますので、大変恐縮でございしますが、実際にこの法律がいざという場合にどのような適用されるかということにつきましては、断定的に申し上げるということではできないというのが私の正直な答弁でございします。

○市川委員 大変さういふやうで恐縮ですけれども、考え方としては論理的なすき間がある。すき間があればそれを埋める努力を行政府としてするのが当然じゃないのか、こういう立場で今伺つておるわけですね。

例えば、御承知のように日本と議会の権限が違ひます。アメリカは、議会在さうだからと——この間も何かレーガン大統領から中曽根総理に、議会の方で貿易摩擦の問題について非常に強い意見があるから日本政府も配慮してもらいたい、こ

いう言い方をしてきたわけですが、いろいろな事象があると思うのです。極端な仮説を立てますと、アメリカがソ連から報復攻撃を受けるかもしれないという事態になれば、議会で大統領の判断が一致になるかもしれないということも考えられるのです。だから、条約とアメリカの憲法に基づいてきた法律との間にすき間がある。それをただ、確信とか推測とかそんなことは国際的にないだろうとか、そういうことだけで済まされていいのかという疑問を提起しておきたいと思うのです。アメリカも国益ということになれば非常にしたたかな態度をおとりになるのではないのか。本日は大統領も内心は反対なんだけれども、議会在反対だからという理由で、議会というものをうまく使つてやるといふことも考えられるし、過去において時々そういう節もみられたし、そういう立場で聞いておるわけです。

しかも、五十五年十月十一日の参議院予算委員会でも園田外務大臣は、条約と戦争権限法というものが対立した場合は「戦争権限法というものが優先する」というのが当然これは冷静な考え方であると存じます。「こういうふうにはつきり答弁しているのです。条約解釈としては戦争権限法と条約の関連性という、論理的な観点ではやはり権限法が優先する、こう受け取るのが冷静な考え方である」といふように言っているわけです。ただ、現実の問題としてはそうならないように努力をしておる。

それから、五十五年三月十九日のやはり参議院の予算委員会では、「軍隊投入後、アメリカ議会によって同意決議に基づく撤退命令の可能性は否定できませんね。」という御質問に対して、政府委員の浅尾新一郎さんは、「もちろん論理的な問題として、先ほどから参考人からも御説明がございましたように、これは否定できないと思います。」このようにおっしゃっているわけですね。ここに議事録があるのですけれども、しかも、アメリカの議会と行政府の間で、今北米局長もおっしゃったように、その解釈をめぐつていろいろや

りとりがあることも承知しております。その中には、この八条の(d)項、現行の条約の規定の変更を意図するものでないというのを削除してしまおうという、修正案を出そうという上院議員もいるわけですね。これが紛らわしいんだ、だから削除したい。先ほど挙げた憲法違反というのとは少し移民法の問題だと思ふのです。この戦争権限法で憲法違反だとか何とかというのは、判決はまだ出ていないはずで、私の調べた範囲では。

そういうことを考えますと、今までの国会での答弁でも、これからよく検討してみなければなりません。こうおっしゃつておるわけですが、五十五年、五十五年ですから七年、五年という歳月が流れておるわけですね、今の答弁の骨格はその時点と全く同じ答弁をなさつておるわけですね。このときは、これから検討しますということを感じにおっしゃつておるわけですね、この議事録の答弁の中で、要するにその後検討なさつてないようになつておるわけですね、これは、こつちが有権的解釈がでないならアメリカ政府に何らかの措置を尋ねてみるとか、戦争権限法と安保条約五条との関連について日本が一定の懸念を持つておるという意思表示ぐらいはきちんとなさつた方がいんじやないかと思ふのです。その意思表示もなさつてないと思ふのですが、意思表示をなさるお考えはあるのかないのか、またその必要性をお認めにならないのかどうか。外務大臣、いかがでしょうか。

○安倍外務大臣 安保条約上の米国の義務と戦争権限法との関係に関する基本的な考え方につきましては既に申し述べたわけですが、今御指摘がございました園田外務大臣の答弁は、安保条約の履行と戦争権限法との関係につきましては、野田委員が、戦争権限法の関係規定によれば、安保条約の規定にもかかわらず、戦争宣言なしに投入された軍隊は米議会による特別の決定のない限り六十日以内に撤退することになる、こういうふうな主張をされたのを受けて、この前提に立つ限り、戦争権限法の法解釈としては、六十日以後は、議会が戦争宣言をするかまたはこの期間を延長する

措置をとらない限り米軍は戦闘を停止せざるを得なくなると考へるのは当然であらう、こういう趣旨を述べたものであります。

ただ、安保条約の履行と戦争権限法との関係が常に右のような考え方であらうとされる場合であっても、既に御説明しましたとおり、安保条約第五條の米国の義務は、米行政府のみならず米議会をも含めたいわゆる国家としての米国の国際的に拘束するものでありますから、安保条約第五條が発動されている限り米議会が右義務の履行を不可能にするようなことはあり得ない、したがつて六十日の期間は必ず延長されるとしか考えられないわけでありまして、御指摘の外務大臣答弁に引き続き外務大臣が、現実としてさうなことを、すなわち六十日で戦闘停止、戦闘中止、さうなことはないのであらうという確信を表明しているのはまさに右の確信を述べたものであります。

また、戦争権限法成立後の累次の日米首脳会談において、米大統領が日本側に対して安保条約第五條の米国の義務を遵守する旨誓約し続けていることも、右の我が方の確信を裏づけるものであります。○市川委員 論理的には私が申し上げておる通りだろつというふうには私は思ふのです。議会は承認はしましたけれども、第五條には「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」という留保条件が入つておるわけですから、憲法上の規定に従つて、議会の戦争宣言権という憲法上の権限、その権限に従つてできた権限法に従つて撤退ということを決議することは論理的には可能なのであります。僕はそう思ふのです。ですから、そういう意味では、議会と行政府でそれなりに解釈が分かれておる面もあるかもしれませんが、日本政府が一定の懸念を持つておるという意思ははっきりした方がいいのではないかと思ふのです。

それではお伺いしますが、第五條の「共通の危険に対処する」ように行動することを宣言する。「行動」というのは、イコール軍事行動ですか。常識的にはそう言われているのですが、こ

こには軍事行動とか武力行動とかないですね。ただ「行動」という言葉になつておる。外務省の解釈はアメリカが直ちに軍事行動というふうにおつしやるのですが、例えば国連に安全保障理事会を緊急に招集して、国連の場で停戦を呼びかける働きをアメリカがやるということもこの「行動」に含まれるのじやないのですか、どうですか。

○栗山政府委員 今御指摘のような、国連での行動自体を第五條が排除しているということはないと思ひます。しかし、五條の趣旨は、日本に対する武力攻撃があつた場合に、ここに書いてございまして「自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、共通の危険に対処する」ように行動する」ということでございまして、第一義的には当然、日本に対して行われております武力攻撃を排除するために必要な限りにおいてのアメリカとしての自衛権の行使、すなわち軍事行動というものを念頭に置いた規定であるということには明確であらうと思ひます。

○市川委員 しかし、それは条約の常識的な解釈ではそういうふうに行われておりますけれども、排除してない、ですから、そういう国連での活動というもので済ますという場合も出てくるのじやないかと思ふわけです。——こういう場では御答弁できないということですから、これ以上議論してもここにやう問答になりますからここでやめておきます。

次に、核拡散防止条約の再検討会議がことしの九月に開かれ、そのための最後の準備委員会が四月中に行われる。中曽根総理が豪州へ行かれたときに、記者会見でオーストラリアの首相から日本も再検討会議に出たらどうかと呼びかけられて、日本も代表を出席させたい、こういうふうにおつしやつておるわけですね。この核拡散防止条約の再検討会議というのは、これは非常に重要な会議だと思ふのです。外務省の方はよく御存じだと思いますが、いわゆる核を拡散しない、この条約に参加した国は核兵器を持つてない、その代償措置として核兵器国は軍縮に努

力します、こういう軍縮努力義務というものがこの条約にはうたわれているわけでございます。

外務省の核拡散防止条約の説明の解説を拝見いたしました。核兵器を持つてアメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の五カ国のうち、フランス、中国はこの条約に参加しておらず、またイギリス、フランス、中国の核と、アメリカ、ソ連の核とは比較にならないので、実際的には米ソ両国の核軍縮が問題です。そしてこのことが、非核兵器国の核兵器に対する手をしる一つの代償になっています。こういう説明をしているわけです。

〔委員長退席、戸塚委員長代理着席〕

ですから、本日に日本が世界の軍縮を求めるならば、この核拡散防止条約に基づく再検討会議、過去二回行われていますが、二回とも米ソはうまく逃げてしまつたわけです。今回も、これが近づいてきたのでジュネーブの交渉を始めたのじゃないかと見られているわけです。中曽根総理は、いや、違う、パーシングIIとかヨーロッパの二重配備決定がソ連を和平のテーブルに引き出したのだと自画自讃しておられますけれども、実際の国際情勢を専門に見ている方は、そんな甘いものじゃない、米ソが交渉をやつていないと、この秋の会議で第三世界からががが言われてしまふ、その場合合に言い逃れができない、だから秋に照準を合わせて始めたと思われるわけです。そういう意味でも、米ソに核軍縮を迫る絶好の場所であるとい私は理解をしています。SDIの問題もありまふけれども、結局米ソの核軍縮がこの条約で義務づけられている、だから簡単に米ソがやると私も現実には考えておりませんけれども、日本としては積極的に取り組んでいいのじゃないか。外務大臣が出席されるのかどうか、何かそういう積極的な役割をこの再検討会議で果たそうというお考えがあるのかないのか、その辺をお聞かせいた

だきたい。

○安倍内閣大臣 我が国は核不拡散条約、いわゆるNPTが核拡散防止と原子力平和利用を両立させる主要な国際的枠組みであるという考えから、一九七六年に同条約に加盟するとともに、それ以来同条約体制の維持強化に積極的に貢献してきております。

同条約の第三回再検討会議は本年九月ジュネーブで開催される予定であります。我が国は、同会議がNPT体制の維持強化の上で重要である、こういう考えから同会議に積極的に参加をいたしまして、同条約体制強化のため、未加盟国の加盟促進であるとか同条約が求めている核兵器国の核軍縮促進、あるいはまた原子力平和利用の推進等を強く訴えていく所存であります。

この会議には特に私自身が出席すること、これは今のところ考えておりませんが、我が国が同会議を重視しておるといふ姿勢にはいささかも変わりございません。

なお、昨年四月に行われた第一回準備会合では、我が国の今井軍縮代表部大使が議長、また昨年十月の第二回準備会合でも副議長を務めた経緯がありまして、こういう立場から我が国としてもできるだけ積極的に参加をしたい、こういうふう

に考えております。

○市川委員 最後にちよつと。さきの質問に戻つて恐縮なんですけれども、アメリカからのSDIの研究参加呼びかけに対する回答を出す前に、日本政府として国会で意見を聞くというようなことをなさるお気持ちはありませんか、どうですか。議会の意見を聞くというお考えはないかどうか。行政の専断的な判断でやつてしまふのか。その辺はどうですか。

○安倍内閣大臣 このSDI構想、SDIにつきましましてはこれまで議会で議論の中で与野党からいろいろ議論が行われておりますし、また政府の見解も述べております。これから国会内のそういう議論が尽くされることは当然のことであらうと思ひますし、また政府は政府として、日本のこれまでの基本的な理念というものを踏まえまして、なおかつ議会の議論等も十分参考にいたしまして、慎重に対処してまいりたいと考えております。

す。

○市川委員 時間が参りましたので、あと関連で同僚の議員が質問いたしますが、SDIについては問題点が非常にたくさんございまして。三分間とか二十五分間とかといううちに判断をしなければならぬという側面もこれあり、全部のミサイルを無力化することはできなくて、ソ連の八千発の核弾頭の約八割はアメリカ本土へ届くという想定にあるやにも聞いております。全部無力化できるならばあれですけども、八割残るといふことは約六百四十発ぐらい残るわけですから、それだけでも核ですから相当被害を受けるわけでございますし、いろんな問題がございまして、この問題については「研究に理解」ということにも私たちがいささか不安を感じておりますが、本当に慎重に対処していただきたいということを御要望申し上げ、また先ほどの権限法については、何かいま一つどうも歯切れ悪くてよく納得できないということをお聞き添えて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○戸塚委員長代理 関連して日笠勝之君。

○日笠委員 外交全般にわたります。先輩の市川委員の方からマクロ的な見地から質問をされましたので、私は重箱の隅をつつくようなミクロ的な見方で、何点かお聞き申し上げたいと思ひわけでございます。

まずその第一点は、外務省関係法令二百七十七ページにございまして、いわゆる外務公務員法でございまして。これの二十三条、「休暇帰国」という項目の中にございまして、皆さん方がよく御存じだと思ひますが、「不健康地」というのが出てまいります。日本の外交官の方が勤務するのに大変湿度が高いとか、温度が高いとか、海拔、高度が高いとかいうことで、一年半勤めれば二カ月以内というところで、帰国休暇というものを認めておるわけでございます。この中に「不健康地」という名称がございまして。また、同じく省令の中にも「不健康地」というのが出てまいります。不健康地というのはどういうところがあるか。別表第一

に、例えば欧州地域であればソビエト連邦のモスクワなんか入つておるわけでありまして、こういう不健康地という言葉の使い方、いかがなものかというふうに考えるわけでありまして。

実は商社マンの方がこのことを知りまして、私にこういうふうなことを教えてくれました。もしこれを向こうの国の人にそのまま言つと、これは経済とか貿易摩擦というのじゃなくて、文化とか精神、そういう意味の大変な摩擦になるような気がする。商社ではこういう言い方をせずに「特別地域」、このように言つておるわけでございまして。商社となれば第一線の方でございまして。そういうことも配慮した上で、規程でそのように言つておるのではなからうかと推測するわけでございまして。

私も、このことにつきましていろいろと自分なりに調べてみました。アメリカでは、一九五一年までは、大統領命令で、こういうふうな地区のことをアンヘルズフルポスト、直訳すれば不健康地ということでございます。しかし、最近では、いわゆるアングロサクソン系の西欧におきましてはハドシップポスト、困難地である、このように言いかえておるようでございまして。

どんなものでしょうか。法律というものは時代とともに変わる。例えば監獄法というのもの、「監獄」という名前がいかがなものかということ、今回の上程されませんでしたけれども、留置施設法であるとか刑事施設法であるとかいうふうな名前も変わつていきます。そういう意味におきまして、この不健康地という、相手の国の方々がこういうことを知つた場合どのように感ずるかという、まさに貿易摩擦ではなくて文化摩擦といましようか精神的な面の摩擦といましようか、不健康地という言葉の使い方ににつきまして、私も何人かの法律家の方に聞きましたけれども、それは今の時代にはそぐわないのではなからうか。何人もの法律専門の方もおっしゃつておられます。この点につきましてどうなのお考えを持っておられるか、まずお伺ひしたいと思います。

○北村(沢)政府委員 ただいま委員が御指摘にな

確かに今委員が御指摘になりましたように、こういうことが、相手国がおまえの国は不健康地だというふうに我々が考えているということがわかりますと、これは決いていいことではないのでございませうけれども、この不健康地という言葉は、先ほども御説明しましたように、外へ出ております我々の職員が何年か一度休暇で本国に帰ってくる、その場合に、普通ならば三年に一回なんだけれども、勤務環境が非常に厳しいところではその半分の一年半たてば帰つてくれるというときに、その基準を言うのに使つておるわけで、いわば我々内部の制度で使つておりますので、余り外国の人に対して、あなたの国は不健康地ということになってはいますよというようなことは、普通はそういうことではないのでございます。今までも幸いそれで問題が生じたということはないのでございますけれども、確かに委員が御指摘になりましたような面、それは私どもも理解できますので、

○日笠委員　先ほど言いましたように、商社の方も特別地域とか特別地地とか言っておるわけでありまして、いろいろと言葉遣い、言い方については、御専門でありますからよく御検討いだいたい、外務公務員法の第何条地区とか何条地でもないわけでございますし、当たりさわりのない言葉でも、わかればいいわけでございます。ただ、外務公務員法という法律によれば、翻訳されて出る場合もどんなあるわけでございます。そういう点を踏まえまして、ひとつ今後慎重に検討していただければと、このようにまず御要望申し上げておきたいと思うわけでございます。

続きまして、毎年外務省の方から出ております「世界の国一覽表」というのがございます。これは、昨年までは情報文化局編集でございましたけれども、内部の組織の機構が変わりましたので、本年度からは外務報道官編集、こういうふうになつておりますが、この「世界の国一覽表」の中の裏に地図がついておるわけでございます。この地図でございますけれども、この地図の国の名前でございますけれども、どのようにして決めておられるかお聞きしたいと思います。

○瀬木説明員「世界の国一覽表」の国名につきましては、原語の国名をできるだけ忠実に日本語にいたしておる次第でございます。ただ、その中で、日本語の中にない発音がございます場合には、できるだけ日本人が発音しやすいような形で国名を仮名にいたしてございます。

○日笠委員 この今お手元のは八五年のでございますね。九ページの一番下の右の方でござい
ますが、「外国の地名・国名を表記する場合のかなづ
かについて、文部省「地名の呼び方と書き方」
（昭和三十三年）等によりました。」こうありま
すが、きょうは文部省の方にも来ていただいてお
りますけれども、これは文部省、現在「地名の呼
び方と書き方」、何か資料がございいますか。
○小笠寺説明員 お答え申し上げます。

○日笠委員 先ほどの昭和三十三年の「地名呼び方と書き方」というのは、まだ現存で、効果を発していますか。

○小笠寺説明員 お答え申し上げます。
それはただいま絶版になってはおりますけれども、その考え方は今でも学校現場において使われていると思っております。

○日笠委員 昭和五十三年に絶版になっているというふうにお聞きしております。ですから、九ページのこの行はもう少し書き方をお考えにならないといけないのではないか、このように思うのです。

今度は文部省の方にお願いしたいと思います。義務教育諸学校教科用図書検定基準実施細則、この中に、外国の地名・国名の表記は、外務省情報文化局編集「世界の国一覧表」による、こうなっておりますね。ところが、これによります地図の国名と、この前いただきました小学校の高学年でしうか、社会科の地図、これを見比べますと、国の名前が一緒でないところがございます。例えば東西ドイツ、それから韓国、北朝鮮、大体大きい国ではそういうところかと思えます。あとドミニカですね。ドミニカ国とこちらはなっておりますが、地図の方はドミニカだけでございます。そのように数カ所、これによるというふうになっておりますけれども、現実には子供さんが使う社会科の地図には数カ国違うわけですね。先ほどおっしゃったように、ばらばらにならないようにやるということで、私は地図の会社の方にもお聞きしましたら、地図の出版会社というのは、まず海図、それから世界の国一覧、それから文部省の地図、こういうものを勘案して一般の地図の出版会社は国名を決めて出版しておるわけでありまして。

そういうことで文部省さん、どんなものでしょうか。先ほど言いましたように「世界の国一覽表」によるとありながら、実際に数カ国違っておるということ、この点についての御見解……。

○小笠野説明員 先生ただいま御指摘の点でございませうけれども、先生御存じのとおりと思います。現在、敎科書の制度は国定制度でございませうので、執筆者がまず自由に書かれたものについて文部省の方で検定で直していくという仕組みになっておるわけでございます。そのための物差しとしてこの実施細則というのがありますし、その実施細則に基づきまして、この「世界の国一覽表」というのができておるわけでございます。検定に当たりましてはできるだけこれによってもうこうという事で指導はしております。

それで、私もまだ詳細に中身をちよつと検討しておりますのでお答えしにくいと思ひますけれども、私の見た限りでは、大多數の敎科書はこれによつてゐるというふうに解しておりますけれども、例外等がありましたら、十分また検討させていただきますと思つております。

○日笠委員 今言った東西ドイツ、北朝鮮、ドミニカ等々、現実に違うわけであります。これによるとという細則があるわけでございますので、ひとつその点もよく外務省さんと相談をしていただいで、外務省さんの方がはっきり申し上げてその道のプロでございますから、その辺を参照文献等々をいただいで、「世界の国一覽表と地図と教科書が数カ所も違うということのないように、私のよ

うな未熟な者が地図を引いたら、東ドイツを幾ら探してもなかった、ドイツ民主共和国であった、こういうようなことになりかねませんし、今後とも、教材ということでございますから、これによると細則に明記しておるわけでございますから、この点ひとつよく御相談いただきたい、こう思うわけでございます。

今度、外務省の方には、そういうことで一般の地図会社もばらばらでございまして、新聞協会であるとか統一用語というのがあるように聞いておりますけれども、その辺をよく参照した上で、いわゆるガイドラインのようなもの、できれば外務省としては、先ほどから言いますように国の名前を間違えて、間違えていましてどうか、きちつとお願いしたいという要望もあるでしょうから、このように言っていたとありがたいのだが、外務省の法令集の中には、国の名前は、エチオピアなんかはエティオピアという古い仮名遣いで使っておるものもあるわけでございまして、ですからこれに合わせるというの、現代用語、新聞用語ということがありましてなかなか難しいかと思うのですけれども、いわゆるある程度のガイドライン、いろいろな摩擦が起きないようではなからうか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○瀬木説明員 ただいま委員御指摘のとおり、国際化が進む世の中におきまして、やはり国名を国民が正しく理解していただくということは大切なことだと思っております。私どもがこの「世界の国一覧表」を出しておるのもまさにそういう趣旨でございまして、これを文部省の方が検定基準にお使いになっておるといふことも結構なことではないかと思っております。

○日笠委員 では、これが一応ガイドラインである、このように理解していいわけですね。

そうすると、文部省さんの方で、これを、日本の国のいわゆる外交のあらゆる面の責任を持つ外務省さんがつくっておられるガイドラインと考

れば、地図の方もこれに合わせていかなければいけないのじゃないか、このように思うのですが、今後御検討される余地がございませうか。

○小笠原説明員 現在の検定基準でも、「世界の国一覧表」によるということになっております。先生の御趣旨に従いまして検討してまいりたいと思っております。

○日笠委員 きょうは、せっかく外務大臣がいらつしやつておるのに全然質問をしないというのも失礼でございますので、急な質問でございまして大変恐縮なんですけれども、一問だけひとつお聞きいただければと思います。

これは二月でございまして、アメリカの国務次官補・国際機関担当のニューウェルさんが日本においでになりました、ユネスコの問題でいろいろ外務省と協議された、このように報道記事等々に出ておるわけでございまして、ユネスコ以外にいわゆる国際機関、国連のいろいろな機関でも結構ございまして問題がある、ユネスコ以外にいろいろと正してやらなければいけない、日本の国の立場から見ても改革してもらわなければいけない、そういうふうな国際機関、ニューウェルさんは国連貿易開発会議なども問題のある国際機関であることを指摘していると出ております。ILOなんかもアメリカは脱退いたしましたし、最近では東欧八カ国も脱退通告をしている、こういうようなこともありますが、ユネスコ以外に国際機関で今のところ問題があるかと思うものがあるかどうか、突然な質問ですが、大臣、この点はどうでしょうか。

○安倍国務大臣 ユネスコ以外にもいろいろと問題を抱えている機関はあると思っております。これは後で政府委員から説明をいたさせていただきますが、まずユネスコにつきましては、日本は国連に加盟する以前から入った国連機構でありますし、これは非常に大事にしてきております。日本も積極的に協力してきておりますが、最近の状況を見ますと、アメリカとかイギリスが脱退をするということで、いろいろと内容的に問題があるわけで、私たちは何

とかしてこれを改革をしたい。これは、日本もアメリカに追いついていくということではなくて、残って改革をしたいということで今苦心をいたしております。今度ムボウという事務局長がやっておりますから、私も会って改革について日本の立場を説明したいと思っております。どうしても改革は難しいということならば、そのときは再検討しなければなりません、やはり一般的に見ても問題があり過ぎるように思うわけであります。

そういう意味では国連自体も実はいろいろと問題、批判があるわけでありまして、国連が発足しましてより四十年たつておつても、いろいろと国際的な平和維持機構とかあるいはまた平和維持機能であるとかその他、国連のやらなければならぬ使命、国連の理想というものとほど遠くなつていまして、日本は国連中心外交というものをやっておりますが、日本は国連中心外交というものをやっておりますが、あくまでも国連を重視してこれから外交を進めていきたい。ですから、国連、ユネスコあるいはILOその他、いろいろと問題を抱えておるが、ちょうど戦後四十年たつたので、そういう点についても改革すべきは改革して、本来の国連憲章あるいは国連の精神にのつた活動ができるように期待をし、日本もそのために努力、協力をしていきたいと考えております。

○山田(中)政府委員 お答え申し上げます。

基本的には今外務大臣から御答弁申し上げましたとおりでございますが、アメリカは、レーガン政権になりました、アメリカが参加したとしております九十八の国際機関の全部の点検をしたと申しております。その中で一番問題がございましたのがユネスコでございます。それから、先生御指摘ございましたようにUNCTAD、UNCTADの中におきましても、非常に事務的に余り効率的でない仕事が行われるということで問題点の指摘がされております。また、同様な問題がFAOなどにも少しございます。

これらの点につきましては、大臣からも申し上げましたように、ちょうど戦後の国際機関ができて四十年来を迎えております。それぞれの機関が本来の目的に沿って効果的な形で国際協力が推進できるような形に持っていくということで、その観点から日本もできるだけの努力をいたしたいと考えております。

○日笠委員 それでは最後に、いわゆる国連中心の外交方針というものを、先ほど外務大臣もおっしゃいましたように堅持していただくということと、四十年たつていろいろ矛盾もあるかと思ひますが、日本も先進国の一員でございますし、リーダーシップをとって改革に向けて御努力をいただきたい、このことをお願いして終わりたいと思ひます。

○中島委員長 和田一仁君。

○和田(二)委員 在法法について御質問したいと思ひます。

私は海外旅行にも時々参りますけれども、旅行へ参りまして帰つてくると、いつも、日本はいいな、こういう感じを持ちます。生まれ育つた住みなれた土地というのは私には一番合つてゐるのではないかと申すのですが、それは食べ物も日本はうまいし、水も本当にどこでも安心して飲めるし、また治安も大変よくて、夜遅くなつても本当に安心してひとり歩きができる、こういうような日本にいたるために、余計そういう感じを持つのかという気もいたします。

そこで、海外に勤務している方というのは、気候風土が違ふところで、そしてまた人情風俗も違ふ異文化の中で生活をされる、そういう文化・社会での生活というものは、国内で同じ仕事をやつてゐる以上に仕事の面では特殊な条件下にあるものだ、こういう理解をいたしております。勤務先という勤務地によつては、国内の勤務から比べてうらやましいと言われようなどころもあるろうかと思ひます。花のバラなんというのは、かつては日本人にとつて旅行が十分でない時代には本当にあこがれの土地であつたかもしれませ

絡が当然入って、大臣の方から決断をされたものと私は思うわけです。大臣いかがですか、あれでよかったと思いますが、あれが万全であるかどうか、どのように御理解されているか、お聞きしたいと思ひます。

○安倍国務大臣 先般のイランからの邦人の脱出につきまして、トルコ政府には非常に配慮していただきまして、トルコ航空で大半の邦人が脱出したという事は、いろいろと今後の事情等を聞いてみますと、これまでの日本の外交の努力によってトルコ政府が日本に配慮したということは十分あったわけでありまして、イランにおける日本の野村大使がトルコの大使とかねてから非常に親交を結んでおったということも、一つの大きな原因でございます。トルコは、日本の野村大使からの要請にこたえまして、早速特別機を出してくれまして、在留トルコ人に先立つて邦人を送つてくれたわけでありまして。こういうことも、平生の努力というものが大事な段階で実を結んだ証拠だろ

うと思つております。

そういう意味ではトルコ政府に対して感謝しているわけですが、我が国としても、イランとイラクの戦争が激化するという状況の中で、当然在留邦人の脱出も考えておかなければならぬということ、外務省は外務省なりに対策を講じておりまして、同時にまた、外務省と現地の大使館と十分なる打ち合わせ等も進めておったわけでございます。まず第一には、イラン当局と談判をしてイラン航空を使用するという事は考えられるわけでございます。その点についてもイラン当局といろいろと協議をしておったわけでありまして、次に、友好国の航空機を利用する。こういうことでございまして、これについては最終的にトルコの協力を得たということでございます。第三番目としましては、どうしても他国の航空機に頼るということができない場合においては、日本航空の特別機を派遣するという事を緊急避難の体制として進めていかなければならぬ。その点については日本航空側とも打ち合わせをしてこれも体制をつくつておったわけでありまして、日航機を飛ばす場合にはイラン、イラク両国の安全保障がなければなりませんので、その点について外交ルートを通じて折衝を続けておった。最終的に、それでもできないということならば陸地を通じて避難をさせなければならぬ。こういうことで、陸地からどういうルートを通じて、どういう輸送手段で、どの国に避難させるかということ等も準備を進めておったわけでありまして。

そうしたもう一つの体制を講じておる中で、トルコ側の好意によりましてトルコ航空で脱出することができたということでございます。そういう意味で、日本政府としては、そうした事態に備えて周到な準備を進めておったわけでありまして。これからまたバグダッド等で何が起きるかかわらない状況もありまして、イラクにおきましてもイランと同様、そうした緊急の事態に対してどういうふうにするかという体制は万々怠りなく今進めておるということでありまして。

○和田(一)委員 大臣、今度は本場にそういう段取りどおりだったのですか。今の大臣の御答弁だと、本場に事なきを得たからよかったのですが、大臣は、報告を受けて、どうしようかと頭の中で考えたときに、今の筋書きどおりだったかどうかです。

私はいろいろと聞いてみると、とにかく日本航空も、外務省から出るという命令があればいいようにスタンバイしていた、行けと言われれば六時間で飛べるところまで用意をしていた、そういう状況下であつて、いつとき現地では、現地の正月が近いというので込んでいたこともあるようですけれども、予定していた切符をキャンセルされる。アエロフロートあたりはもう全く一人も乗せてもらえなかった。全部キャンセルされた。それで邦人の中にパニック状態が起きて、やはりそういうときには自国優先です、どこの定期便であらうと何であらうと。自国優先で、自国の人間を乗せるということになると、やはり後回しにされる。だから邦人にとっては、そういうことを具

体的に、キャンセルせられ、目の当たりにほかの飛行機は飛ぶが、我々の飛行機はないということになったときには、頼るものは、出先機関はどう判断してくれているのだろうか、どういう手だてを講じてくれているのだろうかということになつてくると私は思うのです。なぜ日本だけは自分の国の飛行機が飛んでこないのだろうか、こういう思いも持ったのは当然ではないかと思うのです。ね。そういう意味で、今大臣みずからおっしゃつたように、隣でもこれはやつてゐるわけですよ。バグダッドでもいつどんなふうになるかわからない。むしろこっちの方が人が多いというふうなこともあわせ考えますと、こういうことに対する対応はきちつとしていた方がいいと思うのです。

それで私は、恐らく大臣は、日本航空がスタンバイしているのも承知で、飛ばせたい思いも十分あつたと思うのです。ところが、飛ばした方がいいが、みんな定期便や近隣の飛行機で処理されて、やあ、よかったということ、行つた飛行機がむだになるといふことも配慮されたと思うのです。私はそういうことが、日本航空でなくトルコの好意で事なきを得たという結果になつたような気がしてなりません。もしそういう好意を寄せてくれる便がなかったとすれば、これは飛ばしたかどうかですね。私は、そういう好意をまず探してみようというよりも、むしろ政府みずから、こういう場合にはこうしようというきつとしたマニュアルを持つて対処できるようにしておいた方が大事だと思ふ。政府が飛行機を出したときには、本場に引き揚げないと危ないのだよ、この飛行機が最後だということが邦人にきちつとわかれば、来たときに乗らないでとかまだ残りたいとかいうようなこともなく、もう機会としては相当切迫しているのだという認識を在留邦人も持つてくるといいはもうおしまいか、やほり判断も難しいと思うのです。ですから、そういう意味では、専用機を持つてゐるとかあるいは常に自由に大臣の裁量でチャーターできる体制をとる、私

はそういう方途を考えていた方がいいと思ひますが、専用機は別として、チャーター便あたりは出先公館の長と大臣との相互の連絡で即断できるような体制をおつくりになりますか、どうですか。

○安倍国務大臣 今度のイランからの邦人脱出につきまして、外務省としてもベストを尽くしましたし、現地のイラン大使館も非常な努力をいたしまして、その成果がトルコ航空の特別機配慮ということになつたことは間違いないと思ひます。そういう意味では邦人の皆さん方にも大変感謝をしていただいております、こう私は思つております。

もちろん、我々としても、そうした協力が得られないということになるならば、これは何が何でも日航の特別機を飛ばす以外にないわけですから、確かに日航機もスタンバイしておりました。ただ、すぐ飛ばすことがいいに決まつておりますけれども、やはりイランとイラク、ちやうど向こうへ飛んで行つたところに戦争空域の指定の期限に入つてしまふわけですから、どうしてもイラン、イラクの上空の安全というものはイラン、イラク両国の保障をとらなければならぬということ、実はその辺についてイラン、イラク両国と外相折衝を続けておりました、この安全保障さえあれば直ちに飛べるという状況までもちろん来ておつたわけでありまして。この点は日本航空側も非常に協力してくれたわけで、外務省もその前提に立つて進めておつたわけでありまして、日本の処置としては非常に機敏に、そして最大の成果を上げたんじゃないか。

ほかの国の情勢を見ましますと、特別機を出したのはトルコが在留邦人を脱出させるために出してくれただけで、アエロフロートにしてもあるいはまたエアフランスにいたしましてもその他の航空機にいたしましても、皆々テヘランに路線を持つておりますから、その路線で引き揚げた、自国優先という立場で引き揚げたということで、特別機をわざわざ出したというのはトルコ航空だけである、それも日本のために出してくれたん

だ、こういうふうな承知をいたしておきまして、これはトルコ側の平生のやはり日本等に対する好意、いろいろなものが積み重ねられ、大使館の大使同士の非常に深いつき合い、そういうものがこうした特別機派遣につながったと思っております、日本としてはそういう意味ではいろいろな面で努力をしたその成果が上がったんじゃないか。しかし、また同時に、テヘランの問題については、こういう諸外国だけに頼る、これはトルコ航空が出してくれないようなものが出してくれなかったら日航機を飛ばさなければならなかったと思えますから、これからどういう国にどういう事態が起こるかと限りませんから、こういうものを一つの先例としていろいろと緊急の体制はこれからもつくっていくかなければならない、こういうふうに思います。

○和田(一)委員 ぜひこういうったケースを参考に、次のもしこういう不幸なことがあった場合にはひとつ万全の措置ができるようにしていただきたい。日本航空が飛ぶときに上空の安全を確認しなければ飛べない、これは当然でございますが、それを戦争当事国でない日本が邦人を救出するために飛ばす場合には、そこが外交の力ではないか、そこがやはり一番大事なところで、向こうが宣言したそれを過ぎれば、もう一時間過ぎてもこれはだめなのだといってあきらめるのでは大変なことであって、たとえ一時間過ぎようが半日過ぎようが、もしそこに在留邦人が取り残されているというケースがあるならば、そこに日本が派遣する飛行機は絶対に安全に脱出させるという交渉をきちっと仕上げるのが外交の一番大事な点だと私は思いますので、ぜひひとつそういう意味で万全を期していただきたいと思えます。

そこで、私はこの問題でつくづく思ったのですけれども、昨年の六月、国連事務総長のイニシアチブで、このイラン、イラク両国は文民地区相互不攻撃、こういうあつせん合意をされて、そしてその戦争、紛争の拡大の歯どめをかけたと思っておりますし、これを契機に、さらにそ

の部分停戦あるいは全面停戦、こういうところへ行くことを願っておった、これはもう世界がそう願っておったと思うのです。ところが、今申し上げた事態が起きるようになり、今月に入ってから両国の戦闘がエスカレートしてまいりましたが、このイラン、イラク双方の国に通じている外交官というものはあるいは政治家というものは非常に少い、お持ちのようでございますが、そういう意味で、なぜ、せっかくデクエヤル事務総長のこうしたあつせん合意したにもかかわらず、こんなふうなエスカレートしてしまつたか、大臣、どういふふうにごらんになっておりますか。

○安倍国務大臣 私、今日の事態に至つたことは非常に残念に思っております。せっかく国連事務総長の提案を両国が受諾をいたしまして、ずつと文民地区攻撃がお互いに行われなくて今日に至つたわけでありますが、その合意も今や全く踏みこたれてしまつたということで、いろいろと情勢を見てみますと、この一連の都市攻撃は、四日にイラクがアフズのパイプ工場及びブシェールの原子力発電所施設を攻撃し、この攻撃に対する報復として五日、イランがバスラを砲撃したことに端を発するわけでありますが、イラク側が、四日の攻撃は経済施設に対する攻撃であつて都市を含む文民地区に対する攻撃ではないと主張しているのに対して、イラン側は、四日のイラクの攻撃は文民地区に対して行われたものであり、これに対する報復として五日のバスラ砲撃を行ったと主張しておるわけであります。

これは、文民地区の定義のあいまいさ及びそれから生じた文民地区に関する解釈の相違にイラン、イラク両国の根深い相互不信感が相まって、今次の相互都市攻撃再開に至つたものではないかと考えておるわけでございますが、いずれにしてもお互いの解釈の相違とか不信感の増幅というのが今日になつたとしても、とにかくお互いの戦争

行為はエスカレートするばかりでございますから、これはこの状態が続けば両国だけでなくその他の国々まで巻き添えになるおそれがありますので、何としてもその拡大防止に努めなければなりませんし、日本もその間に、イラン、イラクに對してこれまで多くの努力を重ねてそれぞれに外交的な強いパイプを持つております。イラン、イラク両国も日本に対する期待するところが非常に大きいわけで、先般もイランの特使が日本にやつてまいりましたし、来週はイラクの外務大臣がたつた一日の日程でございますがわざわざ日本にやつてまいりまして、私と二回にわたつて会談することになっております。そういうことで、イラン、イラク双方ともやはり日本に対する一つの期待はあります。そして、日本も両国との友好関係は持統しております。そして、平和に対する日本の努力ですから、こうした機会を通じておけるわけであります。拡大防止のためにさらにひとつ力をいたさなければならぬと決意をいたしておるわけであります。

○和田(一)委員 いわゆる都市文民地区の解釈がきちつとなつたという大臣の見解ですが、それはそれだけじゃない、別の原因があつてあえてやつたのではないか。そういう点について大臣は何か感じておられるか。ただ、あの合意と違ふところを攻撃したんだというだけですか、これは。私はそうでないような気がするのです。この戦闘を激化させ、これからこの攻撃目標が拡大され、それに対する報復攻撃、こういうようにどこまで行くか予断が許されないようなこういう状態は、私は何かのねらいがあるのではないかと感じます。私には、大臣は全くこれは行き違ひからこういうふうになつてしまつたとお考えなのかどうか。

だとするならば、今、大臣がずつと敷衍してお話になっていましたけれども、先般は特使が見えたと今度はイラクからもお見えになる。大臣は、昨年の国連総会の演説でこのイランの戦争不

拡大についても触れられて、三つ提案をされてます。都市相互不攻撃、これは今言った事務総長の仲介で合意がされた。さらにそれに加えて、化学兵器の不使用であるとか、それからベルシャ湾岸全域の安全航行、それと港湾使用の安全確保、このことを演説の中で触れられておるわけですね。そして「特にこの都市攻撃はしないという合意に達したことは大変高く評価するものです。しかしながら、最近に至り両国の経済施設に対する攻撃が行われたことは遺憾であります。」というふうな敷衍しておつておる。「日本に對して両国も非常に、停戦への何かの足がかりを求めている。同時に日本に期待している。」というふうな大臣はおつしやつた。その大臣が三つの提案をされて、「そういうことで何とか和平への道を開こう。」というふうな言われた。私は大変結構だと思つた。その中で、今、都市攻撃されたことは遺憾だ、こういうふうにおつしやつた。今度来た特使の方にこのことを言いたくないと言われたかどうか。それからまた、今度来られるイラクの外務大臣にも、そういう点を踏まえて、この三提案を守らなければだめだというふうにもう一回きちつとお話をされた上で、和平への努力をされるかどうか。もし都市攻撃というものの言葉の解釈が違つた、見解がはつきりしなかつたというだけでは、これはまた同じことになつてしまふ。そうでなく、そういうものの背景にあるものがあれば別でなければ、この都市という、文民地区という、この範囲がきちつとすればいいのだというのであれば、私はそのことによつて一日も早く停戦への道づけをまたしていただきたい、こう思うのですが、いかがですか。

○安倍国務大臣 文民地区の解釈の行き違ひだけではないかと思ひます。これは、双方が我々に対してお互いに約束を破つたのだということとを言つておるわけであつて、実際にはやはり、先ほど申し上げましたように、相互の不信感というものがどんどん増大をしいつたということもあるでしょうし、あるいはまた、戦争であります

から、イランが国境地帯に大軍を集結した、これに対してイラク側が先制攻撃を始める意味において攻撃を加えた、その辺のところは戦争でありまして、お互いに機先を制するとか、お互いに打撃を与えて戦意をなくするとか、いろいろな問題がもちろんあると思いますけれども、今の解釈については双方が破つたのだということを言いつておるわけでありまして、もちろんその解釈だけでこの問題は解決するとは私は思いません。

それから、私は、特使に対しては、日本のした三つの提案、一つは化学兵器を使わない、あるいはまたペルシャ湾の安全を保障する、あるいはまた湾地区をお互いに攻撃しない、さらに加えて都市攻撃をお互いにしないということまでやって、お互いに戦争の拡大を防ぐべきだ、幾ら戦争を続けていってもお互いに国民の死傷者が続発するだけで不幸な事態になるのじゃないかということとは力説をして、日本の提案をもう一回再検討して、ひとつこれを受け入れてほしいということとは訴えたわけでございます。イランの特使も十分検討しますと言つて帰つたわけでありまして、今回またイラクの外務大臣もやつてまいるわけであり

ます。

今、どちらかというといラク側が、本当の実態というのはわからないとしても、爆撃等そうした空軍力等では相当まさつていような感じがあるわけでありまして、そしてまたアメリカもイラクを支持するといふふうなことを表明して、イラクは昔とは違つて相当自信を持っているといふふうな半面もあつて、いろいろといラク側も、戦争に対する考え方もどうなつていのか、その辺のところは多少変化があるかもしれません。そういう点も十分確かめながら、しかし同時に、お互いにお互いの国を破壊させるわけにいかないわけですから、どこかで矛をおさめなければならぬ。そのためには、今の日本の提案をぜひともひとつイラク側も受け入れてほしい。そうすれば、日本はイランに対して間に入って、イランに対してまたイラク側の考え方、真意は率直に説明しますとい

ことで、イラクの外務大臣とも腹を打ち割つて、私も何回も会つておりますからそういう点についてはお互いによくわかつておりますし、またイラン、イラク両国とも、日本が全く野心を持たない、そして過去においてイラン、イラクに対して何らきずを持つていない、非常に純粋な立場でイラン、イラクに対して戦争の拡大防止を訴えておるということをよく理解し信頼しておりますから、これはひとつ率直にやらなければならぬと思つております。イラクの外務大臣も、戦火の中をわざわざ一日だけ、たつた一晩泊まるだけで日本にやつてくるわけですから、その辺については平和解決に向かつて何か引き出せるのではないかと、それはひとつ大いに努力してみたいと思つております。

○和田(一)委員 どうぞ大臣、この戦争の中に入つて、部分停戦、全面停戦、和平へと、こういった道のりをつけられる国は少ないと私は思つております。それだけに、今度そうやって特使が見えたり外務大臣が来られるという機会に、今おつしやつたような提案を通じてぜひひとつ一日も早い実りある道をつくつていただきたい、お願いをしたいと思ひます。提案はされますね。新しくまたひとつ提案をしていただきたい。やつていただけ

ますね。

○安倍国務大臣 私の方の提案もし、ひとつ全力を尽くしてみたいと思ひます。そして、また同時に、日本だけではこれはなかなか解決できない問題もあります。国連とかあるいは志を同じくする国々とも力を合わせてこれはひとつやつていかなければならぬ、こういうふうな思つております。

○和田(一)委員 それでは別の問題ですけれども、去る二十三日にアマコスト米国務次官が来日されました。ここで日米高級事務レベルの協議が行われたわけでございます。私も新聞で報道を見ました。これは、ここの一月二日のロサンゼルス、安倍・シュルツ日米外相会談の合意で、こうした事務レベルの協議が行われるようになった、こう理解いたしております。この一月のシュルツ

さんとの間で、こういうことをやるやうといつて合意された協議の目的は一体どういふところにあつたのか。伝えられるところによれば、これは日米関係あるいは援助政策、国際情勢等により密接な意見交換の場をつくらう、こういうことであつたやうでございますけれども、こうした協議がまた新しく持たれたという目的は一体どうだつたんですか。

○安倍国務大臣 ロサンゼルスでの私とシュルツ国務長官との会談で、援助につきましては次官レベルで協議していこうということについては合意を見ただけでございますが、これはアメリカの援助も非常に膨大であります。また、日本の援助も非常に膨大になつてきておるわけでございます。そういう中で日米は非常に友好関係にある。そこでやはり、この両国の膨大な援助をお互いに協力してやればそれなりの成果というものもさらに上がつてくる、世界の平和と安定のためにそれなりに効率的に行うことができる、そういう点で、一緒にやれるものがあるはお互いにそれぞれの立場でやれるものは相協力し合つてやつた方がいいのじゃないかということ、協議をすることになつたわけでございます。しかし、アメリカにはアメリカの援助の基本方針というのがありますし、また日本には日本の援助の基本方針というのがある。その基本方針をお互いに曲げて相協力するといふわけにいきませんので、日本も協力しますけれども、またそうしなければならぬと思うけれども、しかし同時に、日本の援助のいわゆる人道的な立場あるいは相互依存の立場、そういう日本の援助の基本方針、その枠内において協力しようといふことを実は言つてきておるわけでありまして、その趣旨に従つて、今回、アマコスト次官と浅尾外務審議官との間にいろいろと具体的に協議が行われたわけでございます。私は、この協議は世界、特に開発途上国に対する日米の膨大な援助の一つの効率的なやり方として今後とも成果があるものである、こういうふうな確信をしております。

○和田(一)委員 アマコスト次官も浅尾審議官も政務担当のやうでございます。ここでは当然国際情勢その他の問題も討議されていると思うのです。

今、大臣は援助のことをおつしやられましたけれども、援助のことは後で伺いたいと思ひますが、この国際情勢の分析の中で、先般のモスクワの弔問外交の中で出てまいりました米ソ首脳会談が行えるのではないかと、こういう見通しでございますが、そのことに対して、先般のアマコスト次官との協議の場での意見交換はどのやうでございましたか。

○安倍国務大臣 アマコスト次官と浅尾審議官との間では、援助ももちろんその一環であります。が、広範な分野にわたつての意見の交換が行われております。米ソの軍縮交渉について、あるいはまた日米の二国間の経済摩擦の問題等につきまして、それぞれ広範な分野にわたつて意見の交換が行われておりまして、特に米ソの核軍縮交渉につきましてはアメリカも非常に熱意を持ってこれに取り組んでいきたい、ソ連の新しいゴルバチョフ政権もこの交渉に対しては現実的に対応していこうといふ気持ちがあるやうなことが、まだ大きな隔たりがあるけれども、何とかひとつこれは実りあるものにしてほしいといふアメリカ側の説明もあつたわけでございます。我々が国としても、この交渉が何とかひとつ結実するように努力してほしいといふことはアメリカ側にも申したということを聞いております。

○和田(一)委員 いや、それと同時に、米ソ首脳会談の見通し等についての情報交換はなかつたのですか。

○安倍国務大臣 私はまだそこまで立ち入つた話があつたといふふうには聞いておりませんが、これはこれから問題で、軍縮交渉がこれからどういふふうに進展していくかによつて、これは可能性としては起きてくるのじゃないかといふふうには私は判断しております。

○和田(一)委員 今、大臣は、援助の問題については両国とも非常に大量の援助をやっておられ、これが協力することによって成果を上げ、さらに効率もよくなる、こういう意味での密接な連絡、協議をやる、こういうことだというお話でございましてけれども、途上国に対して経済協力政策を一緒にやることによって、成果を上げ効率をよくしようというところは、言いかえると、日米の共同プロジェクトをもっとふやしていこう、あるいはそれをもっと活性化していこう、こういうことかなと思いますが、そうですか。

○安倍国務大臣 それも一つの、援助を効率的に行う意味において日米が協力していく案件だろうと思えます。フィリピン等でやっておりますが、そういう点は非常にうまくいっております。そういう点に承知をしておりますし、今後、各国において、そういう可能性のあるプロジェクトについては日米間でやたらどうか、私もそういうふうな思いがあります。

○和田(一)委員 共同のそういうプロジェクトになれば、うまくいっているところもありますし、また、これからやれば非常にプラスになって今おっしゃるような効率もよくなる、成果も大きくなるというプラスの面もあるが、同時にやはりマイナスの面も若干はあるだろう。プランのすり合わせやらノーハウの違いやら、そういう違いを克服するためのマイナスというものも考えていかなければいけない。

それにも増して、日本としての援助の基本の方針、姿勢、さつき大臣がおっしゃった人道主義的なあるいは相互依存的な面を重点にやっていると、こういうお話でした。私は、そういうことを踏まえながら経済協力の実態を見ておきますと、今まではアジア地区が大体七〇%、そしてその他の地区で三〇%という割合で援助をやつてこられた。そのODAの最近の援助のあり方を見ますと、大分バランスが変わつてきて、中近東やアフリカやあるいは中南米、こういう地区への援助がふえつつあるのではないかと、こういう感じが

たします。これはこの基本的な方針を変えたのか、そうではないのか、その辺は少しずつ方向転換をしているのか、いかがですか。

○安倍国務大臣 日本の援助の具体的な方針として、やはりアジアを重視、これは日本がアジアの一國でありますから、アジアを重視という考え方は変わっておりません。ですから、ODA全体で大体七割という線はアジアに対してはずっと続けておりますし、今後ともその辺のところを旨としてやらなければならぬ。

ただ、アジア以外にアフリカ地区等が非常に困難な厳しい事態に陥つておりますから、日本もやはり国際的役割の一つとして、こうしたアフリカ地域に対しても今までは援助を増大していかなければならぬ。そういう認識を持って、例えば無償援助等についてはむしろ六割がアジア、三割がアフリカ、その他の地域が一割というふうなところで、今アフリカに重点を置いておるわけでございます。しかし、全体的には依然としてやはりアジアというのが日本の場合は中心になることはこれまでと変わらないわけであります。

○和田(一)委員 私は、こういう援助計画についても、日米協議で密接に連携をとる中で、だんだんと比重がアジアからその他の地区へ重くなつていくのではないかと、こういう感じがいたしますが、基本的な姿勢だけはぜひきちりと守つてやつていただきたい、独自の援助計画というものを遂行していただきたいと思ひます。

特に、もう午前中の御質問で出しておるのですけれども、そういうODAの倍増計画、八一年からの今やっております第二次ですか、これが八五年で終わることになっておりますけれども、引き続きこの第三次という中期計画を策定するはずだと思ひますが、おやりになりますか。

○安倍国務大臣 三年倍増計画、五年倍増計画、予算の上では昭和六十年をもつて一応終わったわけでございます。しかし、世界は、日本がこれだけの大きな国に、経済力を持った国になっておりますから、さらに期待は強くなつておりますか

ら、やはり日本としては、基本的には財政は非常に苦しくてもODAはふやしていかなければならぬ、そういうふうな思つております。やはりその姿勢を世界に対して明らかにしなければならぬ。それではどういふ具体的内容にするかということにつきましては、今実は関係省庁等で詰めておりまして、OECDの私の演説の際にその基本的な考え方を盛り込んでいきたい、こういうふうな思つておるわけでございますが、まだ詰めておる最中でございます。具体的にこうですということろまで言い切るような状況にはなつてない。ただ、ODAを伸ばしていかなければならぬという基本線は何としても維持してまいりたいと思つております。

○和田(一)委員 私は、OECDにおでかけになるのに、当然そういう計画、プランを持つていかれると思つておりましたが、大臣は明確にそれは持つていく、こういうことでございました。きょう今の段階では具体的なものはない、こうおっしゃいます、それもわかります。しかし、現実にもうタイムリミットに來ているのではないかと。基本的な姿勢を打ち出す、しかし関係各省と詰めてつあるのが具体的なものはこれからだというお話ですが、大臣、それでは今までやつてきた三年倍増、五年倍増あるいは七年で倍増・三年で五〇%、こういういろいろなケースがありますけれども、大体どの辺のところか。今、日本が国際経済社会の中でこれだけの経済大国になつて、なおかつ貿易黒字も、この間の事務次官レベルの会合ではこれを援助で出せというような今までにない新しい強い要請すらあつた、こういう背景の中で、大臣行かれて、今具体的ではないにしても自分としてはOECDにこれくらいのプランで持つていきたいという、今大臣の気持ちの中にあるプランをおっしゃつていただきたい。

○安倍国務大臣 私自身の案もあります。しかし、財政という立場から財政当局からの制約というふうなものもあるわけで、日本全体としては、そうした財政の面も見ながら、さらにまた今

の貿易の黒字だと世界に対する日本の役割とか、そういうものを全体的に判断して打ち出さなければならぬ、今関係各省とそういう点について意見のすり合わせをやつておるわけでありまして、いずれにいたしましても、私はとにかくこのODAをこれから伸ばしていく、ふやしていくという姿勢が打ち出されるようなものでなければならぬ、こういう基本的な考え方で今対応しておるわけでございます。

○和田(一)委員 私は、大臣は将来日本の国をしようとして立つという意欲があるし、またそうなると思つております。それだけに私は、これからの国際社会の中で、安倍大臣は、今度のOECDでも非常に熱い眼で注目をされておると思ひます。そこで世界が、どれだけのことをやつてゐるか、そのことを踏まえて、これからの日本の経済貿易摩擦その他の問題が論議されるのではないかと、こ

う思うので、これはやはり相当の決断を持つて竹下さんとやつていただきたい。竹下さんとの関係から言えば私は大臣の主張は通る、こう思つております。ぜひひとつきつとしたプランを持つて臨んでいただきたいと思つてございまして、それが持つてないようではサミットでは日本は本場に孤立してしまふ。私は何と云つても、今一番大事なのは、日本が世界の孤児になる、そういう立場は絶対に求めてはならない、こう思うのです。大臣も全く同感ではないかと思ひます、うなずいていらつしやる。そういう意味で、もう一回、時間がありま

せんので、くどいようですけれども、このOECDに対処するに当たつて、援助を含めて日本が世界で孤立しないような、そういうきつとした方策でお臨みになることを期待しますが、いかがでございますか。

○安倍国務大臣 全力を尽くす決意でございます。

○和田(一)委員 時間が來ました。もう少し聞きたいと思つたのですが、後があるようなので、また次の機会に、OECDからお帰りにになりましたらぜひまたいろいろとお尋ねしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○中島委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 まず、法案についてです。

今回の法案では、すべての在外公館の在勤基本手当の基準額の改定を見送っております。これは、前回改定後の物価と為替相場の変動は政令改正の範囲内で吸収できる、こういう考え方であるかどうかということが一つ。

それから、前回の法改正の際に、本委員会では「生活及び勤務の環境の厳しい地域に在勤する職員の勤務環境の整備・処遇の改善等に努める」という附帯決議をしております。また外務人事審議会も、昨年十月二十三日に「瘴癘地の在勤諸手当のあり方について所要の検討に努める」というようにと報告を行っておりますが、これらの附帯決議、勧告の実施のため、今後どのような措置を講ずる予定であるか。

この二つについてお答えをお願いします。

○北村(汎)政府委員 お答え申し上げます。

最初に在勤基本手当についてでございますが、ただいま委員御指摘のとおり、名称位置給与法の第十条に基づきまして法律基準額の上約二五%の範囲内で政令に委任されておりますので、今回の在勤基本手当の支給額はその範囲でございますので、政令によって対処するというところでございます。

それから、第二の御質問の「生活及び勤務の環境の厳しい地域に在勤する職員の勤務環境の整備・処遇の改善等に努める」という、昨年のこの委員会での附帯決議並びに小委員会での小委員長の御見解、その他外務人事審議会の勧告などございますが、これを踏まえまして、外務省といたしましては、まず第一に健康管理対策、第二に宿舍対策、第三に物資対策、第四にその他の福祉対策というものに鋭意努力しているところでございまして、六十年度の予算案では対前年度比三七%増の約十三億円がこの分野の予算として計上されまして、これは当内閣委員会及び小委員会の諸先生方の本当に御支援を得たこととさせていただきます。

外務省としても深く感謝をいたしております。

今後とも、外交実施体制の強化の見地から、これら勤務環境の厳しい地域に対する対策というものを一層充実させていきたいと考えております。

○柴田(睦)委員 次に、外交文書の公開問題について大臣にお尋ねしたいと思います。

先日の衆議院の決算委員会での問題が取り上げられましたときに、中曽根総理は、国益上やプライバシー問題以外ではできる限り公表したいと答弁されました。外務省の官房長は、日米行政協定や日韓会談に関する外交記録は整理がつかなかったこともあり、出さなかった、こう言われました。そこで大臣、行政協定や日韓会談の記録は、国益の観点からして公表できるものと考えておられるか、それとも出せないものと考えておられるか、お伺いします。

○安倍国務大臣 外交記録の公開につきましては、従来より外務省が自発的に、公開制度の基本原則にのっとりまして、原則として作成後三十年を経たものについて、事項ごとに審査の上、その事項が一応決着したと見られる時点で順次実施してきたわけであります。もともと、その公開によりまして国の重大な利益が害される場合及び個人の利益が害される場合は、例外として当該記録は非公開、こういうことになっております。今回公開した記録は、時期的には大体において講和条約発効前後から昭和二十八年までに案件として一段落したもので、審査作業が終わり準備が整ったものであります。

日米行政協定は今回の審査の対象となっておりませんが、まだ審査作業が終わっていないので、今回の公開には含まれておりません。なお、日韓会談の文書につきましては、本件が昭和二十八年の時点ではまだ案件として一段落していないので、審査の対象とならなかったものでございます。

今回の公開で審査の対象となりながら公開されなかった行政協定等につきましては、現在作業中

のこともありまして、確たることを申し上げることは難しいわけでございます。しかし一般論として申せば、今回公開されなかったものについては、公開政策の基本原則に沿って検討をされることになるだろうと思っております。

○柴田(睦)委員 多くの人が指摘しておりますように、日米行政協定というのは日米安保条約の根幹にかかわるものであります。米軍が持つております数々の特権はどういう経過で決められたものかという点は、戦後外交史の上でも極めて重要な記録であると思っております。私は、この外交記録では、アメリカが一方的に決めて日本に押しつけた、日本がこれに従ったという内容を示すのだからと思っております。安保条約の対米従属性を示す具体的な中身が出てくる可能性が濃厚であろうというように思っております。しかし、そういうものであっても、それは歴史の事実であるわけです。国益に反するということではなくて、国民が正しい歴史を知る、国民の知る権利を保障し、ひいては民主主義と平和という国益に合致することだというように考えております。どのような内容であっても、歴史的事実を国民に知ってもらうことが大変重要なことだと考えております。この点について外務大臣の所見を伺います。

(委員長退席、石川委員長代理着席)
○北村(汎)政府委員 先ほど外務大臣から御答弁をいたしましたように、外務省といたしましては、できる限り三十年ルールに従って外交文書を公開するという原則で進んできております。民主主義のもとで外交政策を展開していくためには、やはりできるだけ外交文書というものは公開をしていくのが正しい方向であろうという認識を持って、昭和五十一年から既に八回、最近では三月二十五日に約二万ページを超える外交文書を公開したわけでございます。

ただ、御指摘の日米行政協定につきましては、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、まだ審査が終了しておりませんので、今回の第八回の公開には含まれなかったわけでございます。今後、その審査を続けまして、そして外交記録公開の原則、これについても先ほど大臣が申しましたように原則としては公開する、ただし、国の重大な利益と個人の利益を害するような場合は非公開にする、この原則に照らしまして検討した上、公開できるものを公開していく、こういうことに考えております。

○柴田(睦)委員 外務省の公表問題についてはいささか疑念を持つわけでありませうけれども、一般的に言って、国の安全保障に関する問題であつても国益に反しない問題はあつたことは確認できるところです。行政協定や日韓会談などの外交記録についても整理がつか次第でできるだけ公開の対象にする、私は全部公開してもらいたい、こういう態度で臨んでもらいたいということを申し上げておきたいと思つております。

それでは次に、在日米軍司令部と自衛隊の共同作戦体制についてお尋ねいたします。最初に防衛施設庁の方に説明していただきたいのですが、横田の在日米軍司令部建物拡張の事実関係について明らかにしていただきたいわけですが、三年間の予算でやったその工事の内容、つくった建物の高さ、面積、従来かぎ型であったものが今度はコの字型になつて、それは従来の建物に比べて何倍の大きさか。あるいは空調、ガス、水道、電気などの施設もつくったかどうか。そして、それはもう米軍に引き渡されているのかどうか。この点をお伺いします。

○黒目説明員 お答えいたします。横田飛行場の管理棟に係る提供施設整備で実施しました建物本体につきましては、既に完成しております。昭和五十九年十月二日に在日米軍に對してかぎの引き渡しをしております。なお、本体工事を除きます屋外の附帯工事はこの三十一日まで完成する予定でございます。

それから規模とか構造についてでございますが、構造は鉄筋コンクリートづくりの地上二階・地下一階建てでございます。規模としては、面積は四千平方メートルでございます。予算額は

十五億円ということでございます。

それから附帯の工事でございますが、屋内関係では空調、換気、消火設備等でございますが、屋外関係につきましては給排水とか道路、駐車場等をやっております。

それから、これは既存の司令部とは連絡するようになっております。

以上でございます。

○柴田(陸)委員 この司令部の建物、これは関東計画に基づいて七〇年代の中ごろにリロケーションで日本が全額負担してつくったものであります。昨年、我が党の不破委員長が総括質問で取り上げましたEWOシエルトの建物であるわけです。増築部分もやはり特別設計のEWO設計になっているかどうか、お伺いします。

○黒目説明員 お答えします。

今やっております管理棟は国内関係法規等に基きまして実施しておりますのでございまして、特別な構造とか基準にはなっておりません。

○柴田(陸)委員 この拡張工事を日本のいわゆる思いやり予算で出したのはなぜかという問題です。米軍基地建物の拡張ですから、本来は米軍が負担するのが当然であるわけですが、思いやりでやったというのは、これはアメリカ側からの申し込みがあったからであるかどうか。それから、どんなものか思いやりでやるという基準は決まっているのかどうか。この点をお伺いします。

○黒目説明員 お答えします。

いわゆる思いやり工事は、毎年度、米側の要望を踏まえまして、緊要度を勘案しまして、米側が使用するための施設を整備していくというものでございます。

○柴田(陸)委員 特別の基準は緊要度という抽象的なものであるということになります。実は私は、この司令部の増築は、これを思いやりで出したというのは、この建物が有事に際して日米共同作戦の調整所とするつもりがあるからだ、こう考えております。そういう意味の建物であるか

ら思いやり予算で出したのではないのか、この点をお伺いします。

○藤井説明員 横田の在日米軍司令部の作戦室でございまして、私どもの理解は、これはあくまでも在日米軍が在日米軍自身の作戦を行うための作戦室であると理解しております。

○柴田(陸)委員 一九七八年十一月に日米間で合意した「日米防衛協力のための指針」いわゆるガイドラインの中に、「自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、調整機関を通じて、情報及び後方支援について相互に緊密な調整を図る」ということが書いてあります。ここで言っております調整機構、調整センターとも言うわけでございますが、これは日米合同司令部のことを意味するのでしょうか。

○藤井説明員 先生御案内のように、日米は我が国有事の際に共同対処するという場合があるわけでございますが、その際日米両国は別々の指揮系統に従って行動するわけでございます。したがって、有事に調整を行うということが大変重要でございます。ただいまお読みいただきましたように、ガイドラインの中にも、有事の調整所というものをあらかじめ研究しておくようにという規定があるわけでございます。ただ、その研究は現在のところ余り進捗しておりませんので、現時点において、有事にどういう調整所を置くかというようなことが日米間で合意されているということにはございません。

○柴田(陸)委員 そうすると、調整センターをどこに置くか、こういう問題が決まっていなくていいことですが、この点については協議は進んでいるのですか。

○藤井説明員 現在、防衛庁と在日米軍は有事に共同対処をする場合のさまざまな形態につきましていろいろ研究を行っております。その中の研究項目の一つにたまたま御指摘の調整機関のあり方というのもございますけれども、現在のところ、ただいま申し上げましたように余りこの関係の研究は進捗していないという状況でございます。

○柴田(陸)委員 それは結局アメリカ任せ、あるいは日本の制服組任せ、そこに任せているから、そういうふうに進んでいないという報告しかできないということになるのじゃないかと思うのです。昨年末、中曽根総理が了承したと言われている日米共同作戦計画、ここには調整センターはないのですか。

○藤井説明員 昨年暮れに中曽根総理に、共同作戦計画の一つの研究につきまして御報告いたしました。その中身については事柄の性質上申し上げることは差し控えていたと思いますが、このガイドラインの研究項目といたしましては、この共同作戦計画の研究と別に調整機関の研究というものはあるわけございまして、それが進捗していないということをする申し上げているわけでございます。

○柴田(陸)委員 どうもないというのがおかしいのです。ガイドラインの中にちゃんと書かれているわけですから。ないと言えらば、これはいつごろつくるか、あるいはそういうプログラムが当然なくてはならないと思うわけですが。

この点について言いますと、アメリカの空軍通信電子協会の機関誌「シグナル」というのがあります。これはアメリカの軍産結合体から生まれ、活用している、非常に権威のある雑誌であります。歴代大統領がメッセージを寄せて、電子協会のメンバーは米軍通信に中心的な貢献をしていると評価しているわけです。その一九八四年二月号に、米空軍大佐ニール・K・ウェザービーの「日本にある指揮・管制・通信システム」という論文が出ています。ウェザービー大佐は在日米軍司令部指揮管制通信システム担当参謀長補佐官、J6という地位を持つ人です。つまり在日米軍司令部の通信の最高責任者であるわけです。彼は、全世界の米軍の通信管制システムと日本本土及び沖縄の米軍指揮通信網を結びつけ、運用している部隊の責任者です。この人が今言いました論文で書いているのを見ますと、日米双方で、調整システムには研究と改善が必要ということが痛感された。

それから、米日二国間の「企画立案の努力は進展して、初期の具体化計画を生みつつある。すなわち、在日米軍司令部のための新しい指揮所・調整センターが建設中であり、その当初作戦能力達成(実戦配備)は一九八四年十一月に予定されている」。去年の十一月ですからもう過ぎております。

「日米防衛協力のための指針」が要求している調整センター・システムの構想研究が進行中である。こういつたことが書いてあります。ウェザービー大佐が言っております指揮所・調整センターはガイドラインが言っている調整機構と同じものであると考えておりますけれども、この点はどうでしょうか。

○藤井説明員 ただいまお読みいただきました論文がどういう趣旨で書かれたか私も承知はいたしておりますが、多分申し上げられますことは、有事の共同対処をいたしたときに指揮関係の調整が必要である、そのための研究をしなければならぬということとガイドラインに基づきまして合意をされておるところでございます。ただ、先ほど申し上げておりますように、この関係の研究は、日米共同作戦計画の研究が先行しておりますので、調整所の調整機能の研究につきましてはまだそれほど進捗していない、こういうことでございます。

○柴田(陸)委員 一部引用しましたけれども、実戦配備は昨年の十一月に予定している、今度つくった作戦室の方は十月二日に仮引き渡ししている、それで米軍が管理している、こういうことですが、ウェザービー論文はこのガイドラインの調整センターの発展をずっと解説しているわけですから。その中に、指揮所・調整センターというものを歴史的に語っているもので、ガイドラインで言う調整機構であることはもう間違いないわけですから。ところが、防衛庁の方は認めようとしません。ここに問題があります。

そこで次に、ことしの二月六日と二月二十一日の予算委員会、我が党の松本善明議員の質問に対して、政府は、米軍の指揮統制システムにつき

まして答えております。

一つはミスティック・スター・システム。これは米軍の指揮統制システムの一部であり、大統領その他の政府・軍の高官の航空機が飛行する際に、電話、テレタイプによる通信を提供する能力を有する。二つはコマンド・エスコート・システム。これは太平洋軍司令官及び太平洋空軍司令官が隷下部隊との間で指揮、統制、通信を行うことを可能にするともに、太平洋軍の空中指揮所と地上の短波無線通信網とを連絡する能力を有する。三つ目のジャイアント・トークについては、横田と嘉手納においてNCA、ナショナル・コマンド・オーソリティーに対する一般的な指揮、統制、通信の支援のための通信施設であるということとを認めた上で、これが横田にあることも認めております。

そこで尋ねることは、二月二十一日の松本質問に対する答弁で外務省が、第三点として、これらの通信システムは、横田基地内の指揮統制ステーション、グローバルコマンドアンドコントロールシステムステーションとも言われるものですが、横田基地内の指揮統制ステーションによってもサポート、支援されている、こういう答弁があるわけです。このグローバルコマンドアンドコントロールシステムステーション、これは松本議員が質問して政府が答えた三つの機構とどういう関係になるわけでしょうか。要するに三つの機構と別のシステムなのかあるいは同じものを言うのか、この点をお聞きしたいと思います。

○栗山政府委員 グローバルコマンドアンドコントロールシステムステーションと申しますのは、米軍の説明によりまして、アメリカ軍の地上設備及び航空機に対して信頼性ある迅速な送受信能力を付与するためのシステムの総称でございまして、衆議院の予算委員会におきまして私から御答弁申し上げましたミスティック・スター、それからコマンド・エスコートとの関係におきましては、そういうシステムをサポートするた

たしてあります。

○柴田(陸)委員 そうすると、三つのシステムとはまた別のもの、第四のものということになるわけですか。三つのものを全体をサポートしている、こう言われましたね。それは、三つのシステムとまた別の第四のシステム、新しいもの、今まで国会で説明した三つ以外のシステムということですか。

○栗山政府委員

実は、私も通信システムにつき

ましては必ずしも専門的知識を有しておるわけではございませんので、十分に御説明できるかどうか自信がございませんが、全く切り離されたシステムというのではないというふうに理解をいたしております。

ミスティック・スター、それからコマンド・エスコートにつきましては御答弁申し上げましたようなシステムでございまして、そういうシステムを地上からサポートするものとして、先ほど申し上げましたようなグローバルコマンドコントロールシステムステーションというものが横田に存在する、そういうふうに理解をしております。

○柴田(陸)委員 ちょっとはつきりしないのですが、在日米軍の電話帳を見ますと、ラジオ・オペレーションの欄にグローバルコマンドコントロールというのがあります。その次にジャイアント・トーク、その下にコマンド・エスコート・ステーション、こう続きますが、ここでミスティック・スターというのがないわけです。グローバルコマンドコントロールというのとはミスティック・スターの変名、別な名前ではないかと考

えるのですけれども、それとも別系統の――これは全部核戦争指揮網ですから、別な系統の核戦争指揮網であるとするは、グローバルコマンドコントロールとジャイアント・トークの間にミスティック・スターが隠れているのじゃないか。この電話帳からしますとこの三つしかない。その関係はわかりませんか。

○栗山政府委員 先ほど申し上げましたように、

私も必ずしも十分な専門的知識を持ち合わせておりませんので、正確に御説明できるかどうか非常に自信がございませんが、私の理解しておりますところは、ミスティック・スターにつきましては、御承知のように、大統領その他アメリカの政府・軍関係の高官が航空機に乗っておりますときに、その航空機が地上その他の施設との間で必要な通信を行うためのシステムであるということとでございまして、これ自体は地上の通信施設の一部を構成しているということではないであろうというふうに理解をいたしております。

他方、委員御指摘のジャイアント・トークでありますとかコマンド・エスコートとかにつきましては、例えば戦略空軍司令部でありますとか太平洋軍司令部とその隷下の部隊との間を結びます通信システムでございまして、横田なら横田の方にそういう通信システムのいわば受け手としての施設があるということは当然予想されるところだろうというふうに考えます。

○柴田(陸)委員 グローバルコマンドコントロールシステムは、この国会の予算委員会焦点になつておりますウイメックス、WWMCCSのことではないか、あるいは別のものなのか、これをお尋ねします。

○栗山政府委員 ウイメックスと申しますのは、アメリカの国防省等で公表されております資料から私どもが理解しておりますところは、大統領あるいは国防長官、すなわちアメリカのナショナル・コマンド・オーソリティーという名前がつけられておりますが、要するにアメリカの最高指揮官と、太平洋軍司令部でありますとかその他の統合軍司令部を通じて、さらにその隷下の各部隊との間を結びます、いわば米軍の指揮統制システム全体の総称というふうに御理解いただければよろしいんじゃないかと思ひます。したがいまし

て、その総称でありますところのウイメックスの中に、先ほど御指摘のような例えばジャイアント・トーク・システムであるとかコマンド・エスコート・システムというようなものがその一部と

して存在してある、こういうふうに御理解いただければよろしいのではないかと思います。

○柴田(陸)委員 ジャイアント・トーク・ステーションというのは、前から指摘しておりますようにB52に対して最終核攻撃命令を無線中継するものであるわけですが、このステーションが横田基地内の四三四号ビルから、先ほど施設庁の方から説明を受けた増築された在日米軍司令部が置かれております七四四号ビル、ここに移動してきております。これは増築部分に入つたのかどうか、また七四四号ビルに移転したのはなぜか、この点をお伺いします。

○栗山政府委員 今御指摘のような、米軍の横田なら横田の施設の中のどのビルにどういう米軍の組織が存在しているかということについては、その詳細については私どもは承知いたしておりません。また、特定の施設の中で、特定の建物の中から他の建物に移つたのがどういふ理由によるものかというようなことについても、私どもは承知をしておりませんので、ただいまの御質問に対してお答え申し上げることはできないと存じます。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

○柴田(陸)委員 思いやり予算で十五億円も出してつくつてやつた、何のために使うのかそれもわからない、そういうことを今の答弁は言っていると思うのです。それじゃ全く情けない話ですが、今までの答弁も踏まえて考えてみますと、結局七四四号ビルというのが日本における核戦争の中心として強化されてきているということでありまして、これは核戦争において一番の攻撃の対象にされるものであるわけです。そういう危険なものをお願いするものではないか、国民の意思に全く反するものではないか、このことを指摘しておきたいと思ひます。

それから、朝日新聞の二月二十二日の朝刊によりまして、在日米軍司令部内に新しい作戦室が作られ「陸、海、空軍、海兵隊各部隊の調整を行う在日米軍の「中央指揮所」ともいふべき施設で、衛星通信でハワイの米太平洋軍司令部やワシントン

ンの国防総省、ホワイトハウスの大統領執務室とも直接連絡できる」、こういうことが書いてありますが、これは事実でありますか。

○栗山政府委員 御指摘の施設が、太平洋軍司令部あるいはワシントンとの間でどのような具体的な通信能力を保有しているかということにつきましては、私も承知をしておりません。

○柴田(睦)委員 これは知らないでは困る問題です。米軍の今の通信網、世界の通信網を考えてみた場合に、常識的に言つて、米軍が朝日に書いてあるようなことをやるのは当然だと思ふわけです。当然なのです。

また、同じ記事に、三月には防衛庁内の中央指揮所との直通通信回線が設けられ、これを使つて近いうちに日米共同指揮所演習が予定されているということがあります。これは事実ですか。

○藤井説明員 中央指揮所でございまして、これは防衛出動等自衛隊の行動に關しまして、防衛庁長官が指揮をとるあるいはそれを補佐する、これを円滑に実施することを目的として整備をしたものでございまして、このような活動を中央指揮所内において行います。米軍との連絡が必要となるということが当然考えられますので、在日米軍司令部との間に専用の通信回線をこのたび設置したものでございまして。

○柴田(睦)委員 それでは、その回線というのは電話、テレファックスだけであるか、そのほかには何かあるか。それから、仮に今はそうであつても将来はどうなるのか。この点を伺います。

○藤井説明員 中央指揮所と在日米軍司令部の間で設置いたしました電話回線を利用した通信連絡手段といたしましては、電話、ファックス及びテレタイプでございまして、現在これ以上の計画はございません。

○柴田(睦)委員 計画がないということですが、六本木の中央指揮所には在日米軍から米軍の参謀あるいはそれに類する将校、こういった人たちが派遣されてくるのかどうか。また、自衛隊の方が横田に幕僚を派遣することがあるのかどうか。その

ういう場合に、六本木あるいは横田において米軍及び自衛隊の派遣参謀の人たちがこの回線をそれぞれ使用することになるのかどうか。これをお伺いします。

○藤井説明員 自衛隊の中央指揮所に米軍人が常駐するとか、逆に横田の作戦室に自衛官が常駐するといふようなことは考えておりません。

○柴田(睦)委員 常駐といふことはどういう意味ですか。常駐となれば事実上そこで勤務していることを言うのではありませんか。一週間とか必要な期間行く、お互いに派遣し合うといふことはないのであるか。

○藤井説明員 有事におきまして自衛隊と米軍は緊密な調整を図りながら共同作戦、共同対処行動を実施する必要がありますから、平時から相互のシステム、これは通信指揮システムも同じでございまして、これも、理解を深めておくといふことは必要であらうかと思ひます。そういう意味から、見字等のために双方の職員が立ち入るといふことはあると思ひますが、米軍人が中央指揮所の施設を利用して活動を行うといふようなことはございしません。

○柴田(睦)委員 それでは、横田に集中する米軍の情報というのは六本木の方にも伝達されるわけですか。あるいは自衛隊だけが米軍に情報を提供するという関係になるのか。私は、今までの体系から見て米軍が秘密情報をその従属軍隊である自衛隊の方によこすことはないと思つておりますが、この情報の提供関係はどういうことになりま

すか。

○藤井説明員 自衛隊と米軍の間ではいろいろな情報交換をするわけでございまして。その内容については一々申し上げる性格のものではございませぬが、少なくとも必要な情報を相互に交換し合うといふものもございまして、自衛隊の情報が一方的に米側に流れるといふようなことはござい

せん。

増築されました建物は、調整センターという名前をつけている日米共同作成最高司令部だ、これが置かれるところだといふように見ております。これは先ほど言いましたウェザービー大佐もそのように言っているものと読めるわけです。これを認めませんけれども、いろいろな状況から見まして、そう思わざるを得ない。これは政府の方が言わない。そのことから考えてみますと、反対にこれは秘密のうちににつくっているんじゃないか。

それから、六本木に集約される自衛隊の軍事情報、この中心の重要情報を横田にはリアルタイムで送り込む、横田には「重要な情報」と朝日新聞が書いてあるようなアメリカの情報が一結になつて集まる。それは、そういう関係から考えてみても、情報の関係から見ても、太平洋

あるいは宇宙規模の戦争につながる作戦指揮所ができるような仕組みができてきてきているんじゃないか、こういうふうに考えております。この点について見解を伺います。

○藤井説明員 有事に自衛隊と米軍が共同対処行動をとります場合には、さまざまな形の連絡や情報交換があるかと思ひます。ただ、再三申し上げておりますように、現在、中央指揮所が横田の在日米軍との間に持つております通信手段は、電話、ファックス、テレックスでございまして、これは、今御指摘にありましたようにリアルタイムである情報が流れるといふものではございませぬで、あくまでもどういふ情報を流し、どういふ連絡をするかといふことは自衛隊、防衛庁の自主的な判断に基づいて行うことになるものでござい

ます。

○柴田(睦)委員 ざばりお聞きしますけれども、六本木と横田の司令部はコンピュータ対コンピュータ通信、言いかえればコンピュータを使つた高速データ通信の設備を計画しているのではないかとおもうに思ひます。これは朝日新聞も書いてあることであるわけです。現在はどうも否定されておられるけれども、将来はどういうことになるのか。たとえ今日日本にその計画がなくて

も、これから先、このようなコンピュータを使つたつなぎ方をするのをアメリカから要求されてくるんじゃないか。こういうことも当然予想しているんじゃないか。自衛隊の方にもそういう希望があるんじゃないか。これはどうでしょうか。

○藤井説明員 現在の通信手段は、先ほど申し上げておりますように電話、ファックス、テレタイプでございまして、コンピュータとコンピュータがつながつていゝといふことはござい

せん。それから、現在、私も在日米軍との間でコンピュータ・ツー・コンピュータでこれを結ぶといふ計画もございませぬし、米側からそういう要請があつたといふ事実もございませぬ。

○柴田(睦)委員 そうすると、防衛庁としてはコンピュータとコンピュータを結ぶといふことはやらない、今後ともやらないといふことでありますか。

○藤井説明員 現在、私もコンピュータ・ツー・コンピュータで結ぶといふ計画はござい

せんし、また米側からの要請もございせんので、実際にそういうことはどうなるのかといふことを検討してない、こういうことでござい

ます。

○柴田(睦)委員 そうすると、何でもそうですが、自衛隊でも発展の流れが、変化の流れがあるわけですから、そういう中でいふことで聞いて

いるわけですから、現在はない、これだけを強調する。だから、ないと言ふならば今後ともないのかとなると、現在検討してない。また、将来横田と六本木をコンピュータとコンピュータで結びつける、こういうことになるのか。結局は、今の返事を聞いているとそれはどうなるかわからない。こういうことのように聞き取つておりますが、そういうようにとつてよろしいですか。

○藤井説明員 コンピューターとコンピューターで結ぶといふことに関しては、現在、自衛隊側にも米側にもそういう要請がない段階でござい

ことをごさいます。

○柴田(陸)委員 この日米の高速データ通信システム、これはもしこつそりつくつてもすぐわかる。これはこつそりつくつことはできないものであるわけだ。だから、今はつくりたい、ない、こつそりつくつても、つくれればすぐわかることであるということですから、将来については今言えない状況のようですが、要するにすぐわかることだ、つくれればわかることだということをややんと知っておかなくてはならないというように思います。

それから、先ほどの朝日新聞に出ております日米共同指揮所演習が予定されている。この計画はあるのですか。

○藤井説明員 共同指揮所演習につきましては、昭和六十年度秋以降に実施することを計画しております。

○柴田(陸)委員 これは、秋以降に実施する予定の演習というのはどういう演習であるわけですか。

○藤井説明員 これは有事に日米両国が共同対処します場合の指揮関係、指揮所の運営等について演習をするというものでございますが、これから日米双方でその内容を詰めていくものでございまして、具体的には現在計画は判明しておりません。

○柴田(陸)委員 やるといふことはわかりましたが、しかしその中身は言われたい。この指揮所演習、図上演習ですが、これはどこで行われるか。これはどうですか。

○藤井説明員 実施いたします場所等につきましては、これから調整事項であると理解しております。

○柴田(陸)委員 と言われますけれども、この共同指揮所演習というのは、それこそその場所、今問題にしている建物、これを使わないと実際の演習、図上演習ということにはならないのじゃないですか。やれるところ、あります。

○藤井説明員 指揮所演習をいたします場合にお

きまして、あくまで日米の指揮は別々でございします。したがって、別々にできます指揮所、これをどうやって円滑に運営をしていくかという演習に相なるわけでございます。そのとき日本側が中央指揮所を使用するということは十分考えられることであります。

○柴田(陸)委員 そうすると、横田と六本木とが別々にやる、こういうことなのでしょうか。そうしますと、別々にやっているのだから、別々に図上演習をやるわけだから、それこそ高速データ通信システムがなければこれは演習にならないのじゃないですか。

中央指揮所を我々は見にいきました。ぱつとスクリーンに、一遍に日本全体がわかるようにスクリーンに出てくる。あの状況が、別々にやれば、アメリカの方でも同じものが出てこなければ演習にならない。そういう点で、この高速データ通信がなければ演習ができない、別々にやれば、あるいは横田に日本の幕僚が行ってやる、あるいは六本木にアメリカの幕僚が来てやる、こういう場合はそれでできるでしょうけれども、別々にやれば、そういう通信システムが必要になってくると思ふのですけれども、それはどうですか。

○藤井説明員 先ほど来申し上げておりますように、指揮所演習の内容につきましては今後米側と調整をすべきものでございます。いづれにいたしましても、現在中央指揮所と横田の間にありますのは電話、ファックス等でございまして、それ以外の通信手段を持っていないということでございます。

○柴田(陸)委員 そういう現状の凍結した状態で考えて、横田と六本木で別々にやる指揮所演習、これじゃ、今米軍なり自衛隊なりが持っている共同演習、これは成り立たないということになると思ふわけですね。そういうことから見れば、まさにこれから高速データ通信施設がつくられる、その方向に進んでいく、こういうことになるといふように考えざるを得ないのです。

もう、きょうは答弁を何回聞いてもおつしやら

ない。現在のことは言うけれども、将来のことは全く研究もしていないのかのとき答弁であるというところですが、今までの話を考えてみますと、今ずっとアメリカが横田を中心に計画しているというところは、そういう中で見ますと、横田の中に六本木の支所をつくる、言葉をかえればまさにそういうことにもなると思ふのです。憲法違反の自衛隊、これが今憲法が禁じている集団自衛権の行使、この道を進んでおります。その道は、この通信施設の関係からいっても核戦争の道であるわけです。自衛隊と米軍とを混合化する方向に進んでいる。これはウェザービー大佐もやはりそういうことをちゃんとさっきの論文の中で言っているわけですね。これは全く日本で核戦争対処行動をやる、そういうことですから、今、核兵器の廃絶、全面禁止、核戦争を一切阻止、この世論の中でこういう方向での計画がやられているということ

は、全く反国民的な計画であるわけですね。図上演習、これはその動きを裏づける行動であるわけですね、これはもうとんでもないことをやっているといふように考えております。そういう方向に進んでいく計画に対して私は強く抗議をいたしまして、時間が参りましたので終わります。

○中島委員長 小川仁一君。

○小川(仁)委員 同僚議員がいろいろ御質問いたしましたので、そういう重複を避けて、できるだけ私も率直に申し上げますから、簡明な御答弁を願いたいと思ひます。

まず、瀋陽に領事館を新設されたということは大変喜ばしいこと、むしろ速きに失したと考えております。中国が長崎と福岡に領事館を、こう言っておりますから、日本でもまだ領事館をつくり得る可能性があるわけでありまして、よき隣人、最も友好的な、将来ともまた、ともにこのアジアの中で友好を深めなければならぬ国でありますだけに、二つお願いをしたい。

一つは、瀋陽の領事館は来年一月となっておりまして、いろいろな事情を申し上げるまでもないと思ひますが、できるだけ早く、一カ月でも二カ

月でも早くこれを実施できないのかということ。それから、あの広い中国でございしますだけに、もう一カ所領事館を最低でも置かれたらどうか、こういうことに対するお考え、計画をお聞きしたいと思ひます。

○北村(汎)政府委員 瀋陽の総領事館の開設の時期につきましては、一応来年の一月ということになっておりますけれども、ただいま委員が御指摘になりましたように、瀋陽の総領事館というのは非常に必要な、いろいろ重要な事務が期待される領事館でございしますので、私どもできるだけ早期に開設できるように努力をいたしたいと思ひます。

それから二番目の、第四の総領事館というものにつきましては、先ほど御指摘になりましたように、中国は福岡と長崎に開くわけでございますので、現在上海と広州、そして今度瀋陽ということで三番目の総領事館を開いた我が国としましては、第四の総領事館を開くことはできるわけでございます。ただ、今どこにその第四のものをいつ開くかということについては、まだ検討を了しておりませんのでここでは申し上げられませんが、開くことになれば我が方としてはいつでも開けるということでございます。

○小川(仁)委員 要望になりますけれども、大臣、瀋陽をぜひ、予算措置もあると思ひますけれども、できるだけ早くやっていたきたい。これは非常に大きな、遼寧省を中心とする経済、文化の交流もありますし、これはますます発展するだろうと思ひますし、また非常に多くの残留孤児といひますかそういう方々に対する対策もあると思ひますので、ぜひ一カ月でも早くという物の言い方を申し上げますが、お願いをしておきたい、それからやはりもう一カ所、本年でできなかったら来年度は必ずというぐらいの御決意で、一層友好の実を深めるようにお願いをしておきたいと思ひます。

次は、この残留孤児の問題を一言申し上げたいと思ひますが、昭和十八年、当時の大東亜省でこ

ございますか、満州移民計画という計画をつくって、そしてこれを国の方針、国策として各県、市町村に対して強く押しつけたのでございます。私はそのころ、農村の教員をしたばかりのときでございましただけに、その満蒙開拓団あるいは満蒙開拓義勇軍、こういったような人たちの送り出しその他にもかかわったわけでございますが、これはやはり日本の国策として、満蒙開拓あるいは満州移民政策というものが存在したという御認識をお持ちでございましょうか。

○安倍国務大臣 まさに、当時の満蒙開拓団等の派遣、満州移民等は日本の大陸政策といえますか。国策の線に沿ったものである、こういうふうに認識しています。

○小川(二)委員 そういう形で御認識の上で、実はこれからの孤児問題を取り扱っていただきたい、そう思うわけでございます。当時、私は教員をしておりまして、私の教え子からは義勇軍はございせんでしたが、私の地域の東北、岩手の中からは多くの人が参りました。それで、その人たちのお子さんに当たりますか、そういう人たちが大勢残っておられるわけでございます。

ちょうど三十年くらい前に訪中いたしました際に、瀋陽で在留邦人の方々と会って事情をお聞きして以来、私もこの三十年間、受け入れの仕事に参加して、岩手では、実は県独自で宿舍も持てば日本語教育もし、あるいは職業訓練所にも入れるというふうな経過を持って運動を進めてまいりましたが、この間、御調査によりまして、日本の厚生省あるいは外務省が把握しております残留孤児の数と、それから昨年でございましたか、渡部厚生大臣がおいてになったときの中国側の発言の数、二千人と八百人で非常に大きな開きがあります。こういうことを考えますと、こういう調査に対する熱意を持ってお仕事をしていたか、この差をどういう形で今後確かめていけるのか、そういう方策がございましたらお伺いしたいと思ひます。

○森山説明員 中国残留孤児の数でございます

けれども、実は厚生省の方に孤児の方から、自分の肉親を捜してほしいという依頼が参りまして、これは現在までに千六百十五参っているわけでございます。これを調査の結果、八百二十四判明したわけでございます。したがって、現在調査中が七百九十一、この七百九十一のうちには、訪日調査と申しまして、日本に孤児の方をお呼びして直接調査をやるというのがございまして、この調査の結果、まだ未判明のままお帰りのなつたという方が二百二名でございます。したがって、厚生省に調査の依頼があつてまだ日本に来ていないという方が五百八十九、約六百名近いということでございます。

それから、中国の方で二千人残留孤児がいるというお話がございまして、この二千人の中には、恐らく身元が判明したけれどもまだ向こうに残つておられる方とか、それから今申し上げた訪日調査の結果未判明の方とかいう方がございまして、十五のうち二百人くらいが日本にお帰りのなつていますので、千四百でございまして、約六百名ちよつと食い違ふということになつておられるわけでございます。恐らくこの方々は、まだ厚生省の方に調査の依頼が出てないので私どもつかみようがなかつたのでございまして、中国側にお願いをいたしまして、中国側で今鋭意調査をされているのでございまして、ことしの七月くらいまでにはその二千名の名簿をもらえないかというお話をしましたら、そういう方向で努力をして差し上げられるようにしたいというお話がございまして、したがって、その名簿をいただきますと私の方で名前がわかるわけでございまして、そういう方にはまた、我が方から手紙を差し上げるとかいろいろな通信手段ができるわけでございまして、その結果を見たいというふうに考えておるわけであります。

○小川(二)委員 毎年日本に來られる肉親捜しの

いう気持ちをお訴えているようでありまして。私は、日本国内において厚生省に届け出得る状況にある人は届けてあると思うのです。むしろそうではない、国内においても御両親も亡くなられる、あるいは戦争末期において子供を預かったが、自分も帰らないで途中で亡くなった方、こういったような方々があるために、御本人だけが残つておられてその認識がはつきりしない、日本国内において調査ができないという人々もおられると思うのです。ですから、この際に、四十年たちますから、ここ数年というよりも二、三年でこれを処理してしまわなければもう手おくれという状況さえ来ると思ふので、ぜひそのことについて徹底した努力をしていただきたいと同時に、瀋陽に領事館をお開きになつた場合に、厚生省のこういう関係をおやりになつておられる方、これを外務省の好意の中で館員の中にお加えいただきたいという希望を持ちます。

それは、この前、渡部前厚生大臣がおいでになつたときに、黒竜江省でもまだ千人いるよというお話があつたように新聞で伝えられております。こうなつてきますと、残留孤児問題はすぐれて東北地帯の非常に大きな課題になると思ひますので、この点についてはここで答えをいたしたくてもいいわけではございますが、外務省に特段に要望を申し上げておきたいと思ひます。

さて、私の長い経験の中から、残留孤児の方が日本に帰つてきても必ずしも幸せになるとは限らない。途中で挫折された方もありましたし、私たちがお世話しても、どうしてもお世話し切れないような状況が出てくる場合もあります。そういうものの一番の基本に言葉の問題があります。日本語、これをどうわからせるかということが非常に大事なところなんです。厚生省、こういうことに對してどういう施策をしておられますか。

○森山説明員 残留孤児の方々が家族の方をお連れになつて日本へ帰つてくるわけでございまして、厚生省といたしましては、昨年の二月に中国帰国孤児定着促進センターというのを所沢に建て

まして、これは財団法人の援護基金の方に委託をしておるわけでございますが、ここで四カ月間日本語教育なり生活習慣の指導というのをやつて、それからそれぞれの定着地にお帰りたいかどうかという施策を昨年の二月から始めたわけでござい

○小川(二)委員 長い間中国で過ごしてきた人が、四カ月くらいではとても、その後の生活の前提として就職その他に対応するような日本語はできないと思ふのです。これをどうと拡大するお考えはありますか。

○森山説明員 四カ月といひますのは、これをつくるときに、ほかにそういう日本語教育をやつてるところはないかということで、インドシナ難民のセンターがございまして、あそこの方にも伺つたところでもございまして、大体三カ月日本語教育をやる大体日常会話ができるというふうなお話でございまして、一応四カ月というふう

に私の方で決めたわけでございまして、ただ、センターの日本語研修と申しますのは、文化庁の国語研究所を中心とする専門家の方々にカリキュラムをつくつていただきまして、入所者の学歴とか年齢、いろいろの差はあるわけでござい

ますけれども、四カ月間集中的に指導をするというところで、出所時にはおむね日常生活に不便のないような日本語が習得できるということを目標にしておるわけでございまして、ただ、発足後まだ一年間でございますので、いろいろ研究をいたしたのかどうかというふうなこともまた検討してま

いりたいと思つております。○小川(二)委員 私が岩手でいろいろそういうお世話をしたり仕事をしたりした経験ですと、就職するため、生活するために言葉ができればどうにもならない。私は、何とか仕事についていけるような日本語ができるようになるには最低一年かかる、こういう経験を持っております。文化庁の方がおやりになるとしても、どんなすばらしいカリキュラムがあるとしても、人間の生活の中

における言語というものの認識、そして自分の言葉で意思を伝えるということとはかなりの経験を必要とするという課題があるわけであります。言語というものは理解ではなくて経験なんです。そういう意味で、四カ月で事足りりと思えず、もっと拡大する工夫をぜひ考えていただきたい。

私は、六年前にもこういう問題を御質問申し上げて、例えば外国から水際までは外務省、中に入ると生活保護等は厚生省、就職という今度は労働省、小さな子供の教育という文部省、こういったようにそれぞれがそれぞれ責任を負っている一つのセクションがないということ、それをおつくりいただきたいということをお願い申し上げました。もう四十年もたっているし、それから、今まで私だけではないに多くの人がそういうことを申し上げているわけなので、あと残すところ年数が少ないと思いますので、遅まきではありますけれども最大の努力を払っていただきたいというふうに要望を申し上げておきます。

同時に、文部省の方にお聞きしますが、中国から帰った子供たち、いわゆる学齢児童に対していろいろ苦労しておられるようだし、また、一般の人に対しては日本語の学習の教材等を出しておられるようでもあります。そこで、これもお願いなんです、今はもう本の時代、活字の時代ではなくてきておられます。例えば一つのスライドの中に中国の言葉が書いてある、そしてそれをまた日本語で書いてある、これにかなで発音記号なりをつけて、その下に例えば絵とか何かでそれを認識させるといったような教材のつくり方、あるいは発音その他を含めてビデオを使ったような教材、これはビデオを使えばそんなに費用もかかりませんし、ぜひこういうような多くの工夫をしていただきたい。昔流に言う教科書一冊配れば終わりだ、こんなふうな形ではとても日本語というものを認識させることはできないと思いますので、これをお考えいただくかどうか。さらに学齢児童でございます。東京では今回は

高校を希望した子供たち全員入りましたが、田舎へ参りますと一つの学校に一人あるいは兄弟で二人、三人というふうな格好で、引き揚げてきた人の子供さんが入るわけであります。そこではそれに対応する教師もおりませんし、また大勢の中にその子を入れてしましますと、その子はますます言葉から来る劣等感が激しくなるのです。教師自身もそれにどう対応したらいいかわからないという状態ですから、そういう子供を預かった教師を、例えば夏休みでもいいですよ、国で費用を出して二週間なり二十日間なり短期的に講習をして、その教育のあり方を勉強させて帰してやって、その子供たちに対応する、こういったような考え方等ございませんでしょうか、お伺いしたいと思ひます。

○牛尾説明員 中国からの帰国者の子女につきましては、原則として学齢期の子女は小中学校の年齢相当学年に編入をさせているところでございます。ただ、先生御指摘のようにこうした子女は日本語が十分ではないわけでございますので、日本語の教育や生活面、学習面での適応指導を十分にしていこうとが非常に大切なことであると考えております。

こうした観点から、文部省といたしましては、昭和五十一年度から、中国帰国子女が比較的多く在籍をしております学校を引揚者子女教育研究協力校に指定をいたして、積極的な受け入れと指導をやっておるところでございます。さらに、その日本語指導のための補助教材を作成いたしまして配付をいたしておりますけれども、指導方法の工夫改善につきましては、御指摘のようなことを踏まえてさらに努力をしていかなくてははいけないと考えております。

それから、研究協力校の教員その他、中国からの帰国子女を担当する教員等の研修につきましては、現在、年に二回研修会を開催いたしまして、その研修会に参加をしてもらうようにしておりますのでございますが、その研修のやり方につきましても今後充実に努めてまいりたいと考えております。

○小川(二)委員 私は一般論を聞いているのじゃなくて、田舎の小さな学校に一人や二人いるようなこういう子供の子供の担任教師についてこういう考え方はないかと聞いているし、補助教材についてもビデオやスライド等を使っていくという考え方はないかと聞いているんです。それについてだけ答えてください。

○牛尾説明員 教材の開発につきましては今後検討をいたしたいと思ひます。それから教員の研修につきましては、広く全国に呼びかけて関係の教員が集まってもらうようにいたしておるわけでございますので、今後とも、現在行っております研修会への参加についてさらに積極的に呼びかけてまいりたいと思ひます。

○小川(二)委員 私は、今やられている状態を知った上で実は御質問を申し上げているのです。さらに具体的にこれはどうかと聞いているのです。これ以上やりますと時間がかかるといいたうから言ひませんが、私が言った具体的な事項については、金もそんなにかかりませんから実施するよう、きょう大臣はおいでになりませんかけれども、大臣に申し上げておいていただきたいと思ひます。

次に移ります。海外の子女教育についてでございますが、昨年私もシンガポール、シドニー等の日本人学校を見させていただきました。一緒に行動された長谷川峻団長あるいは今の山下大臣等が理解がありまして、私の学校を見たいという希望に非常に好意を示していただいていたこと、一つ、シンガポールと香港は学校が大きいこと、一つの国内でもあんな大きな学校というのは、はつきり言つて非行のもことになるなどと言われるような学校でございまして、これを二つない三つに分けてつくらせるといったような教育的配慮を含めた御指導の方針はございまいしょうかどうか。

○谷田政府委員 今、先生御指摘の千人を超える大規模海外校といたしましては、シンガポールが

二千人、香港が千三百人、そのほかにジャカルタとバンコクは九百数十名という段階になって、これらが御指摘の大規模校であると思ひます。おっしゃるとおり、理想的な形といたしましては、これを分離して管理することが望ましいと思ひますけれども、ただいまのところ、在外の特殊事情と申しますか、第一には財政上の問題、それから運営上のさまざまな問題等がございまして、現時点といたしましてはすぐに実現することは困難であります。将来に向けての検討の課題といたしたいと思つております。

○小川(二)委員 大規模校というのは教育効果も非常に落ちます。特に海外の子女の皆さんの場合は、日本国内のいわゆる受験体制に組み込まれた教育的方向も少ないわけでございますだけに焦りがおありのようですから、これは大臣、ぜひひとつ、文部省とも相談をして、大きな学校は二つない三つに分けてつくつていって、教育の徹底を期していただきたいと思ひます。

続いて、シドニーの日本人学校なんです、これは地元の州からの土地の提供もあり、非常にすばらしい環境でできておりました。そして、地元の人たちも一緒に入るという学校形態をとっております。そこで話を聞きますと、中学まではある、高校がないために、せっかく地元の人を入れても、地元の人が高校段階でもう一つの学校の延長線上にいたいと言つても入れない、日本とシドニー地域の人たちとの友好とか国際理解、あるいは日本に対する理解等を深める意味においても高校をぜひ欲しい、こういう話もございまして、義務教育段階ではございせんけれども、高校をそういう要求しているところにおつくりになるという考え方、外務省あるいは文部省の指導方針の中にございまして、これも将来の検討課題にしておいていただきたいと思ひますが、いかがでございまいしょうか。

○谷田政府委員 シドニー校に関する問題といたしましては、実は私も昨年この地を訪問いたしま

なければならぬという状況があり得るだけに、ほとんど生命の危険を感じながら動いておられると思うのです。そういうことについて、施設等ありましたらお願いいたします。

○北村(汎)政府委員 例えはレバノン大使館の場合でございますけれども、ガラスは防弾ガラスにいたしまして、また土のうを積んで破片を防ぐとか、自動車も防弾の自動車を手配するとか、なかなか十分ではないのですが、御指摘のように、そういうところに勤務して、しかも一生懸命我々の在外での仕事をやってくれている館員のために、できるだけの措置をとっておるわけでございます。決して十分なことはありませんが、我々としてもこれは強化したいと考えております。

○小川(七)委員 戦乱の場合ですから、私的財産の損失ということもあるでしょう。また、今言ったインフレその他による生活の困難もあるでしょうし、まして生命の危険、精神的な苦痛、大変なものがあると思います。お金でこれを賄うということだけでは足りないにしても、ぜひそういう地帯にいる人たちに對する適切な施策を講じていただきたい。今一番危険な場所にいるのが、自衛隊でも何でもなし、外務公務員だということを感じさせるから、特に申し上げておきます。

それから、不幸にして、ミサイルその他の偶発的な攻撃があつて死亡したという場合も、今の状態の中で予想されないわけでは有り得るわけですね。こんなことを申し上げるのは余り縁起でもないのですけれども、考えておかなければならないことだと思ひますので、そういう点についての施策がございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○北村(汎)政府委員 在外職員が公務災害を受けた場合、一般的には国内における公務災害と同様に、国家公務員災害補償法に基づいて補償が行われるわけですが、在外勤務の特殊性にかんがみまして、昭和五十二年四月から特例措置をいたしまして、在外職員または外国出張中の公務

員が戦争あるいは事変、そういう内乱等の異常事態の発生時に、その生命あるいは身体に對する高度の危険が予測される状況のもとにおいていろいろ仕事をしておるわけでございますので、その公務上の災害を受けた場合におきましては、年金等の補償額に五〇%加算をしたものが支給されることになりました。また、不幸にも死亡または不具廃疾となつたような者に対しては、補償制度とは別に、表彰制度の一環として賞じゅつ金(恤)制度が設けられておりまして、その賞じゅつ金を授与することができるようになっております。また、外務省の中で、そういう場合に保障あるいはその他経済組合からのお金を出すと、そういうことも考えられております。

○小川(七)委員 以上、いろいろ給与、教育にかかわる具体的な問題を要望申し上げました。これは決して実現不可能な無理なお願ひではないような気がして申し上げたつもりでございますので、各省において十分御検討の上、一日も早く実施をしていただきたい。

特に最後に申し上げましたが、戦争等による不幸な事態が生じた場合においての賞じゅつ、賞じゅつという言葉を聞きしましたけれども、慰労金といふますかそういうふうなもの、これはお金の問題で解決すべき問題ではないと思ひますが、十分な御配慮を願ひたい。

そして、とにかく日本の国においてはもう戦争はございせん。したがって、国内においてそういう状況を想像するということは余り適切ではないわけでございますけれども、やはりそういう地区で働いておられる人たちがあつたという、ことを前提にしてお話を申し上げます。

同時に、今のイラン・イラクの戦争等について、大臣、非常に平和外交の立場で御苦労しておられるわけでございますが、一面、この戦争を、大國の武器を小國に輸出をして、小國に武器の試みをさせているといったような言い方で、大國の武器輸出とそれから小國の戦争を批判している人もあります。日本の國には武器輸出はきつちり禁じら

れております。いろいろな形で、技術援助等も含めて武器または武器にかかわる技術の輸出が要請されていくわけでございますが、ああいう戦乱の教訓に学んで、日本の國は、今後、武器輸出または武器にかかわる技術の輸出等については厳格にこれを守つていただきたい。そして、あるいは戦いの援助になりますか戦いの一つの準備になりますか、そういったようなものには一切手をかさない、そういう立場で今後外交を進めていただきたいと要望いたします。

それについてお考えあれば何って、私の質問を終わりといたします。

○安倍國務大臣 先ほどの子女教育についての非常に温かい御意見に對しまして、傾聴させていただきました。外務省としまして、ますます海外の子女がふえてくるわけでございますから、それに対して、これからの教育の充実のために努力してまいります。

また、戦乱時における外交官はまさに命がけで働いておるわけであります。そうした労苦に報いるために、今後とも、外務省としまして、いろいろ対策を充実していかなければならぬということも痛感をいたしておるわけでございます。

さらに、我が國の基本姿勢はあくまでも平和外交でありますし、平和に徹する覚悟で、世界の平和、さらに地域紛争の平和的解決のためには、これからもひとつ全力を傾けて積極的に取り組んでまいりたい。日本がもちろん憲法の立場からそうした紛争の助長に手をかさないということは、これは当然のことでもございまして、武器輸出三原則等もあります。こうした基本はきちつと守つて、平和外交を進めてまいりたいと考えております。

○小川(七)委員 以上で終わります。

○中島委員長 この際、連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りいたします。

すなわち、大蔵委員会において審査中の内閣提出、國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特

例等に関する法律案について、同委員会に連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る四月二日火曜日午前九時三十分理事會、午前九時四十五分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時二十五分散會

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項を次のように改める。

2 在外職員の子が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が指定する地(以下この条において「指定地」という。)に所在する在外公館に勤務する在外職員の子が当該指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、その加算される額は、同項の額の百分の二百に相当する額を限度とする。

一 在外職員の子が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち

いすれか少ない額
イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費(外務省令で定める費目に係るものに限る。以下この項において「必要経費」という。)として外務大臣が当該在外職員勤務する在外公館の所在する指定地において標準的であると認定する額と前項の額との差額に相当する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額と前項の額との差額に相当する額
二 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額
イ 前号イに規定する額
ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として外務大臣が標準的

であると認定する額と前項の額との差額に相当する額
ハ 前号ロに規定する額
第十五条の二に次の一項を加える。
3 在外職員の勤務する在外公館の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として外務大臣が定める地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女が指定地において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、前項第二号ロに規定する額と同号ハに規定する額のうちのいずれか少ない額を加算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

9,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900	を「上海
700,000	636,100	568,900	499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	に改める。
780,000	707,200	640,000	567,100	500,000	443,100	398,300	363,900	341,500	
254,700	232,300	209,900	187,500	165,100	142,700	120,300	97,900	75,500	
295,400	273,000	250,600	228,200	205,800	183,400	161,000	138,600	116,200	

附則

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在瀋陽日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在瀋陽日本国総領事館を新設し、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるほか、在外公館に勤務する外務公務員に支給する子女教育手当の加算について改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別表第一の一 大使館の表アフリカの項中「在上ヴォルタ日本国大使館」を削り、「ニジェール日本国大使館」を「在ブルキナ・ファソ日本国大使館」に改める。

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中「在上海日本国総領事館」を「在上海日本国総領事館」に改める。

別表第二の一 大使館の表アフリカの項中「上ヴォルタ」を「ニジェール」に改める。

別表第二の二 総領事館の表アジアの項中「上海」を「上海」に改める。

別表第二の二 総領事館の表アジアの項中「上海」を「上海」に改める。

別表第二の二 総領事館の表アジアの項中「上海」を「上海」に改める。

別表第二の二 総領事館の表アジアの項中「上海」を「上海」に改める。

別表第二の二 総領事館の表アジアの項中「上海」を「上海」に改める。

別表第二の二 総領事館の表アジアの項中「上海」を「上海」に改める。

別表第二の二 総領事館の表アジアの項中「上海」を「上海」に改める。

昭和六十年四月五日印刷

昭和六十年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K